官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○総務省組織規則の一部を改正する省令（**総務**一一八）　一
○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一四八）　三
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛**二六）　五
〔その他告示〕
○食用塩の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**六）　一四
○中華人民共和国産二酸化チタンルチル型をもととした顔料及び調製品に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（**財務**二九二）　一五
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録事項の変更に関する件（**文部科学**一一七）　一七
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録事項の変更に関する件（**同**一一八）　一七
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
令和七事業年度財務諸表（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・国立美術館・日本スポーツ振興センター）、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社）、西日本高速道路株式会社工事一部完了、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　二六
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　三二
会社その他
会社決算公告　八〇

省令

○総務省令第百十八号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月十六日

総務大臣　藤井比早之

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地方業務室及び企画官） **第十八条**　［略］ ２　地方業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　次に掲げる事務で管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び行政評価事務所（次号において「管区行政評価局等」という。）が企画及び立案を行い、並びに実施するものの調整及び処理に関すること。 イ　各府省、デジタル庁及び防災庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項及び防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。 ［ロ～ニ　略］ ［三　略］ ［３・４　略］ （総務行政相談部の所掌事務） **第二百二十五条**　総務行政相談部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十四　略］ 十五　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省、デジタル庁及び防災庁の事務の総括に関すること。 ［十六～二十　略］ （管理官の職務） **第二百三十一条**　管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省、デジタル庁及び防災庁の事務の総括に関すること。 ［二～四　略］ ［２　略］ （管理官の職務） **第二百六十九条の二**　管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省、デジタル庁及び防災庁の事務の総括に関すること。 ［二～四　略］ ［２　略］ **附　則** （行政評価局総務課地方業務室の所掌事務の特例） **第十条**　復興庁が廃止されるまでの間、第十八条第二項第一号イの規定の適用については、「及び防災庁の」とあるのは「、防災庁及び復興庁の」と、「及び防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項」とあるのは「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項」とする。	（地方業務室及び企画官） **第十八条**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ イ　各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。 ［ロ～ニ　同上］ ［三　同上］ ［３・４　同上］ （総務行政相談部の所掌事務） **第二百二十五条**　［同上］ ［一～十四　同上］ 十五　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。 ［十六～二十　同上］ （管理官の職務） **第二百三十一条**　［同上］ 一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。 ［二～四　同上］ ［２　同上］ （管理官の職務） **第二百六十九条の二**　［同上］ 一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。 ［二～四　同上］ ［２　同上］ **附　則** （行政評価局総務課地方業務室の所掌事務の特例） **第十条**　復興庁が廃止されるまでの間、第十八条第二項第一号イの規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは「各府省、デジタル庁及び復興庁」と、「及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項」とあるのは「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項」とする。

（管区行政評価局の総務行政相談部の所掌事務の特例）

第十六条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百二十五条第十五号の規定の適用については、「及び防災庁」とあるのは、「、防災庁及び復興庁」とする。

（管区行政評価局の総務行政相談部及び四国行政評価支局の管理官並びに行政評価事務所の行政相談課の所掌事務の特例）

第十七条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十一条第一項第一号の規定の適用については、「及び防災庁」とあるのは、「、防災庁及び復興庁」とする。

（沖縄行政評価事務所の管理官の職務の特例）

第十八条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十九条の二第一項第一号の規定の適用については、「及び防災庁」とあるのは、「、防災庁及び復興庁」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年十一月二日から施行する。

○厚生労働省令第百四十八号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の三第一項及び第二項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的方法による処方箋の提供） **第九条**　法第十二条の二第一項の規定による機構又は連合会に対する処方箋の提供は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号。以下「機構法」という。）第十八条第一項第三号イからホまでに掲げる業務及びこれらに附帯する業務又は法第三十五条第二項各号に掲げる業務において使用する電子情報処理組織（以下「電子処方箋管理サービス」という。）を使用する情報の送付方法により行うものとする。 （電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等） **第十条**　（略） 2　法第十二条の二第二項の規定による調剤を実施する薬局に対する処方箋の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。 （薬剤師が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十三条**　法第十二条の二第三項の規定による機構又は連合会に対する情報の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。 （機構又は連合会が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十五条**　法第十二条の二第四項の規定による前条に掲げる者（患者を除く。）に対する法第十二条の二第三項の情報の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。 2　（略）	（電磁的方法による処方箋の提供） **第九条**　法第十二条の二第一項の規定による機構又は連合会に対する処方箋の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 （電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等） **第十条**　（略） 2　法第十二条の二第二項の規定による調剤を実施する薬局に対する処方箋の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 （薬剤師が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十三条**　法第十二条の二第三項の規定による機構又は連合会に対する情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 （機構又は連合会が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十五条**　法第十二条の二第四項の規定による前条に掲げる者（患者を除く。）に対する法第十二条の二第三項の情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 2　（略）

（電磁的方法によらない処方箋に記載又は記録した情報の提供）

第十六条　法第十二条の二第五項の規定による機構又は連合会に対する同項の情報の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。

（患者の生命又は身体の保護のために必要な情報の提供の求め）

第十八条　法第十二条の二第六項又は第七項の規定による機構又は連合会に対する前条の情報の提供の求めは、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。

（患者の生命又は身体の保護のために必要な情報の提供）

第十九条　法第十二条の二第八項の規定による医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する第十七条の情報の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。

（電磁的方法による電子診療録等情報の提供）

第十九条の三　法第十二条の三第一項の規定による機構又は連合会に対する電子診療録等情報（同項に規定する電子診療録等情報をいう。以下同じ。）の提供は、機構法第十八条第一項第四号各号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務又は法第三十五条第三項各号に掲げる業務において使用する電子情報処理組織（第十九条の五第三項において「電子カルテ情報共有サービス」という。）を使用する情報の送付方法により行うものとする。

（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定めるもの）

第十九条の四　法第十二条の三第一項に規定する診療録その他の心身の状況に関する記録に係る情報であって厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる情報

イ～ハ　（略）

ニ　アレルギー反応その他薬剤等への曝露により生ずる医療の提供に当たって注意を要する反応に関する情報

四　（略）

五　健康診査又は健康診断に関する情報

六　（略）

（電磁的方法による電子診療録等情報の閲覧等）

第十九条の五　（略）

2　法第十二条の三第二項の規定による国民による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一～五　（略）

六　前条第五号に掲げる情報（国民が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

七　前条第六号に掲げる情報のうち必要な情報

3　法第十二条の三第二項の規定による同項に規定する医師等に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法又は表示方法により行うものとする。

（電磁的方法によらない処方箋に記載又は記録した情報の提供）

第十六条　法第十二条の二第五項の規定による機構又は連合会に対する同項の情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（患者の生命又は身体の保護のために必要な情報の提供の求め）

第十八条　法第十二条の二第六項又は第七項の規定による機構又は連合会に対する前条の情報の提供の求めは、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（患者の生命又は身体の保護のために必要な情報の提供）

第十九条　法第十二条の二第八項の規定による医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する第十七条の情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（電磁的方法による電子診療録等情報の提供）

第十九条の三　法第十二条の三第一項の規定による機構又は連合会に対する電子診療録等情報（同項に規定する電子診療録等情報をいう。以下同じ。）の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定めるもの）

第十九条の四　法第十二条の三第一項に規定する診療録その他の心身の状況に関する記録に係る情報であって厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる情報

イ～ハ　（略）

ニ　アレルギーに関する情報

四　（略）

（新設）

五　（略）

（電磁的方法による電子診療録等情報の閲覧等）

第十九条の五　（略）

2　法第十二条の三第二項の規定による国民による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一～五　（略）

（新設）

六　前条第五号に掲げる情報のうち必要な情報

3　法第十二条の三第二項の規定による同項に規定する医師等（以下この条において「医師等」という。）に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法又は表示方法により行うものとする。

4　法第十二条の三第二項の規定による同項に規定する医師等（健診情報提供等対象医療保険者等（第十九条の七に規定する健診情報提供等対象医療保険者等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一～六　（略）

七　前条第五号に掲げる情報（医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

八　前条第六号に掲げる情報のうち必要な情報

5　法第十二条の三第二項の規定による同項に規定する医師等（健診情報提供等対象医療保険者等に限る。以下この項及び次条第一号において同じ。）に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、前条第五号に掲げる情報（当該健診情報提供等対象医療保険者等のその医療保険加入者（第十九条の七に規定する医療保険加入者をいう。）に係る情報であって、医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）についてのみ行うものとする。

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合）

第十九条の六　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　電子診療録等情報の利用（前条第五項の規定による医師等に対する提供又は医師等による閲覧に係るものに限る。）に関する健康診査又は健康診断を受けた者の同意が得られた場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者）

第十九条の七　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、当該患者に医療を提供する歯科医師若しくは薬剤師又は健診情報提供等対象医療保険者等（医療保険者等（介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）とともに行う国民健康保険にあっては、市町村）又は高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この条において同じ。）であって、健康診査又は健康診断を受けた者が当該健康診査又は健康診断を受けた時点において当該医療保険者等の医療保険加入者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者及び同法第五十条に規定する後期高齢者医療の被保険者をいう。）であるものをいう。）とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第二十六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月十六日

防衛大臣　小泉進次郎

4　法第十二条の三第二項の規定による医師等に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一～六　（略）

七　前条第五号に掲げる情報のうち必要な情報（新設）

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合）

第十九条の六　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときとする。（新設）

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者）

第十九条の七　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、当該患者に医療を提供する歯科医師又は薬剤師とする。

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前			
別表第二（第十六条関係） (一)　一般の服制 イ　通常服等の服制	**別表第二**（第十六条関係） (一)　一般の服制 イ　通常服等の服制			
［略］	［同上］			
作業外被	作業外被			
地質	灰色の綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物に防水加工したものとする。	緑色、茶色及び黒色又はこれらの類似色の迷彩模様の綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物に防水加工したものとする。		
製式	襟	スタンド襟とする。	ステン襟とする。	
	腕章留め	腕章留めループを両肩に縫い付ける。	肩章	作業服上衣と同じとする。
	前面	中央にファスナーを付ける。胸部の左右に各一個のスライドファスナーによる開閉式の隠しポケットを付ける。腰部の左右に各一個のファスナーによる開閉式のふた付き隠しポケットを付ける。	前面	中央にファスナーをつける。胸部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、布ファスナーで留める。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
	そで	長そでとし、そで口に面ファスナーを付ける。左そでにファスナーによる開閉式のポケットを付ける。	そで	長そでとし、そで口にバンドをつけ、緑色のボタン二個で留める。
	形状は、図のとおりとする。	形状は、図のとおりとする。		
［略］	［同上］			
作業帽	作業帽			
製式	［略］	［同上］		
	八角筒型とし、共切れの前ひさし及びあごひもを付ける。あごひもの両端は、帽の両側において縫い付ける。帽の腰回りの両側に各二個のはと目を付け、通風口とする。形状は、図のとおりとする。	円筒型とし、共切れの前ひさしをつける。帽の腰回りの両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。前面に共切れの円型台地に茶色糸をもつて桜花の刺しゆうを施した帽章をつける。形状は、図のとおりとする。		
［略］	［同上］			
幹部候補者き章	金色の桜花を浮き彫りにした金属製のものとし、金色の円型の座金を付ける。形状及び寸法は、図のとおりとする。	金色の桜花を浮き彫りにした金属製のものとし、円型の座金をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。		
［略］	［同上］			
備考　陸曹候補者き章は、防衛大臣の定めるところに従い、それぞれ甲又は乙を着装するものとする。	備考　陸曹候補者き章は、防衛大臣の定める陸曹候補者たる自衛官にあつては甲を、それ以外の陸曹候補者たる自衛官にあつては乙を着装するものとする。			
ロ　［略］	ロ　［同上］			
(二)　［略］	(二)　［同上］			

図　陸上自衛官服制の形状及び寸法

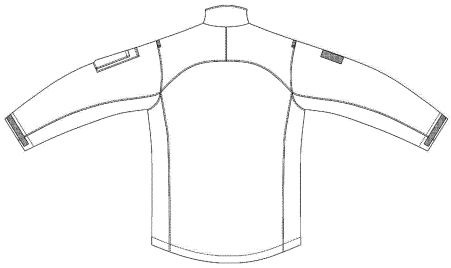
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

(一)　一般の服制

イ　通常服等の服制

作業外被

（後面）



（前面）

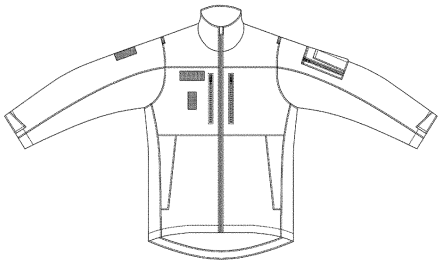


図　陸上自衛官服制の形状及び寸法

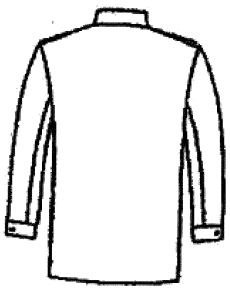
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

(一)　一般の服制

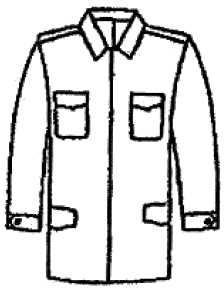
イ　通常服等の服制

作業外被

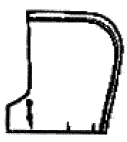
（後面）



（前面）



頭きん



［略］	［略］
備考 一・二　［略］ 三　海曹候補者き章は、防衛大臣の定めるところに従い、それぞれ甲又は乙を着装するものとする。	

別表第三（第十六条関係）

(一)　一般の服制

イ　通常服等の服制

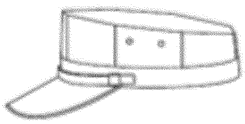
ロ　［略］

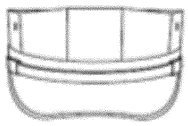
(二)　［略］

図　［略］

作業帽

（側面）　（前面）





［同上］	［同上］
備考 一・二　［同上］ 三　海曹候補者き章は、防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官にあつては甲を、それ以外の海曹候補者たる自衛官にあつては乙を装着するものとする。	

別表第三（第十六条関係）

(一)　一般の服制

イ　通常服等の服制

ロ　［同上］

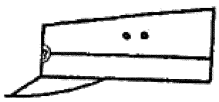
(二)　［同上］

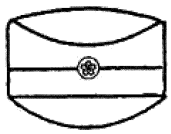
図　［同上］

作業帽

（側面）

（側面）　（前面）





別表第四（第十六条関係）

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

［略］		
短靴	黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。	
［略］		
備考　空曹候補者き章は、防衛大臣の定めるところに従い、それぞれ甲又は乙を着装するものとする。		

ロ　［略］

㈡　［略］

図

航空自衛官服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

短靴



第二種編上靴



別表第四（第十六条関係）

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

［同上］		
短靴	別表第二㈠イの短靴と同じとする。	
［同上］		
備考　空曹候補者き章は、防衛大臣の定める空曹候補者たる自衛官にあつては甲を、それ以外の空曹候補者たる自衛官にあつては乙を着装するものとする。		

ロ　［同上］

㈡　［同上］

図

航空自衛官服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

第二種編上靴



別表第五（第十七条関係）

［略］		
	作業帽	
	製式	［略］
	円筒型とし、共切れの前ひさしを付ける。帽の腰回りの両側に各二個のはと目を付け、通風口とする。前面に共切れの円型台地に黄色糸をもつて、防衛大学校の学生にあつてははと及び桜花を桜で抱擁したもの、防衛医科大学校の学生にあつてははと並びに蛇つえ及び桜花を桜で抱擁したものの刺しゆうを施した帽章を付け、あごひもを付ける。形状は、図のとおりとする。	
［略］		

図

防衛大学校学生服制及び防衛医科大学校学生服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

防衛医科大学校女子正帽

（前面）



（側面）



別表第五（第十七条関係）

［同上］		
	作業帽	
	製式	［同上］
	別表第二㈠イの作業帽と同じとする。ただし、帽章は、黄色糸をもつて、防衛大学校の学生にあつてははと及び桜花を桜で抱擁したもの、防衛医科大学校の学生にあつてははと並びに蛇つえ及び桜花を桜で抱擁したものの刺しゆうを施したものとし、あごひもをつける。	
［同上］		

図

防衛大学校学生服制及び防衛医科大学校学生服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

防衛医科大学校女子正帽

（前面）



（側面）



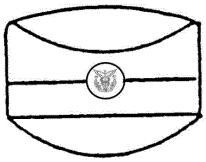
作業帽

（防衛医科大学校の学生）

（側面）

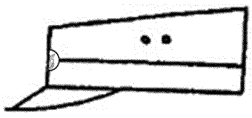


（前面）

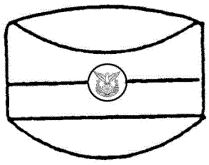


（防衛大学校の学生）

（側面）



（前面）



別表第五の二（第十七条の二関係）

［略］			
作業外被	地質		緑色、茶色及び黒色又はこれらの類似色の迷彩模様の綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物に防水加工したものとする。
	製式	襟	ステン襟とする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側を緑色のボタン一個で留める。
		前面	中央にファスナーを付ける。胸部の左右に各一個のふた付きポケットを付け、布ファスナーで留める。腰部の左右に各一個のふた付き隠しポケットを付ける。
		そで	長そでとし、そで口にバンドを付け、緑色のボタン二個で留める。
		形状は、図のとおりとする。	
［略］			
作業帽	［略］		
	製式	別表第二(一)イの作業帽と同じとし、前面に共切れの円型台地に黄色糸をもつて、馬、翼、桜花及び若葉を組み合わせたものの刺しゆうを施した帽章を付ける。	
［略］			

図

陸上自衛隊高等工科学校生徒服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

別表第五の二（第十七条の二関係）

［同上］		
作業外被	別表第二(一)イの作業外被と同じとする。	
［同上］		
作業帽	［同上］	
	製式	別表第二(一)イの作業帽と同じとする。ただし、帽章は、前面に共切れの円型台地に黄色糸をもつて、馬、翼、桜花及び若葉を組み合わせたものの刺しゆうを施したものとする。
［同上］		

図

陸上自衛隊高等工科学校生徒服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

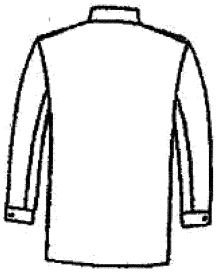
（経過措置）

2　この省令の施行の際現に、陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の自衛隊法施行規則（以下「改正前施行規則」という。）別表第二㈠イの規定による作業外被及び作業帽、航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前施行規則別表第四㈠イの規定による短靴並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前施行規則別表第五の二の規定による作業帽は、それぞれこの省令による改正後の自衛隊法施行規則別表第二㈠イ、別表第四㈠イ及び別表第五の二の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

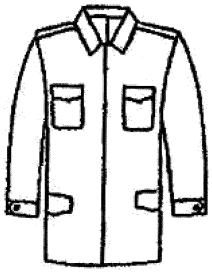
備考　表中の［　］の記載は注記である。

作業外被

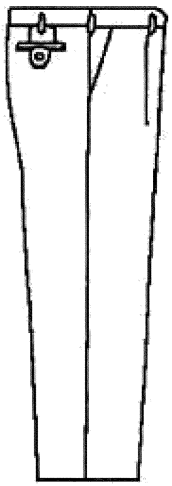
（後面）



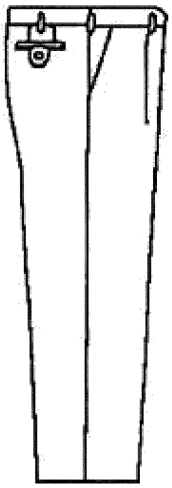
（前面）



第二種夏服ズボン



第二種夏服ズボン



その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、食用塩の表示に関する公正競争規約（平成二十年公正取引委員会告示第三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月十六日　公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　食用塩公正取引協議会（会長　鈴木　　惠）の申請に係る食用塩の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年九月十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
食用塩の製造、加工、販売及び輸入販売業

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

食用塩の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２　事業者は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第３条第１項に定められている栄養成分及び熱量を、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。ただし、栄養表示（栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をいう。）をしようとする場合を除き、表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下のもの又は消費税法（昭和63年法律第108号）第９条第１項において消費税を納める義務が免除される事業者若しくは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第５項に規定する小規模企業者が販売するものにあっては、栄養成分及び熱量の表示を省略することができる。 ３　（略） ４　塩化ナトリウム以外の塩類の含有量が25パーセント以上の食用塩については、施行規則に定めるところにより、低ナトリウム塩である旨及び食品表示基準第７条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項の規定に基づき表示しなければならない。 （特定事項の表示基準） **第４条**　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　海洋深層水を使用している旨を表示する場合には、同一視野内にその採水地と製品重量に占める当該海洋深層水由来の塩化ナトリウムの割合を表示しなければならない。また、海洋深層水の使用によって品質等が優れている旨を表示する場合には、事前にその合理的根拠を一般社団法人食用塩公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）に提出し承認を受けなければならない。 (4)　（略） ２　（略） （不当表示の禁止） **第６条**　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1)～(7)　（略） (8)　他の事業者（この規約に参加しないものを含む。以下この号及び第12号において同じ。）又は他の事業者の商品（原材料を含む。）を中傷し、又はひぼうする表示	（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２　事業者は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第３条第１項に定められている栄養成分は、施行規則に定めるところにより、栄養成分量を表示しなければならない。 ただし、表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下のもの、及び消費税法（昭和63年法律第108号）第９条第１項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するものにあっては、当該表示を省略することができる。 ３　（略） ４　塩化ナトリウム以外の塩類の含有量が25パーセント以上の食用塩については、施行規則に定めるところにより、低ナトリウム塩である旨及び栄養成分量を表示しなければならない。 （特定事項の表示基準） **第４条**　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　海洋深層水を使用している旨を表示する場合には、同一視野内にその採水地と製品重量に占める当該海洋深層水由来の塩化ナトリウムの割合を表示しなければならない。また、海洋深層水の使用によって品質等が優れている旨を表示する場合には、事前にその合理的根拠を食用塩公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）に提出し承認を受けなければならない。 (4)　（略） ２　（略） （不当表示の禁止） **第６条**　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1)～(7)　（略） (8)　他の事業者（この規約に参加しないものを含む。以下この号及び第10号において同じ。）又は他の事業者の商品（原材料を含む。）を中傷し、又はひぼうする表示

(9)　（略）	(9)　（略）
(10)　自己の供給する食用塩の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である表示	(10)　（略）
(11)　一般消費者の商品選択を誤認させるおそれがある「無添加」の表示	
(12)　（略）	

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○財務省告示第二百九十二号

中華人民共和国産二酸化チタンルチル型をもととした顔料及び調製品に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月十六日

財務大臣　片山さつき

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

(一)　名称　日本酸化チタン工業会

(二)　住所　東京都千代田区一番町三丁目八番大宮ビル

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　二酸化チタンルチル型をもととした顔料及び調製品

(二)　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第三二〇六・一号に分類される二酸化チタンをもととした顔料及び調製品（二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇パーセント以上のもの）のうち、二酸化チタンの結晶構造がルチル型であって、二酸化チタンの粒子径が一〇〇ナノメートル超のもの。

(三)　特徴　一般に白色の微細粉末であり、高い隠蔽力及び優れた耐候性を有することから、自動車用塗料、高級建築用塗料、グラビアインキ、フレキソインキ、マスターバッチ及び樹脂への着色などに使用される。

三　調査対象貨物の供給者及び供給国

(一)　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

(1) LB GROUP CO., LTD.
(2) TINERGY CHEMICAL CO., LTD.
(3) SHANDONG DOGUIDE GROUP CO., LTD.
(4) PANGANG GROUP VANADIUM & TITANIUM RESOURCES CO., LTD.
(5) SHANDONG LUBEI CHEMICAL CO., LTD.
(6) QINGDAO BOTIAN CHEMICAL CO., LTD.
(7) LB XIANGYANG TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
(8) YUNNAN METALLURGICAL XINLI TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
(9) ANHUI GOLD STAR TITANIUM DIOXIDE (GROUP) CO., LTD.
(10) GANSU ORIENT TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
(11) SHANDONG SUNTIOX INDUSTRIAL CO., LTD.
(12) CHONGQING TITANIUM INDUSTRY CO., LTD. OF PANGANG GROUP
(13) SHANDONG JINHAI TITANIUM RESOURCES TECHNOLOGY CO., LTD.
(14) GPRO TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
(15) NANJING TITANIUM DIOXIDE CHEMICAL CO., LTD.
(16) XUZHOU TITANIUM DIOXIDE CHEMICAL CO., LTD.
(17) ZHENGTAI NEW MATERIAL TECHNOLOGY CO., LTD.
(18) JINAN YUXING CHEMICAL CO., LTD.
(19) GUANGXI BLUESTAR DAHUA CHEMICAL CO., LTD.
(20) YUNNAN DAHUTONG TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
(21) NINGBO XINFU TITANIUM DIOXIDE CO., LTD.
(22) JIANGXI TIKON TITANIUM PRODUCTS CO., LTD.
(23) ANHUI ANNADA TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
(24) YIBIN TIANYUAN GROUP CO., LTD.
(25) QIANJIANG FANGYUAN TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
(26) PANZHIHUA XINGZHONG TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
(27) CITIC TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
(28) GUANGXI SHUNFENG TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
(29) SHANGHAI PENGBO TITANIUM DIOXIDE CO., LTD.
(30) PANZHIHUA TIANLUN CHEMICAL CO., LTD.
(31) PANZHIHUA HENGTONG TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
(32) CNMC (GUANGXI) PGMA CO., LTD.
(33) YUMEN JINGYANG TITANIUM DIOXIDE MANUFACTURING CO., LTD.
(34) GUANGDONG BAILONG CHEMICAL CO., LTD.
(35) SHANGHAI TITANOS INDUSTRY CO., LTD.
(36) QINGDAO PANTAI CHEMICAL CO., LTD.
(37) DONGGUAN ENTAI CHEMICAL CO., LTD.
(38) SHIJIAZHUANG JINXING FANGYUAN INDUSTRY AND TRADE CO., LTD.
(39) ANHUI UNION TITANIUM ENTERPRISE CO., LTD.
(40) SHIJIAZHUANG LIANTAI CHEMICAL CO., LTD.
(41) SHANGHAI CANSEN CHEMICAL CO., LTD.
(42) SHANDONG ZHUOLIYANG CHEMICAL TECHNOLOGY CO., LTD.
(43) GUANGZHOU TITANOS INDUSTRY CO., LTD.
(44) XIAMEN TIANTAI ELECTROMECHANICAL CO., LTD.
(45) GUANGZHOU HUANGPU TIANTAI CHEMICALS & LIGHT INDUSTRY CO., LTD.
(46) FOSHAN DUANNING NEW MATERIALS CO., LTD.
(47) TIMILLIONS CHEMICAL CO., LTD.
(48) CHENGDU ZEXI CHEMICAL CO., LTD.
(49) FOSHAN ZONTAI TITANIUM DIOXIDE LIMITED
(50) GUANGDONG SHUNDE BLUE ASIA CHEMICAL CO., LTD.
(51) BOOM INDUSTRY (SH) CO., LTD.
(52) BEIJING TDD E-COMMERCE CO., LTD.
(53) JIANGSU SOHO INTERNATIONAL GROUP CORP.
(54) QINGDAO TIDA HEYE INTERNATIONAL TRADE CO., LTD.

(二)　供給国　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四　調査を開始する年月日　令和八年十月十六日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税等に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ　その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦における当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産している三社が加盟する業界団体であり、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める当該三社の生産高の割合は九十九・九パーセントである。

(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

イ　正常価格については、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。

ロ　本邦向け輸出価格については、調査対象貨物に係る本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定した。

ハ　イ及びロにより、調査対象貨物の本邦向け輸出価格は正常価格を下回っており、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、五十パーセントから六十パーセントの間となる。

(三)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ　調査対象貨物の輸入量は、令和五年度から令和七年度までの間に二倍以上に著しく増加し、同期間において、国内需要量に占める当該輸入量の割合も上昇した。

ロ　調査対象貨物の国内販売価格は、令和五年度以降、本邦の産業が生産する産品の国内販売価格を著しく下回っており、本邦の産業は調査対象貨物を引き合いに値下げを要求され、又は製造コストの上昇に応じた値上げを断念せざるを得なかった。

ハ　イ及びロにより、売上高営業利益率が低い水準にとどまるなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

八　令第十条第一項前段及び第十条の三第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　令和九年一月十八日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(三)　対質の申出についての期限　令和九年二月十六日

(四)　意見の表明についての期限　令和九年二月十六日

(五)　情報の提供についての期限　令和九年二月十六日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　その他

イ　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ　本調査の開始に当たり、令第十条第三項前段及び第十条の三第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

○文部科学省告示第百十七号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第四十七条第一項の規定により、同法第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関である学校法人駒澤学園について、法人の主たる事務所の所在地及び研修事務を行う主たる事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第四十七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年十月十六日

文部科学大臣　関　芳弘

登録番号	法人の名称	変更前の法人の主たる事務所の所在地	変更後の法人の主たる事務所の所在地	研修事務を行う主たる事務所の名称	変更前の研修事務を行う主たる事務所の所在地	変更後の研修事務を行う主たる事務所の所在地
Ｂ〇二一三〇六五	学校法人駒澤学園	東京都稲城市坂浜二三八番地	稲城市坂浜一丁目二一番一号	駒沢女子大学	東京都稲城市坂浜二三八番地	稲城市坂浜一丁目二一番一号

○文部科学省告示第百十八号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第六十五条の規定により準用する同法第四十七条第一項の規定により、同法第六十三条第二項に規定する登録日本語教員養成機関である学校法人駒澤学園について、法人の主たる事務所の所在地及び養成業務を行う主たる事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第六十五条の規定により準用する同法第四十七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年十月十六日

文部科学大臣　関　芳弘

登録番号	法人の名称	変更前の法人の主たる事務所の所在地	変更後の法人の主たる事務所の所在地	養成業務を行う主たる事務所の名称	変更前の養成業務を行う主たる事務所の所在地	変更後の養成業務を行う主たる事務所の所在地
Ｃ〇二一三〇八五	学校法人駒澤学園	東京都稲城市坂浜二三八番地	稲城市坂浜一丁目二一番一号	駒沢女子大学	東京都稲城市坂浜二三八番地	稲城市坂浜一丁目二一番一号

公　告

諸　事　項

公　示　送　達

特許法第191条第１項（実用新案法第55条第２項、意匠法第68条第５項及び商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者 住所（居所）	送達を受けるべき者 氏名（名称）	送達する書類 事件の表示	送達する書類 書類名
神奈川県鎌倉市雪ノ下１－３－17 DuexMathias雪ノ下201	渡辺　恵美	商願2025－089658	出願却下の処分の謄本
福岡県福岡市東区馬出４丁目６－20 レスペランス102	庄司　伊吹	商願2026－029416	手続補正指令書（方式）
千葉県八千代市八千代台西グランドソレイユ八千代台303	ＬＡＩ　ＸＩＮＹＵ	商願2026－034401	手続補正指令書（方式）
東京都目黒区碑文谷４－10－11－102　BRICKs	的場　亮祐	商願2025－069445	出願却下の処分の謄本
東京都港区六本木４－２－45　高會堂ビル２階	株式会社datagusto	ＰＣＴ／ＪＰ2023／021313	出願却下の処分の謄本
大阪府大阪市此花区伝法５－１－24　キングマンション此花ＩＩ　307号室	株式会社BeADEL	商願2024－137113	拒絶査定の謄本
		商願2024－137114	拒絶査定の謄本
兵庫県高砂市曽根町1444番地の１	松本　宜士	特許第7100075号	手続却下の処分の謄本
三重県四日市市笹川８丁目45－１－４ビレッジハウス笹川４号棟505	戸上　聖	特願2026－034696	手続補正指令書（方式）
		特願2026－033718	手続補正指令書（方式）
東京都八王子市大塚209番９号	株式会社スカイベル	商願2025－116679	拒絶理由通知書
京都府京都市左京区山端壱町田町１－１国際会館222	山本　貴志	特願2022－141031	特許査定の謄本
		特願2025－232385	手続補正指令書（方式）
東京都江戸川区南小岩１－６－17　エアリーミルト301	三瓶　光世	特願2025－227398	出願却下の処分の謄本
東京都品川区東大井１－２－13　プライムネクサス品川鮫洲104号	合同会社ＶＩＡＭ	商願2025－050751	拒絶査定の謄本
		商願2025－050752	拒絶査定の謄本
ul. Bakuninskaya, d. 73, str. 2, et. 4, pom. I, komn. 31,105082 Moscow(RU)	Limited Liability Company «NEIRY»	意願2024－500665	拒絶査定の謄本
ul. Bakuninskaya, d. 73, str. 2, et. 4, pom. I, komn. 31,105082 Moscow(RU)	Limited Liability Company «NEIRY»	意願2024－501854	拒絶査定の謄本
Reger Blv. 146／13 84512 Be'er Sheva(IL)	Netanel Ohayon	国際登録番号1819459	拒絶査定の謄本
Novomeschersky proezd, 9, bld. 1, room 11 RU-119619 Moscow(RU)	LIMITED LIABILITY COMPANY «HELICON COMPANY»	国際登録番号1806771	拒絶査定の謄本
Samora Machel Avenue 80 Harare(ZW)	RESERVE BANK OF ZIMBABWE	国際登録番号1813755	拒絶査定の謄本
Samora Machel Avenue 80 Harare(ZW)	RESERVE BANK OF ZIMBABWE	国際登録番号1813756	拒絶査定の謄本
アイルランド　ダブリン　２　ロウワー　グランド　キャナル　ストリートトレジャリー　ビルディング	エラン　コーポレーション，　ピーエルシー	取消2026－300257	請求書副本の送達通知
埼玉県草加市神明１－１－27神明プラムビル３Ｆ	株式会社ウィズダム	取消2025－300473	審決の謄本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年10月16日

特許庁長官

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第９４８号

宮城県岩沼市三色吉字水神53番地の11
債務者　大内　香澄
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石杜　恵理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後１時25分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１９号

山形県米沢市松が岬２丁目３番25号　白川荘12号室
債務者　塚田　順一
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１６６号

福島県伊達市保原町字油谷地８番地５
債務者　小林　克栄
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１４７６号

さいたま市桜区町谷１丁目９番８―501号
債務者　増田　美紀（旧姓前田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　明仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７５６号

大阪市浪速区塩草３丁目12番17―1302号
債務者　小山　聖雅
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木場　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６６７号

大阪府泉北郡忠岡町忠岡南３丁目15番10号
債務者　黒井　悠人
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　一仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００号

岡山市北区宿本町４番21号　ＣＬＥＯ旭川105、旧住所岡山市北区牟佐1429番地
債務者　安藤　弘基
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０３号

広島市安佐南区中筋１丁目４番３―703号
債務者　川上企画こと川上　貴裕
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　貴博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６２号

広島市東区戸坂数甲２丁目２番43―2101号
債務者　中山　典子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　麗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５７号

福岡県柳川市大浜町2028番地105
債務者　中島平二郎
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第５８号

福岡県柳川市大和町塩塚1376番地１　柳光園、前住所福岡県柳川市大浜町2028番地105
債務者　中島三千男
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第４２９号

熊本市中央区坪井４丁目１番33号　リベルテＭ　２―Ａ、転入前住所東京都渋谷区恵比寿西１丁目21番15号　エルスタンザ代官山　ザタワー　1201
債務者　岡本　英治
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１５号

熊本県上益城郡御船町大字小坂1516番地
債務者　真田　　透
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４８号

沖縄県那覇市首里赤平町２丁目13番地２　赤平市街地分譲住宅706
債務者　上原あゆみ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊佐香菜子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８４号

秋田県潟上市天王字持谷地53番地１、前住所愛知県岡崎市土井町字荒井甲５番地　岡崎土井寮　Ａ―302
債務者　澤畑　飛雅
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木俊幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６号

秋田市川元開和町13番47号　スリーエースビル201号
債務者　伊藤　志帆
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１号
山形県長井市あら町７番25号
債務者　横澤　尚志
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　祐哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時５分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第２１２号
山梨県甲斐市篠原648番地５
債務者　山口　雅史（旧姓新美）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５０号
山梨県上野原市コモアしおつ２丁目25番８号
債務者　河野　公惠
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　信崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後２時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第８７０号
神戸市中央区中山手通７丁目14番１―915号、従前の住所神戸市中央区元町通３丁目９番19―801号
債務者　仲野　昭彦
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　的場　健祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７６４号
北九州市小倉南区湯川５丁目５番39―402号
債務者　牧　　直美（旧姓渕上）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　敏寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１４３９号
横浜市神奈川区菅田町1010番地９　ＲＵＲＡ菅田町103
債務者　前原洋二郎
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菱山　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８８４号
神戸市東灘区御影石町３丁目２番４号
債務者　山根　健太
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水上　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５１号
北九州市門司区社ノ木２丁目１番12―601号、前住所山口県下関市小月小島２丁目２番１号　ラウンドハイツＢ　102号
債務者　林　　毅
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７６３号
北九州市小倉南区横代北町３丁目３番５号（Ｆ102）
債務者　内門　光輔
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　直生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５５号
熊本県宇土市松山町3750番地１　コーポ花園202、前住所熊本県宇土市椿原町27番地１インフィールド宇土小前５号室
債務者　上田　美香
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５９３号
熊本市東区錦ケ丘28番16―302号
債務者　加藤　貴紀
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　広美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３３７号
大阪府東大阪市三ノ瀬２丁目６番７号　レオパレスＦＵＳＥ　201号
債務者　福井　宏之
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８３９号
大阪市東淀川区小松１丁目11番21―207号
債務者　稲葉　　隆
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　政隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８４４号
兵庫県芦屋市若葉町５番２―744号
債務者　江﨑　絹代
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　駿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７１４号
神戸市垂水区大町４丁目４番８号
債務者　朝の研究所こと　亀代　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１７号
兵庫県姫路市土山２丁目９番５―303号　土山ハイツ
債務者　大谷　千春
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷村　巴菜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５６号
徳島県徳島市蔵本元町３丁目14番地　薮内マンション26号室
債務者　有井　聡子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮武　利行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５６号
福島県本宮市高木字大学38番地４
債務者　田口　朋治
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第４６２号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中二丁目16番地10　セブンスアローズ106
債務者　Ｄａｎｋこと　仲村　　学
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４４号
兵庫県洲本市池田188番地３
債務者　中瀬　　滿
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第７２号
福岡県中間市中鶴四丁目25番１号　ソーシャルインクルーホーム中間中鶴、前住所福岡県直方市大字感田2492番地２
債務者　染井　和昭
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第７６６号
北九州市門司区大字大里5939番地４
債務者　馬場　幸枝
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　時枝　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５３９号
さいたま市北区日進町１丁目487番地６　日進パイオランドマンション308
債務者　藤井　邦彦
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　将之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４７５号
相模原市南区松が枝町６番17号　ベルトピア小田急相模原Ⅲ　201号
債務者　出澤　常成
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　亜也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１９８号
長野市大字金箱562番地18
債務者　髙澤　謙次
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８７１号
大阪市東淀川区上新庄２丁目３番12―301号
債務者　三宅　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　昌浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８４号
熊本市東区戸島５丁目３番67号　104
債務者　由野島　巧
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　素士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５５２号
熊本市北区植木町豊田454番地
債務者　石﨑　英介
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑名さゆり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１号
山形県最上郡舟形町舟形473番地８
債務者　佐藤　　匠
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新田裕一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月７日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第９２０号
京都府相楽郡精華町光台四丁目27番地１　エトワールＣ棟101号
債務者　亀田　翔太
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　祐馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９２１号
京都府相楽郡精華町光台四丁目27番地１　エトワールＣ棟101号
債務者　亀田美和子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　祐馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９３６号
京都市山科区西野様子見町１番地の15　山科団地Ｄ棟907号
債務者　川瀬　周二
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　祐紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２２５２号
名古屋市西区花の木２丁目10番３号　第２マンション　チエ402号
債務者　永田　裕幸
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　麻絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２８５号
名古屋市緑区緑花台1311番地　フィオーレ303号
債務者　関野　真臣
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　泰行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９１号
神奈川県伊勢原市高森７丁目６番地の14　ロイヤルメゾン高森402号
債務者　細川　　敦
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４７５号
静岡市駿河区小黒３丁目１番３―101号、旧住所名古屋市中川区山王４丁目４番16号　コスモピア山王第２　103号
債務者　住田　　卓
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間　　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３１号
熊本県天草市本渡町本渡2371番地８、前住所大分県別府市南立石八幡町６番５号　コンフィアンス1104号
債務者　前田　尚也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第３３号
熊本県天草市佐伊津町5963番地49
債務者　松本　聡子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　真希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第３９９号
静岡市駿河区丸子２丁目４番３号　ハイムウェンディＣ―101
債務者　米坂　俊紀
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間　　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５６４号
静岡県牧之原市相良263番地186
債務者　吉永　潤紀
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若狭　秀和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５６号
静岡市駿河区小鹿1530番地の９　サンガーデンさつきＣ105、旧住所静岡市駿河区丸子５丁目20番13―13号　フレグランス　101号室
債務者　大畑　智義
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳川　侑馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１７号
栃木県足利市堀込町1648番地１　ほりごめの里、住民票上の住所栃木県足利市福居町708番地11
債務者　船渡川　昇
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長壁　孝広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１９号
茨城県東茨城郡城里町大字塩子2744番地の３　塙団地Ａ棟107号
債務者　三浦　清太
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１６９号
福井市月見１丁目９番16号、旧住所福井市菅谷２丁目１－３（１）
債務者　櫻井　優樹（旧姓三屋）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　秀俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９３号
愛知県岡崎市北本郷町字河原28番地１　セレーノ　102
債務者　近藤　誠也
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　克俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８５号
熊本市中央区京町２丁目８番40号　302
債務者　上田　浩一
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　彰宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１５１６号
埼玉県蕨市南町３丁目26番12号
債務者　アンガラ　グラディス　フェリシャノ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３１２号
石川県白山市西柏３丁目１番地10
債務者　和田　妙美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角藤　佑樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２０７号
京都市下京区東洞院通松原下る大江町538番地１　グラン・ドムール東洞院　902号
債務者　長江　達也
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋重　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２１０号
群馬県高崎市剣崎町940―２　松野屋荘４号室、住民票上の住所群馬県高崎市剣崎町340番地１
債務者　黛　　紀夫
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三本　洋樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２３４号
長崎県長崎市上小島２丁目７番11号　ハニーコーム203号室、旧住所長崎県長崎市鍛冶屋町５番５号　ファミール宮崎301
債務者　土橋　早苗
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　孝聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８３号
福井県鯖江市中野町第176号23番地、旧住所福井県坂井市丸岡町今福第２号15番地７
債務者　菅原　和也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光照　良眞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時５分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４５６８号
大阪府寝屋川市香里西之町15番５号、前住所大阪府寝屋川市平池町19―13―202
債務者　小川　　駿
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉田　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９７４号
堺市堺区大浜南町２丁２番21号
債務者　大津　健一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小美野達之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１号
島根県江津市渡津町1926番地13
債務者　宮原　　薫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木暮　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第２５１号
北海道旭川市９条通７丁目2437番地の18
債務者　霜島有紀子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富田　佳佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０９９号
愛知県海部郡大治町大字西條字佐渡７番地の６
債務者　西原　辰起
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０号
山口県萩市大字土原226番地　レインボーリバーハイツ202号
債務者　東萩針灸整骨院　こと　笹川享兵
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第１５号
岐阜市美島町５丁目24番地（コーポＭミシマ302号室）
債務者　喜多川昌樹
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１４８４号
埼玉県新座市栄二丁目９番42号
債務者　宮成亜希子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１２号
新潟県長岡市美沢１丁目490番地11
債務者　田村栄美子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１５８号
新潟県十日町市中条甲2848番地
債務者　山口　良輝
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２４６号
愛知県豊橋市南大清水町字富士見456番地、従前の住所愛知県豊橋市牟呂市場町11番地１クオリアビル３Ｆ
債務者　森　アキ子（法定代理人保佐人　西村和之）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２２２号
岡山県浅口市金光町須恵12番地７
債務者　菰口　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２６１号
福岡県久留米市東合川町412番地１　フエンテ・リラ103号
債務者　豊永　義郎
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第７０１号
北九州市小倉北区熊谷２丁目33番８号（103）
債務者　川口　美央（旧姓山下）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７３０号
北九州市小倉南区徳力５丁目９番18号（108）
債務者　武谷陽一郎
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７７９号
福岡県遠賀郡岡垣町公園通り１丁目13番１号はーとらいふ岡垣、前住所福岡市博多区住吉４丁目30番９号　住吉マンション　101号
債務者　尾形亜由美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８０２号
福岡県中間市扇ヶ浦４丁目５番１号　ルミエール扇ヶ浦201号
債務者　首藤　文夫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１７４０号
さいたま市大宮区上小町158番地
債務者　白石　和人
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５９８号
埼玉県越谷市千間台西４丁目９番地10　第二ロワールピアＡ－102、旧住所横浜市都筑区中川１丁目19番25号　露木中川ビル503号
債務者　風見　健志
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１３９３号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番47号　ピノノワール202号
債務者　髙尾　拓磨
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６２１号
北海道石狩市花川南２条２丁目260番地　結の家豊寿第２
債務者　石田　則子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６４５号
札幌市清田区里塚３条３丁目22番８号
債務者　原　　陽希
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６５４号
札幌市東区伏古２条５丁目５番10号　ステートリラ203号
債務者　石田　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９９号
北海道千歳市信濃４丁目２番46号　メゾンドマリコール１Ｃ号
債務者　工藤　千沙（旧姓横田）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２３号
札幌市手稲区前田１条７丁目２番23号　ハイツ菅原102号
債務者　村山　龍将
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３５号
札幌市北区新川西３条５丁目９番２号
債務者　岡元　真弓
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４１号
北海道千歳市春日町１丁目３番２号
債務者　加藤　和美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７２号
北海道石狩郡当別町弥生6564番地50　ビラ・ニシカワ202号
債務者　井田眞智子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９２号
北海道北広島市高台町７丁目３番地１　Ｅ３－307
債務者　谷本真由美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９７号
札幌市中央区南20条西12丁目２番30－503号
債務者　溝口亜希子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０６号
札幌市手稲区西宮の沢４条４丁目２番１号
札幌田中病院
債務者　土永　厚司
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８７５号
札幌市中央区南８条西６丁目７番地24　アン・セリジェ壱番館1123号
債務者　庄司　将大
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２７２号
北海道旭川市永山２条20丁目４番14号　ハイツゴールデンウェー　101
債務者　吉田　潮音
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７３号
北海道旭川市10条通14丁目24番地の515
10・14コーポＡ101
債務者　米田　浩子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５１２号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地14棟206号
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５４２号
堺市東区菩提町２－７－２、住民票上の住所堺市東区菩提町３丁39番地２
債務者　坂下　英弘
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７５７号
堺市中区土師町２丁５番21号
債務者　鎌倉　和美（旧姓西岡）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７６１号
大阪府藤井寺市岡１丁目８番15―1303号
債務者　坂元奈津子（旧姓安福）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７８６号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　大阪府営浅香山住宅２棟101号
債務者　奥井みり子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８４２号
大阪府松原市田井城２丁目２番２―102号
債務者　松井　尚美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８４４号
堺市堺区緑ヶ丘中町３丁１番７―201号
債務者　今澤　俊太
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８４６号
堺市堺区七道西町12番地８　２―110号
債務者　久保善一郎
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８５４号
堺市北区新金岡町１丁２番２―206号
債務者　上田　純子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８８７号
大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目13番12号
債務者　至田　又久
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８９５号
堺市西区浜寺石津町中１丁７番42号　若松荘203号、前住所堺市西区浜寺諏訪森町西１丁35番地８　ピュール絆307号
債務者　西口　正司
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９０５号
堺市南区桃山台３丁２番４―210号
債務者　谷口　明美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９１４号
堺市堺区旭ヶ丘北町３丁２番13号　山本文化２Ｆ
債務者　藤永　正子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９３３号
大阪府藤井寺市大井４丁目８番13号
債務者　松尾　由紀（旧姓川上）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９３７号
大阪府富田林市清水町３番９―504号、前住所大阪府富田林市錦織南一丁目13番11号(205)
債務者　小林　正明
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４４号
大阪府羽曳野市古市６丁目１番14号　田中テラス３号棟、前住所大阪府羽曳野市誉田６丁目１番30―102号　パナハイツサンドールＡ
債務者　入江　泰雄
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５４号
大阪府富田林市寺池台四丁目１番312―104号、前住所堺市中区福田170番地４　クラールミルトＦＵ202号
債務者　藤原　優菜
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９８９号
堺市西区堀上緑町３丁２番65―206号
債務者　中尾　和秋
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１００３号
大阪府高石市羽衣４丁目８番８―202号
債務者　伊藤貴世美
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３号
岡山県津山市皿164番地２、前住所大阪府大阪市港区磯路２丁目14番６―410号
債務者　平井　亜季
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第８０３号
福岡県遠賀郡水巻町高松19番303号
債務者　武富　理恵
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８１１号
北九州市小倉南区徳力２丁目２番30―２Ｂ号
債務者　吉田　望夏
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８号
山形県東田川郡三川町大字東沼字興屋下27番地、前住所東京都練馬区小竹町２丁目68番２号　トーキョーベータ小竹向原５　106号室
債務者　大瀧佳奈子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第６０号
山形県鶴岡市三和町９番５号、前住所山形県鶴岡市睦町４番12号
債務者　宮本　　静
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第２７０号
静岡県裾野市御宿405番地の２、前住所静岡県裾野市千福が丘二丁目11番２
債務者　菊池　絵莉（旧姓矢野）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４３号
香川県観音寺市新田町1326番地
債務者　藤田　英信
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第１７号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目21番12号　ホワイトハウスＢ棟、住民票上の住所北海道新冠郡新冠町字万世114番地　福地トレーニングファーム
債務者　須知　安明
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第９８６号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目23番１号　メゾンドショコラドゥ101、従前の住所仙台市青葉区小松島２丁目26番５―402号
債務者　昆野　　廉
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０２９号
仙台市宮城野区新田４丁目18番18―205号
債務者　馬上　洋一
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３６号
仙台市泉区将監11丁目５番45―33号
債務者　蘇武　秀明
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３７号
仙台市泉区将監11丁目５番45―33号
債務者　蘇武　里枝
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７２号
仙台市青葉区愛子中央６丁目２番38―704号
債務者　大友　尚子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８６号
仙台市太白区八木山緑町９番３号　プレジール八木山206
債務者　菊田　泰樹
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１９０号
秋田市旭南一丁目６番26号
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５号
秋田市広面字板橋添４番地15
債務者　石黒あずさ（旧姓横瀬）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３４号
秋田県由利本荘市矢島町荒沢字才之神１番地23
債務者　佐藤　和人
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第１７０号
福島市野田町五丁目１番37号医心館福島、従前の住所福島市岡部字大下５番地ビレッジハウス岡部１号棟106
債務者　田中　和夫
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３２２号
茨城県水戸市見川３丁目856番地の１　クリーンルームあつむＣ棟213号
債務者　松戸　文江
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３２７号
茨城県水戸市姫子１丁目303番地の１　グランブリック水戸205号
債務者　保川智恵美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３３７号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4473番地３、前住所埼玉県大里郡寄居町大字保田原63番地４
債務者　市毛　鈴音
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２３１号
茨城県石岡市若松二丁目１番44号
債務者　新田真菜美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第７０３号
川崎市麻生区向原２丁目18番10―408号　ロイヤルヒルタチバナ
債務者　森　　広隆
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９号
岐阜市芥見海戸山124番地（エスパシオン長良台　Ｃ－２号室）、前住所岐阜県各務原市蘇原東島町２丁目178番地（フィアス東島101）、（前々住所）岐阜県各務原市蘇原六軒町４丁目10番地６（エルム六軒1101号）
債務者　大田　星香（旧姓奥野）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４００号
静岡市駿河区丸子２丁目４番３号　ハイムウェンディＣ―101
債務者　米坂　芳美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２０号
奈良市右京五丁目９番地　平城右京団地33―503
債務者　松原　由美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３３号
奈良市押熊町598番地の４　ベッラフローラⅡ203号
債務者　渡部　智夏
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５５号
奈良市三条本町１番93―709号
債務者　芝本　庄次
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５２４号
岡山市北区島田本町二丁目８番30号　オズハイツ401号室、旧住所東京都板橋区栄町26番６号　プレミール板橋
債務者　杉山　翔紀
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５８号
岡山市東区神崎町532番地２
債務者　上岡　圭一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７８号
岡山市北区尾上1141番地　ビレッジハウス一宮２号棟405号室
債務者　庵原　慎一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９号
岡山県新見市大佐永富1839番地
債務者　原田　照子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所新見支部

令和８年（フ）第４７号
山口県下関市豊浦町大字黒井2817番地６
債務者　山陽代行こと　城間　義明
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第６３９号
熊本市東区戸島西１丁目29番31―703号
債務者　廣瀬　貴夫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２９号
宮崎県都城市都原町２番地１　都原団地52―２―295、前住所鹿児島県鹿児島市西綾五丁目９番地10号　スカイヒルズ西綾101号
債務者　古賀　清香
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１３２号
宮崎県都城市上川東四丁目４号３番地　大田貸家７号棟
債務者　岡別府　晃
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１３３号
宮崎県都城市上川東四丁目４号３番地　大田貸家７号棟
債務者　岡別府亜紀子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１３９号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1159番地４　宮脇団地Ｂ棟202号、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志2201番地　メゾンレーベ302号
債務者　上野　孝子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１４１号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4116番地１　ロックタウン西方106号、前住所鹿児島県肝属郡肝付町新富4585番地２　国見園
債務者　西　五十四
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第３６号
福島県西白河郡西郷村大字米字中山下39番地　小針貸家５
債務者　髙久　富雄
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第５３９号
横浜市泉区中田北２丁目14番25号　ＥＳＩＯＡ202号
債務者　山本　久和
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９６２号
横浜市戸塚区戸塚町2101番地　南戸塚住宅１棟402号
債務者　銭袋　美子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１４８号
横浜市青葉区美しが丘４丁目32番地66　２Ｆ
債務者　我那覇直樹
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３０号
横浜市中区本牧原34番16号　ユナイト本牧ブラッドリの杜101号室
債務者　石井　邦憲
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３８４号
横浜市港南区日野南６丁目43番９号
債務者　三浦　泉穂
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８１号
山梨県甲斐市島上条94番地１　市営川辺町団地106号
債務者　小澤　　薫（旧姓五味）
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７５号
愛知県北名古屋市中之郷諏訪108番地２（申立て時の住所）岐阜県大垣市林町８丁目69番地　グループホームあおぞら（前々住所）岐阜県大垣市赤坂新田３丁目38番地２
債務者　伊藤　恭子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
岐阜県大垣市福田町78番地１　エスポワール２　107号、前住所岐阜県大垣市笠縫町８番地11　オホーツクマンション　501号
債務者　光安　哲也
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第２０６号
三重県鈴鹿市平田本町二丁目11番17号　ボヌール105号室
債務者　吉田　まゆみ
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２１号
三重県津市白塚町3374番地　第一幸元ハイツ202
債務者　中村　　碧（旧姓河端）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２９号
三重県鈴鹿市竹野二丁目19番15号　モアフレンド１Ｈ
債務者　駿河　敏和
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３９号
三重県鈴鹿市磯山二丁目６番27号　ブルーデンス201、前住所三重県鈴鹿市東磯山二丁目９番20号　シーサイドハイツ１Ｃ
債務者　仲尾ジョージこと　ＮＡＫＡＯ　ＪＯＲＧＥ　ＭＩＧＵＥＬ
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４９号
三重県四日市市小杉町41番地１　ファミール小杉Ⅱ－101、前住所三重県四日市市まきの木台二丁目18番地　フォレストヒルズヤサカ101
債務者　中村　克己
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２５０号
三重県四日市市小杉町41番地１　ファミール小杉Ⅱ－101、前住所三重県四日市市まきの木台二丁目18番地　フォレストヒルズヤサカ101
債務者　中村　町子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９５号
大津市国分一丁目37番18号
債務者　小山　竜史
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０１号
滋賀県高島市今津町弘川77番地２　武末団地２－501号
債務者　三田村信也
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１１号
滋賀県湖南市下田2747番地（412号）
債務者　山脇真理絵
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３２号
滋賀県湖南市中央五丁目141番地（206号）、前住所北海道日高郡新ひだか町静内中野町３丁目45番地の10
債務者　泉谷　伸彦
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７６号
大津市大江五丁目33番23号　201号、前住所大津市南郷二丁目46番９号
債務者　大徳　　徹
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９９号
滋賀県甲賀市甲南町葛木855番地
債務者　松岡昇弘こと　鄭　　昇弘（法定代理人補助人三枝哲哉）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９３３号
京都市山科区四ノ宮小金塚８番地の113
債務者　太田建材こと　太田　光勇
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５２９号
兵庫県姫路市林田町下構109番地32
債務者　廣瀬　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２６５号
奈良市杉ヶ町25番地の１　フェリス駅前103号
債務者　絹川　隆子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６０号
鳥取県米子市東福原４丁目21番８号　205号
債務者　佐伯　愛香
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第７７７号
広島市安佐南区大町西１丁目19番26―102号Ｂ棟
債務者　平本　裕太
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９５０号
広島市東区光町１丁目７番７―102号
債務者　小林　樹史
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２０号
山口県下関市秋根北町８番35号　立花アパート　103号、前住所山口県長門市油谷後畑3719番地３
債務者　ミスターらーめんこと　水津　　博
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２９８号
愛媛県松山市市坪北１丁目19番３号　市坪団地３棟47号
債務者　楠野かよみ
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０７号
愛媛県松山市和泉北１丁目２番３号　和泉マンション203号
債務者　川上　貴也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１３号
愛媛県松山市古川西３丁目３番33号　オックスフォードサーカスカメリア405号
債務者　築田　百恵
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２６号
愛媛県松山市古三津１丁目６番37号
債務者　大西　亞聖
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９４号
福岡県築上郡築上町大字椎田1778番地１
債務者　市川　京子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第５２４号
熊本市西区花園１丁目10番５号
債務者　森田　健一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２５号
熊本市西区花園１丁目10番５号
債務者　森田　倫代
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８１号
宮崎市平和が丘西町25番地１　県営住宅２棟108号
債務者　星本　妙子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３８８号
宮崎市大字赤江218番地　ｓｕｎｎｙｍａｉｓｏｎⅡ202号
債務者　得平　優雅
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４０６号
東京都福生市大字熊川1377番地１たまカルチャープラザドミトリー110号室
債務者　杉山梨緒グレース
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４４１号
東京都八王子市上柚木２丁目８番地12ブルー・ベル203号
債務者　高田　勝哉
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４６２号
東京都東大和市中央２丁目845番地の１中央エステート106
債務者　清水　智子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８８号
東京都八王子市本郷町３番16―203号
債務者　山本　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６７７号
東京都昭島市もくせいの杜１丁目４番２―317号
債務者　大木美智子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７０２号
東京都青梅市成木２丁目299番地
債務者　高山　朋美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２６８号
福井市花堂北２丁目15番33号　ハウス花堂、住民票上の住所福井県坂井市坂井町若宮第14号１番地23
債務者　湯川　琴理（旧姓李）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６９号
福井市学園３丁目１番５号　学勝マンション103
債務者　土橋　秀正　法定代理人成年後見人　小野　剛嗣
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７０号
福井市運動公園３丁目1308番地　やしろホーム、旧住所福井市西木田三丁目16番21号
債務者　奥谷　直己　法定代理人補助人　金森　隆太
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７３号
福井市上北野１丁目25番30号　トレビアン大東Ⅱ205号
債務者　笠松　紀彦
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３９５１号
大阪市大正区三軒家東４丁目６番19―605号
債務者　刀祢　　都
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４３０号
大阪市住吉区我孫子西１丁目16番11―301号
債務者　竹本吉子こと　ＰＡＲＫ　ＫＩＬＪＡ　朴　　吉子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８９号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目18番28号
債務者　佐藤　芳彦
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１７号
大阪府東大阪市岩田町３丁目12番35号　第三ハレーハイツ　３Ｇ、前住所堺市堺区南瓦町１番15―506号
債務者　安田　和貴
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３９号
大阪市北区扇町２丁目３番１―109号
債務者　山下　敏雄
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３９号
大阪府守口市佐太中町６丁目５番14号
債務者　柳川　健史
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１０６号
大阪市住吉区庭井１丁目１番26号　サニーハイツ　102号
債務者　濱田　房枝
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２１２号
大阪市天王寺区逢阪２丁目５番15号
債務者　中村　早苗
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２７１号
大阪府東大阪市大蓮北１丁目９番26号　グループホーム輝きの里
債務者　松本　泰一（法定代理人成年後見人藤澤泰子）
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８１号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目１番21―408号
債務者　黒澤テル子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９２号
愛媛県四国中央市土居町土居225番地１　第１続木マンション21号、前住所大阪府大阪市東淀川区小松１丁目２番４号　201
債務者　赤谷　淳司
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４９２号
熊本県宇城市豊野町中間3848番地５
債務者　茶屋　真二
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２８８号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味255番地
債務者　喜友名浩二
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１６１１号
東京都東村山市美住町１丁目４番地15美住町１丁目第３アパート２―509
債務者　坊野　一敏
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５５号
福井県敦賀市蓬莱町５番17号　メゾン豊幸203号室
債務者　桂本沙也華
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第１１８号
神戸市西区池上２丁目36―１　メゾン池上２―105号、住民票上の住所神戸市西区大津和２丁目９番地の３　サニーパレス池上312号
債務者　矢部　享子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２３８号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　754―202号
債務者　狩集　純清
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２４５号
兵庫県明石市魚住町住吉４丁目４番３号　カサブランカ住吉221号
債務者　荻野たつ子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２０号
徳島県阿南市長生町西方591番地　市営西方団地215号室
債務者　吉岡戦四郎
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第２２号
徳島県阿南市賀町新はり257番地フィットセル・ハレアカラＡ棟
債務者　日下　陽香
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第２１４号
福島県郡山市富久山町久保田字石堂67番地の１　パークサイドマンション601号
債務者　菱田　朋宣
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２４２号
福島県郡山市田村町金屋字上川原157番地　クラールＩ―103号
債務者　松浦　　凌
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７４９号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド住宅41号棟205号室
債務者　安達　慎也
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５０号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド住宅41号棟205号室
債務者　安達　正美
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２４号
神戸市北区緑町５丁目６番６号
債務者　吉田　宏隆
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８５０号
神戸市北区東大池２丁目29番12号　イーストハーツ202号室
債務者　中原　　恵
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８７６号
兵庫県三田市駅前町22番４―302号
債務者　德本　吉香
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８７７号
兵庫県三田市駅前町22番４―302号
債務者　盛　　辰男
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９０号
神戸市北区有野台６丁目20番Ｂ９棟408号
債務者　渡部　京美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９３０号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目235番地
債務者　山本　　薫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８９号
沖縄県糸満市字潮平608番地の１　コーポ誉205号
債務者　阿波根洋一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７２１号
京都府京田辺市草内大切32番地　アベニュー306
債務者　上田　己月
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７５４号
京都市伏見区向島二ノ丸町68番地122
債務者　山田　麻矢
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１６号
京都市山科区四ノ宮神田町19番地　ヴィラ大成501号
債務者　金田　貴子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１５１号
島根県安来市飯島町1501番地２
債務者　米本　和紀
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０４号
山口県宇部市北琴芝２丁目３番２―406号
債務者　田中麻由美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１２７号
山口県宇部市東平原２丁目10番30―206号
債務者　清野　勝幸
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第２６３号
青森市久須志２丁目６番14号　大高方
債務者　成田　稚子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４９８号
神奈川県厚木市下荻野1179番地１　マンション難波106
債務者　山崎　晃汰
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５０５号
神奈川県秦野市曲松１丁目11番３号　サンコーポラス曲松　203号
債務者　鈴木　卓矢
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４８７号
熊本市中央区紺屋今町３番８号　402、転入前住所長崎市丸山町５番５号　山口第１マンション506
債務者　大平　桂子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９４号
熊本市中央区下通２丁目７番30―303号、異動前住所熊本市中央区大江５丁目５番21号　山本方
債務者　敦賀　貴雅
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６２６号
熊本県上益城郡嘉島町大字上島2004番地１　リベルテＫ　102
債務者　横原　一彰
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５１４号
広島市南区皆実町４丁目15番11―402号
債務者　河野　菜摘
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７５８号
広島県東広島市八本松町正力206番地１　リバーコートＣ201号
債務者　若林　七笑（旧姓高松）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

令和５年（フ）第２２号
島根県益田市横田町429番地26
破産者　佐田石油株式会社
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

令和７年（フ）第１５号
島根県益田市久城町802番地70、前本店所在地島根県益田市久城町519番地２
破産者　株式会社インテリア・タナカ＆ファミリー
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

令和７年（フ）第２１３号
相模原市緑区小渕2167番地６
破産者　戸高　良人
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第２５２号
三重県津市分部2870番地
破産者　北岡　浩一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２９号
三重県鈴鹿市白子二丁目30番25―２号
破産者　野呂　仁美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４８号
三重県鈴鹿市寺家四丁目３番３号　ベルカーサ鼓ヶ浦　206
破産者　北川　愛美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４号
北九州市若松区高須南三丁目１番４―305号
破産者　合同会社近江家
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１５８７号
札幌市白石区栄通７丁目２番14号
破産者　有限会社折松富川商店
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３号
北海道旭川市東光九条六丁目５番２号
破産者　有限会社丸一柿崎商店
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２０号
北海道帯広市東４条南14丁目６番地３
破産者　合同会社Ｓｐａｒｋ（別名称　帯広不動産）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第２４号
栃木県那須塩原市鍋掛1085番地437
破産者　有限会社カーチャンス
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第２５号
栃木県那須塩原市埼玉８番地　市営稲村団地1121号
破産者　平山　浩治
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和７年（フ）第６７号
千葉県香取市扇島1841番地６
破産者　株式会社ノグチ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和４年（フ）第２２５号
神奈川県大和市大和東３丁目13番３号
破産者　株式会社ベルベ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５２０号
岐阜市若宮町二丁目８番地
破産者　株式会社Ｕ―ｕｐ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１７５０号
愛知県春日井市関田町２丁目197番地　セントラルパリュ１階南
破産者　有限会社名波工務所
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７３５号
名古屋市東区芳野３丁目２番26号―2003
破産者　合同会社ＴＡＶ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７３６号
名古屋市中区千代田２丁目３番４号
破産者　株式会社ＢＬＯＷＺ　ＲＩＮＧ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３５３２号
大阪府茨木市耳原２丁目１－５
破産者　株式会社ＧＲＡＮＤ・Ｃ・ＳＥＶＥＮ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２０２６号
大阪府八尾市若林町１丁目76―３朝日生命八尾南ビル２階
破産者　株式会社ピーエス
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５８２８号
大阪市北区大淀南１丁目10番５―801号
破産者　Ａｄ合同会社
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６０７７号
大阪市中央区南船場２丁目４番８号
破産者　株式会社ファーストネット
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４１号
大阪市西区南堀江１丁目16―11ＲＥ―008（３Ｆ）
破産者　株式会社ＡＲＳシステムズ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３５２号
堺市北区東浅香山町１丁228番地２
破産者　株式会社小宮技建
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５７１号
大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―506号
破産者　有限会社システムデザイン
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５７８号
大阪府高槻市北柳川町３－１―217
破産者　株式会社雅龍
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７４４号
大阪市淀川区西中島３丁目８―15新大阪ビルディング1202号室
破産者　株式会社アスグッド
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８８４号
大阪市西淀川区竹島２丁目４番39号
破産者　株式会社西口商店
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０７０号
大阪市中央区島町１丁目１番１号島町ビル
破産者　有限会社エイテスソフト
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８９号
大阪府柏原市大県二丁目５番９―305号
破産者　潤光建機材株式会社
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２８６号
兵庫県加古川市神野町神野1323番地の４
破産者　有限会社アレックス
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第２２９号
香川県高松市木太町5068番地５
破産者　有限会社増田工務店
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２号
香川県高松市香南町横井985番地11
破産者　株式会社和工業
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２３号
高知県安芸市本町二丁目11番14号
破産者　丸岡商事株式会社
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和８年（フ）第７６号
福岡県久留米市六ツ門町22番地46
破産者　モノコトクリエイション株式会社
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第７７号
福岡県久留米市六ツ門町22番地46
破産者　浮世株式会社
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第３３号
山形県新庄市大字鳥越1488番地39
破産者　新和製作所有限会社
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第４２号
千葉県茂原市本小轡1136番地26
破産者　株式会社めいあん
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第４３号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目18番２号Ｔ’ｓ　ｇａｒｄｅｎ新検見川Ｉ　112号、開始決定時の住所千葉県茂原市本小轡1136番地26
破産者　杉原　　治
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和６年（フ）第２１７５号
東京都昭島市田中町２丁目19番３号
破産者　吉田　千文
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０９５号
東京都多摩市関戸３丁目10番地の11　Ａ－203
破産者　間　亜紀子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１０７号
東京都府中市白糸台１丁目57番地の１クレスト白糸201
破産者　大森　恵美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１２９号
東京都東大和市仲原４丁目12番地の３サンレイクヴィラＳＵＺＵＫＩ　Ａ202
破産者　吉田　和希
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３００号
三重県桑名市多度町小山1969番地
破産者　有限会社平八郎
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第４１１号
岡山県倉敷市真備町岡田132番地３（102）
破産者　大三運送有限会社
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第６９号
岡山県倉敷市阿知三丁目22番９号
破産者　株式会社ビックツリー
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第２１３号
佐賀県鳥栖市養父町480―１
破産者　株式会社ワイズカンパニー
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３５２号
熊本市南区城南町下宮地429―１
破産者　合同会社ライフコムプラス
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第７７号
熊本県八代郡氷川町野津4550番地
破産者　農事組合法人氷川ひまわり野菜王国
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第２９号
島根県益田市横田町186番地６
破産者　中島　正幸
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第１７４号
岩手県北上市二子町秋子沢69番地10
破産者　菅野　大樹
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１９７号
盛岡市本町通三丁目12番６―304号
破産者　佐々木佳苗
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第６０号
福島市瀬上町字東町三丁目３番地の７
破産者　羽賀　健司
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第６３号
福島県伊達市梁川町白根字深久保19番地１
破産者　安藤　真人
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第６６号
福島市飯坂町平野字上前田５番地の１ナーシングホームサクラシア福島、従前の住所福島市御山字検田65番地の１レオパレスラペンナ205
破産者　齋藤　正和
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２７３号
相模原市南区文京２丁目８番１―402号
破産者　鈴木　義信
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２９６号
相模原市南区相模大野６丁目18番５号　ガーデンヒルズ相模大野303号室
破産者　三上　静也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第９４号
山梨県北杜市高根町蔵原1049番地
破産者　村田　明俊
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４７号
長野市中条御山里4114番地
破産者　北澤美知江
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０号
長野県飯田市松尾寺所7050番地３
破産者　三村　遼央
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第２０号
島根県浜田市殿町62番地７（１Ｆ）、住民票上の前住所島根県浜田市長沢町3266番地
破産者　黒木　綾太
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第３７号
北九州市八幡西区御開４丁目６番１号（203）
破産者　植田　孝代
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８４号
北九州市小倉北区末広１丁目14番15号
破産者　菊田　真一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５号
大分県日田市大山町西大山6089番地１、前住所大分県日田市大字北豆田1231番地７
破産者　宝谷　未里
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和７年（フ）第１３７号
鹿児島県志布志市有明町蓬原1074番地５、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志一丁目30番８号
破産者　寿司・和食きらくこと　坂下　春夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第６３号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田3493番地３
破産者　新川　友春
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第６７号
鹿児島県曽於市末吉町二之方3990番地３、前住所宮崎県都城市都島町252番地３
破産者　大石　利夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第４９１号
札幌市豊平区美園９条５丁目３番３－202号
破産者　多田菜々美（旧姓斉藤）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５３１号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番４－506号、開始決定時の住所札幌市中央区南14条西13丁目１番33－403号
破産者　能呂　春花
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０７号
北海道江別市東野幌本町７番地の53　クィート野幌
破産者　川尻　達也
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１８８号
札幌市清田区北野５条５丁目14番15号
破産者　村上　義雄
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２３８号
札幌市北区篠路町上篠路60番地26
破産者　近藤　隆之（旧姓佐々木）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５号
北海道砂川市吉野４条南５丁目２番６号
破産者　多地　健司
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第８号
北海道沙流郡日高町門別本町12番地の４
破産者　菊池　拓真
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第１３４号
北海道旭川市東光９条６丁目５番２号
破産者　柿崎　能成
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９号
茨城県日立市弁天町２丁目21－９　フレックスＭ202号室、開始決定時の住所茨城県土浦市神立中央二丁目１番22号　カーサ・ラフレシールＡ102
破産者　黒川　耕平
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１６０号
茨城県稲敷郡阿見町大字大室68番地１　グリーンヒルズ曙Ａ－203
破産者　遠藤　　聡（旧姓上杉）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１７３号
茨城県つくばみらい市板橋1864番地１
破産者　小菅　大介
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１８０号
茨城県石岡市杉並二丁目５番41号
破産者　浅野知恵子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１７９号
山梨県甲斐市龍地1384番地　ボナール沖田101号室
破産者　中島　真紀
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６９号
岐阜県関市栄町４丁目５番60―104号、前住所岐阜県可児市川合808番地１
破産者　林　　英寿（旧姓笹野）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第３２６２号
名古屋市昭和区鶴舞２丁目15番21号　カレッジスクエア鶴舞201号、従前の住所名古屋市中区新栄１丁目２番23号　新栄ビル201号
破産者　坂上弦左衛門
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７１号
群馬県太田市市場町455番地１　ゴールドフレイムＡ―102号、開始決定時の住所愛知県小牧市新町２丁目147番地
破産者　山脇　　純
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５８５号
名古屋市昭和区御器所２丁目４番７号　Ｖｅｌｏ　ＧＯＫＩＳＯ　203号
破産者　吉田　勝幸
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８７号
名古屋市昭和区川原通７丁目13番地　ＮＫ川名Ⅱ２Ａ号、従前の住所名古屋市瑞穂区田辺通６丁目22番地　ユーハウス瑞穂公園７Ｂ号
破産者　加藤　政宏
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０７６号
名古屋市北区楠味鋺３丁目1410番地　メゾンアモール207号
破産者　酒井工業こと　酒井　晃博
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０７７号
愛知県名古屋市中川区柳堀町14番５号　Ｍｔ．ｃｒｏｗｎ名駅南１Ｃ号、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地20　プレミアステージ101号
破産者　北村　大地
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０９４号
愛知県清須市西枇杷島町旭２丁目26番地２、従前の住所名古屋市中区丸の内３丁目15番13号　丸の内エンブルコート202号
破産者　指宿　堅多
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１４５号
愛知県半田市港町３丁目67番地の４　ポートヴィレッジ24Ⅱ105号室、従前の住所愛知県高浜市青木町４－３－１　レオネクストＭＯＲＩＹＡ101
破産者　山口　　孟
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２２０号
名古屋市熱田区新尾頭１丁目12―11　シングルライフ大口８Ｃ、住民票上の住所愛知県知多郡美浜町大字野間字前川18番地６
破産者　呑喜金山店こと　石井　誠也
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５４８号
名古屋市北区若葉通１丁目25番地　若葉ビル206号
破産者　伊東　由美
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３５３３号
大阪府高槻市氷室町２丁目26番１―119号、前住所大阪府高槻市安岡寺町１丁目47番13号
破産者　浅田　真巳
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３４５５号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目13番23―705号
破産者　宮川　　清
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３７６７号
沖縄県中頭郡西原町字小橋川93番地の２（グランデ城301号）
破産者　角谷　慎介
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３９６９号
京都府宇治市広野町丸山36番地の49
破産者　山内　修平
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１９８号
大阪府茨木市沢良宜東町４番18号　グランドールマンション104号
破産者　太田　竜二
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５２２４号
大阪市浪速区湊町２丁目２番40―1308号、開始決定時の住所大阪市西区南堀江２丁目５番24―606号
破産者　松本　真希
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２３８号
大阪府東大阪市三島２丁目16番14号　ルミエール鴻池新田　103号
破産者　金井　　薫
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６３４６号
大阪市浪速区大国１丁目10番23号　サンライズコーポ　501号
破産者　中島　洋一
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６４２０号
大阪府吹田市広芝町５番34―207号
破産者　大浦　良祐
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５７６号
大阪府東大阪市荒本新町８番30―304号
破産者　別納　大地
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５９６号
大阪府寝屋川市寿町38番４号
破産者　笹沼　和真
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５９７号
大阪府池田市木部町343番地
破産者　しろくろとりここと植田加奈子（旧姓西田）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６９５号
大阪府門真市末広町25番７―304号、前住所大阪府寝屋川市八坂町24番６―206号
破産者　伊崎　大雅
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７９３号
大阪市淀川区木川西２丁目６番６―1002号
破産者　鳥澤　健一
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９５４号
大阪府高槻市北園町１番１―102号
破産者　岩田　健杜
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０１４号
大阪市此花区高見１丁目３番33―205号
破産者　栗山　真利
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７２３号
大阪市北区同心２丁目12番１―705号
破産者　清水　健志
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２００８号
大阪市住吉区長居東３丁目７番５号　マンション入福　501号
破産者　尾山　杏奈
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０４９号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目５番16号
破産者　林　　紀子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０９４号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目９番１―1314号
破産者　シンガキ製作所こと　新垣　　勇
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２３４号
大阪府茨木市下穂積４丁目14番318号
破産者　橋田　晟也
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３０１号
大阪府大東市朋来１丁目35番406号
破産者　宮城　翔平
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３６５号
大阪府寝屋川市池田西町３番９―301号
破産者　藤川　壽夫
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４７９号
大阪市北区大淀北１丁目５番29―806号
破産者　鳥羽　芳美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５７６号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目17番17号
破産者　福井　皓輝
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５７９号
大阪府高槻市富田町４丁目１番13―304号
破産者　笹部龍知穂
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６７５号
大阪府摂津市庄屋２丁目５番６号
破産者　植田　　誠
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７４５号
兵庫県尼崎市小中島３丁目１番７号　ヴォロンテ　Ａ号
破産者　加藤　智仁
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８９５号
大阪市都島区友渕町１丁目３番32―502号
破産者　池上　晋平
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０７１号
堺市中区東山1012番地３
破産者　齊藤　静男
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１０７号
大阪市平野区平野上町１丁目12番26号　ヴァイスハイト平野　201号
破産者　渡部　実希
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１２３号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目21番６―510号
破産者　飯野　裕介
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１３８号
大阪市住之江区新北島３丁目８番19―706号
破産者　髙橋　匠導
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１５８号
大阪府池田市鉢塚１丁目７番17―203号
破産者　北川　宏樹
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２７３号
大阪府大東市氷野３丁目11番１号　椿本チエイン大東寮
破産者　明神　数長
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２７４号
大阪府大東市氷野３丁目11番１号　椿本チエイン大東寮
破産者　明神　惠子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９０号
大阪府柏原市大県２丁目５番９―305号　エクセル昴
破産者　桑江　潤二
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３２７号
兵庫県姫路市大塩町119番地２　エルドラド102号
破産者　石原　和明
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２３号
福岡県北九州市戸畑区正津町９番18―702号、開始決定時の住所香川県坂出市駒止町二丁目１番26―701号　ＧＲＡＮＤＩＡ学園通り
破産者　西辻　博之
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２２号
愛媛県南宇和郡愛南町大成川570番地、前住所愛媛県松山市古川西２丁目５番７号ナチュラルリーフ松山401号
破産者　清水　まゆみ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第１７号
愛媛県南宇和郡愛南町緑甲646番地２
破産者　吉良　博典
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第１７９号
福岡県久留米市合川町1765番地１　パークサイド合川弐番館204号
破産者　トータル　カーショップ　モーリックこと　森本裕一郎
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１６６号
北九州市小倉北区篠崎５丁目24―12―202、住民票上の住所福岡県飯塚市目尾1227番地
破産者　井上　篤志
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２１０号
北九州市八幡西区岡田町12番12―306号
破産者　中ノ園　薫
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７９号
佐賀県神埼市神埼町永歌2059番地永歌借家Ａ
破産者　北村　健太
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９３号
熊本市北区飛田３丁目８番20号　コムハウス飛田セカンド103
破産者　愛甲　寿典
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１号
大分県佐伯市大字鶴望3401番地２、開始決定時の住所大分県佐伯市若宮町３番46号　若宮荘（第３）21号
破産者　津田　孝司
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第１４号
大分県佐伯市臼坪22番１号　Ｌａ　Ｅｓｐｅｒａｎｚａ　Ｉ　101号
破産者　吉野　由有
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和５年（フ）第１９５号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目50番１　タカダ末吉共同住宅２号棟　712号（住民票上の住所）沖縄県那覇市字松川521番地２
破産者　大城　　司
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結

令和６年（フ）第４８号
愛媛県南宇和郡愛南町大成川261番地
破産者　清水海産有限会社
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所宇和島支部

令和５年（フ）第１１８号
北海道旭川市九条西一丁目２番３号
破産者　株式会社スリーウッド
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３５４号
北海道勇払郡占冠村字占冠1721番地
破産者　株式会社桝谷
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２１７号
名古屋市守山区市場３番２号
破産者　株式会社日本理工
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４８２８号
大阪市淀川区野中北１丁目12番16号
破産者　株式会社丸万
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９２号
大阪市中央区南船場４丁目10番５号南船場ＳＯＨＯビル702
破産者　株式会社ミクティ
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６号
福岡県行橋市大字下稗田1307番地３
破産者　亡山口徹也相続財産
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和６年（フ）第１３９号
宮崎県日南市大字殿所1172番地４、開始決定時の住所三重県三重郡菰野町大字神森186番地
破産者　西田　尚史
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第３５号
三重県四日市市大字日永5217番地１　市営２―31
破産者　谷口　裕子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第９号
京都府舞鶴市字上安久651番地
破産者　株式会社鶴水
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和７年（フ）第１０９号
岡山県倉敷市福田町古新田863番地28
破産者　株式会社Ｆ管理
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和５年（フ）第２９号
山口県山口市矢原町14―24、住民票上の住所　島根県益田市横田町429番地26
破産者　佐田　　勝
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

令和７年（フ）第７３９号
相模原市緑区大島1752　相和病院　５病棟内、住民票上の住所相模原市緑区三ケ木348番地１
破産者　山内　朋也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４号
長野県飯田市江戸町３丁目247番地12
破産者　阿部　　匠
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第５号
長野県飯田市江戸町３丁目247番地12
破産者　阿部眞喜子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和７年（フ）第２３２０号
札幌市豊平区月寒東４条８丁目６番28―301号
破産者　中山　知幸
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５８号
山梨県甲府市上今井町211番地　城南ハイツ301、前住所山梨県中央市一町畑338番地１
破産者　青柳　美夢
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２５９号
岐阜市東興町57番地１　（アリーチェ岐阜202号）
破産者　石田　和彦
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１５３４号
名古屋市守山区市場３番２号
破産者　鈴木　浩嗣
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２３３２号
名古屋市天白区高坂町11番地　高坂荘７棟207号、従前の住所名古屋市緑区作の山町102番地の３
破産者　松村工業こと　松村　守人
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９３号
大阪府豊中市春日町２丁目13番25号
破産者　井貫　　充
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４０６号
兵庫県加古川市野口町長砂97番地の98
破産者　明石　隆宏
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６号
兵庫県姫路市土山２丁目８番１号　土山グリーンハウス６号室、従前の住所兵庫県姫路市佃町59番地　ロイヤルコーポ姫路205号
破産者　安野百合子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和４年（フ）第２５６号
岡山県倉敷市大島161番地11　ハピネス66―D、前住所岡山県倉敷市大島94番地２　ハピネス21　202
破産者　伊藤　良樹
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第３５４号
岡山県倉敷市片島町485番地２
破産者　川上　夏美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第３８２号
岡山県倉敷市山地893番地２
破産者　犬飼　　繁
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第８号
岡山県新見市神郷釜村3656番地
破産者　松岡　博史
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部

令和７年（フ）第２２６号
香川県高松市今里町２丁目30番地12　１、開始決定時の住所香川県高松市木太町5068番地５
破産者　増田　　隆
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２２７号
香川県高松市松縄町1075番地19
破産者　増田　洋一
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第６５号
福岡県大牟田市大字草木229番地11　ハイツタダクマⅡ　101号、前住所福岡県大牟田市大字橘1120番地３
破産者　田中　政博
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和６年（フ）第３６３号
沖縄県那覇市字安里131番地１　中村アパート２階
破産者　桃原美奈子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７７号
金沢市小坂町マ47番地７
破産者　矢作空調こと　新谷勝日兒
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３５８号
静岡県駿東郡清水町八幡71番地の１　ヴァンヴェール71番館2503号室
破産者　デ　トレド　ラファエル（ＤＥ　ＴＯＬＥＤＯ　ＲＡＦＡＥＬ）
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第２６号
京都府舞鶴市字常363番地－１棟504号、破産手続開始決定時の住所京都府舞鶴市行永東町23番地の１
破産者　フルベール東舞鶴こと　増井　公子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第１５号
兵庫県揖保郡太子町佐用岡289番地
破産者　玉田　雅史
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第３２号
山口市矢原793番地、前住所福岡市西区下山門１丁目19番22―405号　モンヴェルフィア２
破産者　神田　浩幸
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第７６０号
北九州市八幡西区若葉３丁目４番66―206号、前住所北九州市八幡東区前田２丁目12番１―502号
破産者　古賀　　潤
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第４４９号
熊本市南区城南町舞原373番地12
破産者　中釜慎太郎
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

令和８年（フ）第７３号
鹿児島県鹿屋市笠之原町11番31－３号　パームフラッツＡ棟101号
破産者　榎園　千保
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第９７号
鹿児島県鹿屋市下祓川町1856番地
破産者　齊野平　美保子
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿屋市札元２丁目3689番地２　リースランド水道線Ｅ106号
破産者　大保　ひとみ
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第４１号
青森県十和田市元町東二丁目６番16号
破産者　洞内　多恵子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第５８５号
北九州市八幡西区上上津役４丁目２番42―203号
破産者　中西千代乃
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０１号
北九州市小倉北区赤坂４丁目23番６号
破産者　伊達　敬之
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２１７号
山梨県甲府市伊勢３丁目３番17号　ダイタ伊勢ハイツ403
破産者　菊島　玲央
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４４号
愛知県新城市平井字東原30番地　東原住宅Ｂ棟102号
破産者　秋田　陽介
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１５１号
愛知県豊橋市賀茂町字川原43番地５
破産者　浦田　美香
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１５６号
愛知県豊川市平井町坂田前23番地
破産者　清水見奈子（旧姓布野）
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第２５２号
三重県津市分部2870番地
破産者　北岡　浩一
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９５号
三重県鈴鹿市北玉垣町1777番地の２　ピンクノジョウバフク102、前住所愛知県豊橋市山田一番町66番地１　フォーブル山田202
破産者　アレサンドロ　ジョゼ　バチスタこと　ＢＡＴＩＳＴＡ　ＡＬＥＳＳＡＮＤＲＯ　ＪＯＳＥ
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２９号
三重県鈴鹿市白子二丁目30番25―２号
破産者　野呂　仁美
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４８号
三重県鈴鹿市寺家四丁目３番３号　ベルカーサ鼓ヶ浦　206
破産者　北川　愛美
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６８号
三重県鈴鹿市南若松町296番地の３　チェリー・ブロッサム202号室、前住所三重県鈴鹿市長太栄町二丁目２番14号
破産者　北川　江理（旧姓山本）
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６０７号
北九州市小倉北区上富野１丁目４番41―206号
破産者　堀　　綾華
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１８７号
佐賀市高木町15番５号　桃太郎マンションＢ103
破産者　岩瀬　恵子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿屋市吾平町下名771番地４
破産者　神之園　照秋
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第８５１号
札幌市豊平区平岸３条６丁目５番10―102号
破産者　田下　真司
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０００号
札幌市中央区大通西23丁目２番25―405号
破産者　佐野　文昭
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１２９号
札幌市豊平区豊平４条１丁目３番１―407号
破産者　箭内　恵美
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１７６号
札幌市中央区南10条西８丁目１番12号　モアニューストリートＡ102号
破産者　河村　丈晴
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２１４号
北海道江別市大麻桜木町９番地の15　ピュアエクセレント201号室
破産者　西澤　　大
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２３３号
北海道千歳市住吉３丁目４番11号　パルム住吉Ｅ号
破産者　濱田　光典
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２６０号
札幌市白石区本通４丁目北５番30号　松下ハイツ308号
破産者　砂山　三雄
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２９４号
札幌市東区北45条東２丁目６番５―106号
破産者　鎌田美奈子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１号
北海道滝川市北滝の川16番地１
破産者　小山千鶴子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第２５号
栃木県那須塩原市埼玉８番地　市営稲村団地1121号
破産者　平山　浩治
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第４２号
栃木県那須塩原市若葉町７番９号　グランツ黒磯１―106号
破産者　五十嵐　万次郎
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１９号
栃木県真岡市西郷2585番地396
破産者　関根　　章
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第１０８９号
さいたま市北区吉野町１丁目356番地10　シティアビタ吉野205号
破産者　細田　安史
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１５６号
埼玉県川口市元郷４―13―11　Ｃｅｓｔ―ｍｅｔａｌ　102、住民票上の住所埼玉県川口市元郷４丁目13番16号
破産者　岡本　真帆
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１７６号
埼玉県上尾市大字平方1630番地２
破産者　清川　愛子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２１８号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町４丁目４番23号
破産者　田中美津子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２２４号
さいたま市桜区田島４丁目29番１―102号
破産者　渡邉　健二
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２８号
さいたま市南区辻８丁目16番４号　コーポフクダ202号
破産者　片岡　莉菜
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４７号
千葉県夷隅郡大多喜町横山633番地１　Ｃ棟
破産者　鈴木由記江
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第３７０号
川崎市川崎区境町15番４号　高橋荘　201
破産者　津田　　凌
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４４５号
川崎市川崎区観音２丁目13番３号　コーポみゆきⅡ　301
破産者　遠藤三英子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４６９号
川崎市川崎区大島３丁目35番７－１号
破産者　関口　利明
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４８７号
川崎市中原区上新城２丁目４番６－206号　グリム武蔵新城
破産者　富久　愛子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４９５号
川崎市高津区千年新町14番地１　メゾン新城103
破産者　川口　英樹
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５０１号
川崎市川崎区大師河原２丁目２番14－504号　グランコール出来野
破産者　松尾　丈司
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５０４号
川崎市麻生区高石２丁目32番４号　チェリーハウス　201
破産者　俵　　雅也
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５１０号
川崎市幸区東古市場34番地１
破産者　道木　宏子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５３６号
川崎市麻生区下麻生１丁目５番15－104号　麻生台団地
破産者　荒田　将士
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５３７号
川崎市宮前区菅生３丁目27番３号　グランメゾンⅡ　102
破産者　森山百合香（旧姓浅野）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５４２号
川崎市川崎区藤崎３丁目２番２－413号　藤崎東市営住宅
破産者　ミレボ　ジョセフ　トクナガ（ＭＩＬＥＶＯ　ＪＯＳＥＰＨ　ＴＯＫＵＮＡＧＡ）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５４３号
川崎市多摩区西生田３丁目２番２－105号　トパーズパレス
破産者　原田太三郎
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５５８号
川崎市川崎区境町２番２－201号　コーポ久保
破産者　井上　正一
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６３号
川崎市高津区末長１丁目42番24－213号　ヴェルデ梶が谷
破産者　徳山　純也
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６５号
川崎市麻生区百合丘１丁目６番地36　アドレス百合丘　101
破産者　森屋いづみ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６８号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目８番23号　ＫｅｉＥｉ稲田堤　202
破産者　加藤　綾華
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６９号
川崎市川崎区大島上町27番17号
破産者　小野寺由美子（旧姓遠藤，嵯峨野）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５７０号
川崎市川崎区大島上町27番17号
破産者　小野寺　翼（旧姓嵯峨野）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８２号
川崎市麻生区下麻生１丁目32番16号　グリーンハイツ　103
破産者　池田　千歳（旧姓土屋）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８６号
川崎市川崎区小田５丁目７番11号　レオパレスコスモ　108
破産者　吉川佑司こと　ＳＯＮＧ　ＳＯＷＯＯＮＧ　宋　昭雄
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９１号
川崎市川崎区鋼管通１丁目21番２号
破産者　梅谷　　望
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９５号
川崎市川崎区日進町９番地15　オカエリハウス
破産者　梶　　純也
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
川崎市中原区上新城２丁目７番19－313号　ダイアパレス武蔵新城
破産者　高田　将宏
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６０２号
川崎市中原区丸子通１丁目634番地９　マルシェビル　407
破産者　栗原　昌彦
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２１６号
山梨県甲府市住吉３丁目19番22号　小野田方
破産者　柴崎　紀子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０号
岐阜県加茂郡川辺町比久見438番地４　川辺東タウンＡ棟106号室
破産者　櫻井　一章
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第２６号
京都府福知山市字前田1234番地の２　グラン・サフィールⅡ　102号、前住所大阪府藤井寺市小山５丁目４番47―602号
破産者　土井　龍翔
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和７年（フ）第６３０号
大阪府松原市三宅中１丁目15番８号
破産者　田中　　昇
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２６６号
大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目９番16号
破産者　桶田　武彦
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３８１号
堺市堺区大浜南町１丁３番10号
破産者　玉川有希こと　李　　有希
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４９５号
堺市南区桃山台３丁４番２号　希望苑はなゆら桃山台、申立時の住民票上の住所堺市中区上之674番地37
破産者　岡本　　博
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５００号
堺市西区浜寺石津町中２丁５番19号　浜寺文化102号、前住所堺市西区浜寺石津町中１丁８番30号　ルミナスコートＢ棟101号
破産者　一原　英二
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５６２号
大阪府富田林市久野喜台二丁目３番142―301号
破産者　山口　　翔
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５７１号
堺市西区鳳北町４丁199番地２　シュエット鳳203号、前住所大阪府貝塚市麻生中795番地１　グランエクセル麻生中101号
破産者　保木　歩夢
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９６号
大阪市住吉区我孫子東１丁目７番２―201号、申立時の住所大阪府松原市北新町４丁目11番23―511号
破産者　カラオケスナックエンジェルこと　池本　友子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６０４号
大阪府羽曳野市伊賀５丁目２番７―405号　パークレジデンス
破産者　島村　俊雄
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６０６号
堺市西区津久野町１丁15番２―503号
破産者　濵口　公彦
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６３１号
大阪府藤井寺市大井４丁目12番６号
破産者　蓑毛　舞加
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６３７号
大阪府松原市東新町４丁目５番13―208号
破産者　辻　　佐一
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６４７号
堺市堺区緑ヶ丘北町２丁目３番25号　エーワハイツ緑ヶ丘107号
破産者　山岡　　博
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６５２号
堺市南区竹城台３丁１番10―107号
破産者　宮脇　桃花
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６５６号
堺市美原区大饗69番地１　クレール美原Ｃ―127号
破産者　井上　絢郁
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６６６号
堺市西区草部77番地３
破産者　髙橋由布香
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６７１号
堺市南区若松台１丁４番20―107号
破産者　成田　通啓
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７０１号
大阪府松原市河合２丁目２番１―303号
破産者　辰己　弘樹
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１０号
大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目６番11号　恵花院、前住所大阪府富田林市錦織北２丁目１番18号（103）
破産者　青木　利吉
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１９号
大阪府羽曳野市はびきの３丁目７番４号　ヴェルハーモニーＷｅｓｔ
破産者　伊藤　弘人
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２３号
大阪府高石市千代田１丁目23番32号
破産者　畑中板金こと　畑中　省三
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１５号
兵庫県丹波篠山市波賀野新田３番地２　波賀野新田団地12号、前住所兵庫県丹波篠山市住吉台75番地１
破産者　杉本　　博
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第１６号
兵庫県丹波篠山市波賀野新田３番地２　波賀野新田団地12号、前住所兵庫県丹波篠山市住吉台75番地１
破産者　杉本　未来
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第１号
奈良県大和郡山市小泉町1678番地１　小泉県営住宅Ａ―４棟202号
破産者　西田　良子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６５号
奈良市後藤町３番地　ライフ寧楽202号
破産者　橋本　　昇
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８１号
奈良市西登美ヶ丘二丁目Ｆ３番408号
破産者　佐伯　　央
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９７号
奈良県生駒市壱分町238番地１　グレイス新102
破産者　福本　浩子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６号
島根県鹿足郡吉賀町七日市525番地２
破産者　横田　　稔
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第９号
島根県益田市梅月町406番地２
破産者　懸樋　和広
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第１８５号
岡山県笠岡市笠岡3060番地３
破産者　芦原　智子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
岡山県倉敷市藤戸町藤戸1585番地１　特別養護老人ホーム　サンバードナーシングホーム、転居前の住所岡山県倉敷市水島東千鳥町１番60号　老人保健施設　老健あかね
破産者　中田　節子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２０４号
岡山県倉敷市中庄605番地２
破産者　片岡　里美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２０６号
岡山県倉敷市福田町古新田820番地13　メゾンミールＢ－201
破産者　友田　侑佑
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１５号
岡山県倉敷市昭和１丁目１番38―703号　チサンマンション倉敷
破産者　木下　光弘
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１９号
岡山県倉敷市田ノ上758番地７
破産者　永田　友惟
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２２１号
岡山県岡山市南区福富西一丁目17番22号　デューク福富305、開始決定時の住所岡山県倉敷市青江880番地　ファインシティ102
破産者　奥村　陽美（旧姓田邉）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２２８号
岡山県笠岡市美の浜２番地２　ビレッジハウス２―105
破産者　高森　好晴
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２５２号
岡山県笠岡市一番町５番地29　市営住宅一番町団地119号
破産者　持田　幸男
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
岡山県倉敷市中島1207番地１　ダックハウス中島Ｂ棟202
破産者　近藤奈津子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第５６４号
北九州市八幡西区穴生２丁目４番２―301号
破産者　山本　尚貴
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８０号
福岡県中間市長津３丁目９番12号　フォーシーズン106号
破産者　津島　美晴
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８２号
北九州市小倉南区東貫１丁目８番15号
破産者　伊藤　孝愛
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６００号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番４―105号
破産者　高山　一美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０４号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番５―106号
破産者　多田　政弘
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６４２号
北九州市八幡西区青山２丁目１番１号、前住所北九州市八幡西区竹末１丁目23番30号
破産者　岩本五十鈴
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６５１号
福岡県中間市大字下大隈1606番地１
破産者　眞鍋美恵子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第７７４号
熊本県上益城郡益城町大字広崎474番地１　フォレスト広崎203号室
破産者　田上　希歩（旧姓：大倉）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８０号
熊本市東区尾ノ上４丁目11番60号　207、転入前住所熊本市中央区本荘２丁目３番８号
破産者　田島　遥南
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿屋市新生町13番11号　コーポ前原205号
破産者　迫田　幸一
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第２３３号
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅110番地　（やまき産業ビル507号）
破産者　佐嘉伊哲実
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２５９号
沖縄県浦添市仲西１丁目14番７号　トーマス仲西２　203
破産者　與那城綾香（旧姓與座）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４５号
北海道伊達市山下町178番地132、前住所北海道伊達市舟岡町142番地６　フレグラントハウス101
破産者　鈴木　勇輝
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第５３号
北海道室蘭市東町５丁目４番３―609号　東町たいわ団地１号棟、前住所北海道室蘭市東町４丁目１番５―702号　室蘭東町第２住宅
破産者　髙橋　陽子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
盛岡市西青山三丁目26番49号　メゾンマルーン102号
破産者　赤坂　愛美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２８５号
盛岡市稲荷町８番１号　アップルハウス稲荷町Ｂ206号
破産者　福士虎汰郎
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第５９号
岩手県一関市山目町二丁目１番２号　メゾンパル201
破産者　菊田　悠人
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６０号
岩手県一関市花泉町老松字峠沢132番地
破産者　千葉　金義
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第９１号
宮城県遠田郡涌谷町字新町裏96番地３　グレイス　103
破産者　小林　玄和
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第９４号
宮城県石巻市水明北１丁目７番１号
破産者　山内　美名
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１０３号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生3608番地１　ケアハウスめざみの里412号
破産者　山田　幸一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１８４号
福島県田村郡三春町字一本松195番地　一本松195団地Ａ－２号
破産者　大内　清成
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１２号
栃木県芳賀郡益子町大字七井3084番地３　アゼイリアＡ103
破産者　安部　光一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第３９号
群馬県桐生市境野町４丁目865番地の15
破産者　長瀬　永遠
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第４３号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目18番２号　Ｔ’ｓ　ｇａｒｄｅｎ新検見川Ⅰ　112号、開始決定時の住所千葉県茂原市本小轡1136番地26
破産者　杉原　　治
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第４２５号
代替住所Ａ（旧住所　東京都日野市日野本町六丁目７―42―１号棟）
破産者　本庄　涼子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８５９号
東京都立川市柴崎町２丁目３番３号エイティエイト立川406号
破産者　佐久間雅子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０１６号
東京都羽村市小作台三丁目14番地１サンハイム小作台206
破産者　塩田　　久
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０６３号
東京都青梅市西分町２丁目54番地ｄ・オリオン青梅301
破産者　柏　　友美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０６９号
東京都青梅市今井５丁目2440番地の141特別養護老人ホーム大洋園
破産者　松崎　義子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０７３号
東京都町田市中町２丁目８番４号ジラソーレⅡＢ
破産者　山森小百合
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１１７号
東京都多摩市諏訪１丁目53番地の１ニューパレス301
破産者　橋上　貴樹
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４０号
東京都八王子市元本郷町１丁目15番19号クリオ西八王子壱番館404号
破産者　宮内　星悟
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９０７号
東京都品川区豊町４丁目６番21号　イジェントＹｏｕ　２Ｃ号室、申立時の住所神奈川県鎌倉市上町屋678番地　パノラマハイツ　102
破産者　天笠　卓也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９１８号
神奈川県藤沢市高倉621番地の５　コンフォルト・Ｔ205号
破産者　佐々木勇樹
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０３５号
横浜市港北区仲手原２丁目11番15号　武相台ハイツ505号室
破産者　内岩　圭輔
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０４６号
横浜市戸塚区上矢部町1230番地　鈴木テラスハウスＢ－１
破産者　菅井純一郎
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０６９号
横浜市中区吉田町64番地１　クリオ横浜関内参番館206号室
破産者　川上恵理子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０９１号
横浜市神奈川区西寺尾１丁目28番５号　フローリヒロ201号
破産者　野澤　恵美
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１１３号
横浜市磯子区原町５番16号　第３中川マンションＢ棟205号
破産者　阿部　正憲
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１５０号
神奈川県藤沢市長後906番地の18
破産者　山口　晴彦
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１９１号
横浜市磯子区滝頭２丁目１番16号　アークハイツ103号
破産者　植山　修児
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２４７号
横浜市南区井土ケ谷中町122番地１　ラフィスタ横浜井土ケ谷402
破産者　高橋　景子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２５５号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目31番12号　第１みどりハイツ101号
破産者　大塚　博之
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２９０号
横浜市南区庚台13番地７　ルミナス南大田104号室
破産者　飯塚　貴行
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３１５号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地32棟216号
破産者　今村　桂子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３３７号
横浜市都筑区池辺町4695番地　志田ハイツ205号室
破産者　柳原　夏樹
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３４５号
横浜市青葉区黒須田５番地19
破産者　西前　　亨
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３４６号
神奈川県藤沢市下土棚461番地の１　ＫＩＣＳ湘南204
破産者　田邉　拓海
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３４７号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2444番地１－401号　サテライト茅ヶ崎21
破産者　宇川　　悟
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３８１号
神奈川県大和市南林間４丁目１番13号　ドミールⅡ－205
破産者　竹田　光江
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３８４号
神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目４番17号　ぴあ第２－103号室
破産者　足立　克磨
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３９１号
横浜市旭区今宿西町1938番地１　セラヴィレヴェ横浜Ⅲ番館
破産者　藤井　勇悟
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４０８号
横浜市鶴見区栄町通１丁目８番地12　ミザールフタバ205号室
破産者　栃木美帆子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５７号
横浜市南区三春台121番地２　ユナイト南太田レスポールの杜203
破産者　伊藤めぐみ
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４８３号
横浜市青葉区下谷本町944番地２　メゾン・ラ・ポーズ201
破産者　藤中　　駿
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４８４号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目８番２－308号
破産者　中村　信子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１２号
神奈川県大和市柳橋２丁目5071番地59
破産者　市川　彰芳（旧名道夫）
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５３１号
横浜市中区寿町３丁目10番地５　かえで館604号室
破産者　北畑　智晃
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５４９号
横浜市鶴見区東寺尾中台16番５号　シャンス東寺尾中台10　101
破産者　吉野　聖哉
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５９号
横浜市神奈川区富家町６番地８　マツモトビル202号
破産者　新垣理恵子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５９５号
横浜市旭区川島町3002番地20　Ｇハウス西谷101
破産者　中川　栄治
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０２号
神奈川県海老名市杉久保北５丁目23番５号
破産者　瀬沼　恵美（旧姓山下）
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１０号
横浜市中区打越26番地３　セント山手303号室
破産者　菊地　健一
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６３８号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目15番13―517号
破産者　金子　汐理
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６６２号
横浜市鶴見区岸谷４丁目13番37号　和ハイツ101
破産者　柴田ミレイヤこと　マリアカ　シバタ　ミレイヤ　イルセ（ＭＡＲＩＡＣＡ　ＳＨＩＢＡＴＡ　ＭＩＲＥＹＡ　ＩＬＳＥ）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６８１号
神奈川県藤沢市遠藤2016番地の27
破産者　白井　美桜
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９２号
神奈川県大和市西鶴間２丁目４番６号　鶴間ヴィレヂ102
破産者　内海　拓也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９３号
横浜市港北区高田東２丁目29番20号　エスポワールＡ101
破産者　田二見将徳
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７０４号
横浜市中区黄金町１丁目４番地２　ラグジュアリーアパートメント横浜黄金町405
破産者　吉田　　勲
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７０６号
横浜市中区弥生町１丁目５番地１　ライオンズマンション伊勢佐木長者町第２　503号室
破産者　松木　　覚
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１０号
横浜市栄区公田町250番地　マルモビル２Ｆ栄荘２号
破産者　福田　和也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１３号
横浜市戸塚区吉田町1368番地３　元町ハイツ201号
破産者　安田　岬希
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５１号
横浜市金沢区大道１丁目30番１―502号
破産者　二本木しのぶ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３７号
神奈川県厚木市妻田東１丁目21番２―101号
破産者　田畑あゆみ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２３８号
神奈川県厚木市妻田東１丁目21番２―101号
破産者　田畑　昌美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３１０号
神奈川県厚木市戸室４丁目17番10号　戸室第２コーポ307
破産者　桐原　千紘（旧姓松本）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第８１号
新潟県新発田市富塚町１丁目３番５号
破産者　青山　晃子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第８８号
新潟県長岡市中之島37番地１、住民票上の住所新潟県長岡市下柳１丁目４番35号
破産者　遠藤万利子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
富山県高岡市川原本町５番７―107号　ハイアメニティ川原本町、開始及び廃止決定時の住所富山市八尾町福島10番地　救護施設八尾園
破産者　松澤　修司
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２２４号
金沢市平和町２丁目５番12号　県営住宅12棟305号、従前の住所金沢市藤江北４丁目378番地　ココファン金沢藤江208号
破産者　小沼　嘉孝
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５５号
長野市大字稲葉2178番地６　ツタヤビル301号室
破産者　早野奈津美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２３号
長野県松本市大字空港東9083番地７
破産者　藤松　華奈
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１５３号
長野県松本市渚２丁目８番18―416号
破産者　丸山　剛志
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６３号
長野県大町市平1091番地７　救護施設れんげ荘
破産者　丸山　節子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６７号
長野県塩尻市大字広丘高出2167番地１
破産者　土志田正志（旧姓　吉岡）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３１９号
静岡市駿河区みずほ４丁目６番地の29
破産者　大石　久代
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０号
三重県鈴鹿市末広北二丁目15番１号　エンジョイホーム末広、前住所三重県鈴鹿市桜島町七丁目５番地の10
破産者　林　　純子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第１３９号
宮崎県日南市大字殿所1172番地４、開始決定時の住所三重県三重郡菰野町大字神森186番地
破産者　西田　尚史
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第３５号
三重県四日市市大字日永5217番地１　市営２―31
破産者　谷口　裕子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２０３号
滋賀県湖南市菩提寺東四丁目３番６－２号
破産者　川崎軽便こと　川崎　博也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４６号
大津市穴太二丁目７番19号
破産者　駒井あずさ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５３号
滋賀県高島市今津町角川1161　救護施設角川ヴィラ、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号
破産者　亀谷　淳一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
滋賀県高島市今津町角川1161　救護施設角川ヴィラ、住民票上の住所三重県鈴鹿市竹野二丁目９番12号　グランシャリオＭ＆Ｊ302号
破産者　平岡　祐男
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７７号
大津市坂本三丁目33番15―105号、前住所岐阜県恵那市長島町中野797番地　レオパレス山野田103号
破産者　今村　良一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０２号
滋賀県守山市播磨田町1430番地３　県営住宅Ｂ棟34号
破産者　鳥居　　努
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０９号
大津市皇子が丘一丁目19番26号　中村　竜彦様方、前住所大津市見世一丁目２番61号
破産者　鎌田　陽輔
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２１号
大津市大平二丁目31番14―304号
破産者　西田　美星
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６７号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地７―503
破産者　正木　秀一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４９３号
京都市南区唐橋芦辺町５番地　唐橋市営住宅２棟404号
破産者　草岡　真子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５３５号
京都市左京区高野上竹屋町10番地34
破産者　中谷　　優
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５８０号
京都市伏見区石田大山町32番地27
破産者　竹田いづみ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６０６号
京都市山科区音羽森廻り町10番地
破産者　平山　徹兵
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６０７号
京都市下京区西新屋敷上之町124番地１　ヴィラパークサイド501
破産者　吉川　　徹（法定代理人補助人　北川　英幸）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６４０号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　第二２―809
破産者　河村シヲリ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６８０号
京都府八幡市男山泉18番地18　鹿野ハイツ西棟202
破産者　山岡　和之
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７２９号
京都市伏見区深草綿森町40番地１　ハイカムール深草　101
破産者　石原　敏哉
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７３０号
京都市南区吉祥院西浦町18番地１
破産者　一瀬　朋子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７３８号
京都府長岡京市滝ノ町１丁目７番９号　コーポ季子　302
破産者　石田　由美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７５２号
京都市南区吉祥院東砂ノ町39番地　エリッツ９　402号
破産者　永田　　旭
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７５７号
京都市伏見区瀬戸物町715番地１　アーバンハイツ桃山　311、前住所京都市伏見区羽束師菱川町282番地５
破産者　新岡　　卓
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６０号
京都府向日市鶏冠井町東井戸51番地
破産者　小林　節子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６１号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ　253号室
破産者　本多　房子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６７号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地23―503
破産者　藤原　麻紀
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６９号
京都市山科区四ノ宮大将軍町34番地17
破産者　木村　未来
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７８３号
京都府八幡市美濃山宮道43番地の１　ビサイド22　112号室
破産者　中村衣万璃
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７８４号
京都市下京区松原通東洞院東入本燈籠町７番地１　ライオンズマンション東洞院　803
破産者　金　　涼子（旧通称姓秋山）
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７９０号
京都市右京区西院西高田町６番地２　サンコート五條402号室
破産者　井﨑　大介
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７９２号
京都市左京区静市市原町207番地　ハートランド洛北、前住所京都市北区大宮中林町37番地　カーサ雅203号
破産者　ＳＯＮＧ　ＫＩＳＵＰ　宋　　岐燮
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７９５号
京都府京田辺市大住ケ丘一丁目３番地５
破産者　宮脇　和光
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８０１号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８街区３棟1011号室
破産者　小泉　爲一
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８０６号
京都市東山区本町十七丁目316番地　デトムワン東福寺221号
破産者　横井川良啓
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８０７号
京都市右京区梅津北浦町１番地１　メゾンこやま南棟203
破産者　田所　正巳
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８１６号
京都府八幡市男山香呂３番地－Ａ57－401
破産者　宮田　葉月（旧姓佐川）
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８２３号
京都市右京区西院六反田町21番地　アメニティー京都一番館20号室
破産者　奥本　大輔
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８４４号
京都市西京区大枝東新林町一丁目２番地　10棟307号
破産者　北川千奈榮
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８４９号
京都市下京区西洞院通四条下る妙伝寺町697番地　アーバンフラッツ四条西洞院　408
破産者　西浦　亜希
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７７号
京都市山科区音羽乙出町７番地１　メゾン音羽308、事業所所在地京都市伏見区竹田久保町62－１　足立ハイツ竹田506
破産者　ＣＯＮＮＥＸＡ　ＤＥＳＩＧＮこと　水谷　香織
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８８３号
京都市西京区樫原中垣外２番地３　20ｈｏｕｓｅ　３－Ａ
破産者　福西　　剣
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１７号
京都市南区吉祥院中島町30番地32、前住所京都市南区久世中久世町四丁目９番地３
破産者　杉山　真理
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３１号
京都府宮津市字滝馬89番地　府営百合が丘団地２－508
破産者　井﨑　正朋
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第２５０１号
大阪市東淀川区西淡路５丁目13番４－202号
破産者　森　　淳子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７８７号
大阪市住吉区苅田５丁目16番６－206号
破産者　澤口佐弥香
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８３７号
大阪市東淀川区豊新５丁目８番25号　第２島上マンション　106号
破産者　ミナトマチこと　長村　　創
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９３６号
大阪府豊中市島江町２丁目10番５号　２号、前住所大阪府摂津市鳥飼西２丁目26番４号　中村貸家　中室
破産者　田中慎一郎
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９３７号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目26番４号
破産者　田中　　香
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９５８号
大阪府四條畷市清滝新町９番107号
破産者　梅屋　昌德
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１１１号
大阪市旭区新森７丁目11番８号　アドラブール　101
破産者　堀井よし子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２４６号
大阪府茨木市大池２丁目25番25号
破産者　舞花こと　足立　良栄
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２６２号
大阪市福島区海老江７－11－14－407号、住民票上の住所神戸市灘区城の下通１丁目１番17号
破産者　山田　隆一
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２９０号
大阪市西区南堀江３丁目13番５－302号　徳山　方、前住所大阪市西区南堀江３丁目13番５－805号
破産者　遠藤惠美子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３０４号
大阪府高槻市牧田町14番95－408号
破産者　三宅　美治
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３２９号
大阪市旭区太子橋１丁目１番１―208号
破産者　蛭子　美佳（旧姓橋元）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３４６号
大阪市都島区都島北通１丁目10番15―604号
破産者　川野　泰雄
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４１３号
大阪市住之江区粉浜西２丁目７番21号　土井コーポ　401
破産者　林　いくみ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２０号
大阪府八尾市緑ケ丘５丁目56番地　緑ケ丘コーポラス411号
破産者　川池　良一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４９号
大阪市東成区中道２丁目13番９号　フジパレス中道　106号
破産者　佐々木三智代
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４５８号
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―701号
破産者　木村　修次
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４８７号
大阪市東淀川区淡路３丁目14番15―306号
破産者　雑部　恭幸
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５１３号
大阪市城東区成育３丁目13番22号　奥野マンション411
破産者　吉塚　文恵
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５２２号
大阪府枚方市星丘２丁目27番10号
破産者　中川　貴之
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４５号
大阪市平野区西脇２丁目８番22―302号
破産者　内田　宜範
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６０２号
大阪市西成区太子１丁目５番２号　壱番館603号
破産者　江川　隆功
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６２１号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―819号
破産者　田中　利春
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６５２号
大阪市浪速区恵美須西２丁目11番11号　ファースト恵美須　201号
破産者　成田　耕治
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６５８号
大阪府守口市河原町11番22―405号
破産者　花川　隆二
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３９号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番４―812号
破産者　佐藤　優子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５６号
大阪市淀川区新北野３丁目13番27―303号
破産者　藤田　正洋
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２１号
大阪府守口市八雲西町３丁目６番18号
破産者　今道千津子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２３号
兵庫県川西市下財町１番７号
破産者　新宮　　都
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
兵庫県川西市久代６丁目２番４―701号
破産者　中村南津子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１５５号
兵庫県伊丹市荻野７丁目65番地８
破産者　酒井　志珠
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
兵庫県宝塚市安倉北２丁目12番11―303号
破産者　中園　紗希
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第５４号
兵庫県加西市北条町栗田178番地の１グリーンパレス栗田１―５
破産者　藤本　和正
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第５５号
兵庫県西脇市和布町101番地
破産者　上月　教子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１０９号
鳥取県日野郡江府町大字武庫446番地６
破産者　渡邊　聰美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１１７号
鳥取県境港市米川町70番地５　サンフラワー201
破産者　中村　有子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１２１号
鳥取県日野郡日野町板井原432番地
破産者　池田　寿栄
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第９９号
島根県松江市幸町1564番地31　K’ｓＢ幸町203号
破産者　三島　菜奈
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地110　県営住宅６棟637号室
破産者　熊野　順夫
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第８２号
愛媛県四国中央市寒川町1614番地
破産者　矢野　涼太
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第２４号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字父野川下1473番地
破産者　谷　　良浩
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第１８５号
長崎県長崎市新戸町１丁目21番11号
破産者　奥野　祐子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９３号
長崎県長崎市浜町２―10　リード浜町302号室、旧住所長崎県長崎市出島町３番15―1803号
破産者　福留　彩音
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９７号
長崎県長崎市花丘町２番３―601号、旧住所長崎県長崎市元町１番13号　ソフィア元町202号室
破産者　出水　孝典
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９９号
長崎県長崎市緑が丘町14番30号　ラ・シエル緑が丘103号
破産者　松尾　美加
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０２号
長崎県長崎市八つ尾町６番６―103号
破産者　田川あずさ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０４号
長崎県長崎市滑石２丁目11番15号　テラスハウスＤ３
破産者　重野　博子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０８号
長崎県長崎市花丘町10番25号　有明荘315号、旧住所長崎県五島市上大津町524番地３
破産者　佐野　英紀
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０９号
長崎県長崎市寄合町３番51―802号
破産者　葛島　麻美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１４号
長崎県西海市大瀬戸町雪浦下郷1262番地
破産者　木部崎幸子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
長崎県長崎市川平町701番地３　コンフォート川平204
破産者　三宅　麻珠
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１７号
長崎県長崎市椎の木町19番13号　サザンテラス椎の木206号、旧住所長崎県長崎市椎の木町20番22号　山川アパート101
破産者　前田　正樹
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
長崎県西海市西彼町中山郷2154番地１　アベリアハウス１　５号室
破産者　辻　美由喜
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５０号
熊本県八代市東片町418番地１（202）Ｍコンフォール、異動前住所熊本県八代市鏡町宝出８番地２（103）ユーリア宝出、(転入前住所)熊本市西区八島２丁目15番34号ＵＮＩＴＥＤ八島405
破産者　本田　　裕
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２２１号
沖縄県うるま市喜仲三丁目７番13号　Ａ
破産者　金城　　学
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２４１号
沖縄県うるま市字赤野1311番地１　サンシェルタアカノ301
破産者　阿嘉　和弥
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２４２号
沖縄県うるま市字赤野1311番地１　サンシェルタアカノ301
破産者　阿嘉　未来
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第４５号
札幌市手稲区富丘６条４丁目５番20号
再生債務者　奥崎　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１号
福島県相馬郡新地町谷地小屋字愛宕50番地の２
再生債務者　渡辺　亜子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　福島地方裁判所相馬支部

令和８年（再イ）第７号
茨城県ひたちなか市大字高野143番地52
再生債務者　吉田　裕耶
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　　水戸地方裁判所

令和８年（再イ）第１６号
北海道二海郡八雲町立岩62番地61
再生債務者　高橋　秀昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　　函館地方裁判所

令和８年（再イ）第３号
茨城県水戸市若宮１丁目５番31棟103号　県営若宮アパート
再生債務者　橋本せつ子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　　水戸地方裁判所

令和８年（再イ）第２３号
北九州市小倉南区吉田にれの木坂２丁目11番10号
再生債務者　濱邊　　新
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１８号
函館市山の手３丁目44番７―101号
再生債務者　坂本　武史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　函館地方裁判所

令和５年（再イ）第３１０号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目６番６号　サフィールⅡ　101号室
再生債務者　柏谷　育実
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１２号
函館市桔梗町71番地28
再生債務者　冨樫　夏美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　函館地方裁判所

令和８年（再イ）第１５号
東京都青梅市新町３丁目49番地の１レクセル小作パークス205
再生債務者　加藤　佳成
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（再イ）第２５３号
神奈川県鎌倉市小町１丁目12番27―108号
再生債務者　浅野　裕輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第３号
横浜市旭区さちが丘125番地36
再生債務者　傳法　正行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第５号
横浜市旭区市沢町916番地22
再生債務者　山下　良樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第３１号
北九州市八幡西区野面１丁目２番22号
再生債務者　局田　　有
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第３７号
福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋3125番地16
再生債務者　西原　貴之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２０号
函館市柳町１番13号
再生債務者　天野　嘉行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　函館地方裁判所

令和８年（再イ）第１５号
仙台市宮城野区小田原１丁目９番12号ヘリオスⅢ―108（従前の住所）仙台市宮城野区平成１丁目12番25号―106
再生債務者　鈴木　拓海
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５５号
埼玉県新座市東三丁目19番10号
再生債務者　熊坂　　章
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第６２号
千葉県市原市平田834番地７
再生債務者　宮野　　健
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第２７５号
横浜市戸塚区小雀町1216番地12
再生債務者　富澤　　淳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１５号
石川県白山市村井町1991番地５
再生債務者　大石　義文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１８号
静岡県富士市石坂44番地の21
再生債務者　田中　健二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第１１号
兵庫県伊丹市御願塚１丁目４番33―102号
再生債務者　中川　貴宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第４７号
兵庫県姫路市広畑区正門通１丁目６番地８
再生債務者　寺尾　哲司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第１５号
熊本県上益城郡益城町大字宮園835番地42
再生債務者　寺本　大輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３号
熊本県八代市古城町2457番地５
再生債務者　園田　智史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　熊本地方裁判所八代支部

令和８年（再イ）第１号
群馬県みどり市東町小中907番地９
再生債務者　日野　佳織　（旧姓鹿木）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（再イ）第４３号
大阪府高石市西取石１丁目７番30―102号
再生債務者　北濱　　司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和７年（再イ）第３９号
宮崎市大字島之内１番地51
再生債務者　鳥井　新吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１１７号
千葉市美浜区高洲２丁目６番７棟501号
再生債務者　富永　勇樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１２号
金沢市金石本町ハ38番地４
再生債務者　和田　正和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２号
静岡県下田市一丁目１番21号
再生債務者　近藤　栄二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　静岡地方裁判所下田支部

令和８年（再イ）第２５８号
大阪府豊中市小曽根４丁目２番１―202号
再生債務者　敷根　雅基
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４５号
堺市西区鳳中町７丁２番地16
再生債務者　レジックこと　濱崎　智之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第３号
徳島県阿南市那賀川町敷地38番地１
再生債務者　岡本　隼也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（再イ）第１８号
宮崎県東諸県郡国富町大字森永2893番地１
再生債務者　冨永　通智
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３号
鹿児島県南さつま市加世田村原２丁目16番地12
再生債務者　杉山　美厚
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
鹿児島地方裁判所知覧支部

令和８年（再イ）第４号
鹿児島県南さつま市加世田益山8104番地１
再生債務者　永野　里美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
鹿児島地方裁判所知覧支部

令和８年（再イ）第６２号
北海道石狩市花川北５条１丁目76番地
再生債務者　大久保聖也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第７３号
札幌市北区篠路８条２丁目９番15号
再生債務者　竹﨑　結香　（旧姓藤田）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第８３号
北海道江別市野幌若葉町85番地の１　404
再生債務者　太田　　修
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９３号
札幌市清田区清田２条１丁目３番43号
再生債務者　工藤　智行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１０号
青森県青森市浪岡大字北中野字天王236番地２
再生債務者　北　　博樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　青森地方裁判所弘前支部

令和８年（再イ）第４号
岩手県奥州市前沢字五十人町60―１
再生債務者　佐々木美佳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（再イ）第１２４号
千葉県船橋市本町４丁目18番21号
再生債務者　小原　　勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１９号
愛知県豊田市田中町３丁目92番地１　レゾンシティ田中町404号
再生債務者　小松　篤史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第９号
青森県弘前市大字早稲田一丁目13番地７　エルンテＳ　101号
再生債務者　小杉瑠莉奈
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　青森地方裁判所弘前支部

令和８年（再イ）第２２号
富山県氷見市園310番地３
再生債務者　坪田　昇大
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　富山地方裁判所高岡支部

令和８年（再イ）第３１号
静岡県駿東郡長泉町下土狩446番地の２
再生債務者　山本　貴史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第９号
三重県伊賀市下友田384番地
再生債務者　辻本　顕寛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　　津地方裁判所伊賀支部

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和７事業年度独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の財務諸表について次の通り公告します。

令和８年10月16日

神奈川県横須賀市野比５丁目１番１号
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長　青木　隆一

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		260,431,673	
未収金		935,291	
賞与引当金見返(注)		65,751,523	
その他の流動資産		64,585	
流動資産合計			327,183,072
Ⅱ　固定資産			
１　有形固定資産			
建物	4,148,319,091		
減価償却累計額	△2,857,266,690	1,291,052,401	
構築物	894,743,330		
減価償却累計額	△ 477,198,972	417,544,358	
機械装置	2,711,500		
減価償却累計額	△ 37,659	2,673,841	
工具器具備品	273,787,136		
減価償却累計額	△ 232,883,205	40,903,931	
土地		3,960,000,000	
有形固定資産合計			5,712,174,531
２　無形固定資産			
ソフトウェア		79,318,602	
無形固定資産合計			79,318,602
３　投資その他の資産			
地方債(投資有価証券)		10,000,000	
退職給付引当金見返(注)		349,123,504	
投資その他の資産合計			359,123,504
固定資産合計			6,150,616,637
資産合計			6,477,799,709

負債の部			
Ⅰ　流動負債			
預り寄附金(注)		300,000	
未払金		128,041,410	
リース債務		3,030,591	
前受金		16,630,383	
預り金		21,779,322	
賞与引当金		65,751,523	
流動負債合計			235,533,229
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金(注)	301,047,605		
資産見返寄附金(注)	1,889,354		
資産見返物品受贈額(注)	4,881,037	307,817,996	
長期預り寄附金(注)		41,898,942	
リース債務		6,189,886	
退職給付引当金		349,123,504	
固定負債合計			705,030,328
負債合計			940,563,557
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金			6,048,582,321
資本金合計			6,048,582,321
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		2,710,313,018	
その他行政コスト累計額(注)		△3,259,800,615	
減価償却相当累計額(一)(注)		△3,259,800,615	
資本剰余金合計			△549,487,597
Ⅲ　利益剰余金			
積立金		15,193,255	
当期未処分利益		22,948,173	
（うち当期総利益）		(22,948,173)	
利益剰余金合計			38,141,428
純資産合計			5,537,236,152
負債純資産合計			6,477,799,709

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
人件費	501,243,124		
賞与引当金繰入	46,486,328		
退職給付費用	35,459,707		
謝金	8,391,029		
職員旅費	18,290,204		
委員等旅費	4,699,960		
備品消耗品費	55,848,300		
光熱水料費	17,944,282		
減価償却費	0		
雑役務費	111,634,404		
各所修繕費	22,697,097		
保守費	23,922,060		
その他の経費	29,037,381	875,653,876	
一般管理費			
人件費	208,177,186		
賞与引当金繰入	19,265,195		
退職給付費用	14,754,383		
謝金	1,003,000		
職員旅費	3,133,410		
委員等旅費	4,300		
備品消耗品費	6,321,167		
光熱水料費	5,299,608		
減価償却費	45,464,168		
雑役務費	19,664,958		
各所修繕費	9,406,294		
保守費	4,113,988		
その他の経費	2,142,088	338,749,745	
財務費用			
支払利息	151,799	151,799	
経常費用合計			1,214,555,420

経常収益			
運営費交付金収益㈱		1,056,710,731	
資産貸付収入		11,792,450	
文献複写料収入		41,410	
寄附金収益㈱		392,595	
国以外からの受託収入		2,946,708	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金戻入㈱	45,479,602		
資産見返寄附金戻入㈱	459,534		
資産見返物品受贈額戻入㈱	4	45,939,140	
賞与引当金見返に係る収益㈱		65,751,523	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		50,214,090	
雑益		9,690,239	
経常収益合計			1,243,478,886
経常利益			28,923,466
臨時損失			
固定資産除去損		13	
過年度損益修正損		5,975,280	5,975,293
当期純利益			22,948,173
当期総利益			22,948,173

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

（令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		22,948,173
当期総利益	22,948,173	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	22,948,173	22,948,173

独立行政法人国立美術館令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年10月16日

東京都千代田区北の丸公園３－１
独立行政法人国立美術館
理事長　田中　正之

貸借対照表

第25期事業年度

令和８年３月31日現在

（単位：円）

資産の部		
Ⅰ流動資産		
現金及び預金		6,278,865,236
棚卸資産		11,584,634
前渡金		4,180,192
前払費用		41,742,290
未収収益		1,969,683
未収入金		707,156,861
立替金		7,843,597
賞与引当金見返※		144,478,992
流動資産合計		7,197,821,485
Ⅱ固定資産		
１．有形固定資産		
建物	79,688,647,671	
減価償却累計額	△ 45,064,114,091	34,624,533,580
構築物	2,378,284,295	
減価償却累計額	△ 1,652,325,430	725,958,865
機械装置	434,450,733	
減価償却累計額	△ 419,728,019	14,722,714
車両運搬具	12,778,701	
減価償却累計額	△ 11,123,561	1,655,140
工具器具備品	2,829,769,285	
減価償却累計額	△ 2,610,284,367	219,484,918
土地		66,684,310,000
美術品・収蔵品		111,543,763,672
建設仮勘定		278,459,609
有形固定資産合計		214,092,888,498
２．無形固定資産		
ソフトウェア		15,920,762
電話加入権		2,473,800
無形固定資産合計		18,394,562

３．投資その他の資産			
投資有価証券		1,000,018,060	
敷金・保証金		77,555,940	
長期前払費用		370,801	
退職給付引当金見返※		708,478,162	
投資その他の資産合計		1,786,422,963	
固定資産合計			215,897,706,023
資産合計			223,095,527,508
負債の部			
Ⅰ流動負債			
預り寄附金※		5,137,863,853	
未払金		2,243,565,589	
前受金		40,470,004	
預り金		109,968,453	
賞与引当金		144,478,992	
流動負債合計			7,676,346,891
Ⅱ固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金※	853,625,248		
資産見返寄附金※	12		
資産見返物品受贈額※	39		
資産見返補助金等※	1,045,546		
建設仮勘定見返施設費※	278,459,609	1,133,130,454	
資産除去債務		27,461,545	
退職給付引当金		708,478,162	
固定負債合計			1,869,070,161
負債合計			9,545,417,052
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金		81,019,148,662	
資本金合計			81,019,148,662
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金		181,786,455,301	
その他行政コスト累計額			
減価償却相当累計額※		△ 47,429,623,754	
減損損失相当累計額※		△ 2,557,800	
除売却差額相当累計額※		△ 2,695,693,101	
資本剰余金合計			131,658,580,646
Ⅲ利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金※		374,630,465	
積立金		324,668,600	
当期未処分利益		173,082,083	
（うち当期総利益		173,082,083）	
利益剰余金合計			872,381,148
純資産合計			213,550,110,456
負債・純資産合計			223,095,527,508

注　記　事　項

１．※は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

２．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額は42,448,469,893円である。

損　益　計　算　書

第　25　期　事　業　年　度

自令和７年４月１日　至令和８年３月31日

（単位：円）

経常費用			
業務費			
美術振興事業費			
人件費			
常勤職員給与	491,782,475		
有期雇用職員給与	425,368,536		
福利費	748,452		
賞与引当金繰入	64,732,069		
退職給付費用	36,011,891	1,018,643,423	
経費			
展示設営費	82,088,439		
展示品運送費	53,005,905		
光熱水料	484,885,659		
備品消耗品費	130,200,510		
業務委託費	1,891,792,681		
設備維持費	325,031,696		
減価償却費	47,013,357		
その他	538,763,562	3,552,781,809	4,571,425,232
ナショナルコレクション形成・継承事業費			
人件費			
常勤職員給与	121,548,465		
有期雇用職員給与	50,044,882		

福利費	92,640		
賞与引当金繰入	12,984,413		
退職給付費用	5,491,457	190,161,857	
経費			
収蔵品修復費	96,365,868		
光熱水料	89,576,946		
業務委託費	288,615,883		
設備維持費	59,417,144		
不動産賃借料	43,879,875		
減価償却費	11,604,592		
その他	135,943,844	725,404,152	915,566,009
ナショナルセンター事業費			
人件費			
常勤職員給与	308,614,242		
有期雇用職員給与	240,992,085		
福利費	3,376,987		
賞与引当金繰入	33,983,278		
退職給付費用	47,363,662	634,330,254	
経費			
光熱水料	87,174,640		
備品消耗品費	50,641,909		
業務委託費	572,890,166		
設備維持費	40,345,818		
減価償却費	30,775,690		
その他	242,700,490	1,024,528,713	1,658,858,967
一般管理費			
人件費			
役員給与	53,169,670		
常勤職員給与	293,510,197		
有期雇用職員給与	148,656,726		
福利費	306,715,951		
有期雇用職員退職手当	141,246		
賞与引当金繰入	32,779,232		
退職給付費用	8,023,621	842,996,643	
経費			
光熱水料	64,426,904		
業務委託費	322,611,269		
修繕費	388,751,023		
設備維持費	55,681,520		
不動産賃借料	107,336,459		
減価償却費	8,252,138		
その他	220,646,107	1,167,705,420	2,010,702,063
経常費用合計			9,156,552,271
経常収益			
運営費交付金収益※			5,916,991,799
資産見返運営費交付金戻入※			92,387,499
資産見返寄附金戻入※			104,148
資産見返物品受贈額戻入※			3
資産見返補助金等戻入※			219,002
入場料収入			1,157,124,898
公募展事業収入			313,211,903
不動産賃貸収入			210,646,498
その他事業収入			256,034,219
受託収入			
国からの受託収入※		242,641,431	
その他受託収入※		136,594,107	379,235,538
寄附金収益※			466,002,120
施設費収益※			190,101,391
賞与引当金見返に係る収益※			144,478,992
退職給付引当金見返に係る収益※			45,943,908
雑益			8,056,185
経常収益合計			9,180,538,103
経常利益			23,985,832
臨時損失			
固定資産除却損			542,927
当期純利益			23,442,905
目的積立金取崩額※			149,639,178
当期総利益			173,082,083

注　記　事　項

１．※は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

２．固定資産除却損は、東京国立近代美術館及び国立西洋美術館の工具器具備品の除却に伴うものである。

３．目的積立金取崩額は、展示事業に係る経費、入館者サービスに係る経費及び施設設備に係る経費に伴うものである。

利益の処分に関する書類

第　25　期　事　業　年　度

自令和７年４月１日　至令和８年３月31日

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		173,082,083
	当期総利益	173,082,083	
Ⅱ	積立金振替額		374,630,465
	前中期目標期間繰越積立金	374,630,465	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金		547,712,548

独立行政法人日本スポーツ振興センター令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和７事業年度独立行政法人日本スポーツ振興センターの財務諸表について、次のとおり公告します。

令和８年10月16日

東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号
独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長　芦立　　訓

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日現在）

（法人単位）

（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
Ⅰ　流動資産		Ⅰ　流動負債	
現金及び預金	116,380,758,743	運営費交付金債務㈱	1,971,839,964
有価証券	23,200,000,000	預り寄附金㈱	378,565,738
未収金	7,855,662,011	短期借入金	8,328,000,000
未収金	7,861,417,011	一年以内返済予定長期借入金	5,500,000,000
貸倒引当金	△ 5,755,000	未払金	42,310,410,240
棚卸資産	8,827,447	リース債務（短期）	714,201,885
前払費用	78,109,337	未払費用	264,452,289
賞与引当金見返㈱	373,370,010	契約負債	782,322,726
その他の流動資産	289,131,983	前受金	23,287,940
流動資産合計	148,185,859,531	預り金	8,426,110,774
		前受収益	7,045,588
		賞与引当金	443,365,593
		支払備金	6,196,641,000
		流動負債合計	75,346,243,737
		Ⅱ　固定負債	
		資産見返負債㈱	37,597,519,046
		資産見返運営費交付金	2,418,110,411
		資産見返競技力向上支援事業費補助金	10
		資産見返研究設備整備費補助金	523,971,287
		資産見返負担金	34,207,644,403
		資産見返寄附金	151,802,575
		建設仮勘定見返運営費交付金	196,913,882
		建設仮勘定見返施設費	94,118,796
		建設仮勘定見返寄附金	4,957,682
		長期未払金	5,194,661,784
		リース債務（長期）	2,057,667,819
		長期借入金	22,000,000,000
		長期預り金	529,850,000
		退職給付引当金	4,193,428,407
		資産除去債務(長期)	64,951,359
		固定負債合計	71,638,078,415
		Ⅲ　法令に基づく引当金等	
		スポーツ振興投票事業準備金㈱	31,927,688,836
		特定業務特別準備金㈱	16,720,387,812
		法令に基づく引当金等合計	48,648,076,648
		負債合計	195,632,398,800
		純資産の部	
		Ⅰ　資本金	
		政府出資金	257,354,912,266
		資本金合計	257,354,912,266
		Ⅱ　資本剰余金	
		資本剰余金	29,883,516,117
		その他行政コスト累計額㈱	△ 105,918,726,553
		減価償却相当累計額（△）	△ 78,784,879,152
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	154,388,299,292		
建物	228,366,192,850		
減価償却累計額	△ 73,852,480,651		
減損損失累計額	△ 125,412,907		
構築物	9,285,521,880		
構築物	15,277,869,222		
減価償却累計額	△ 5,946,105,474		
減損損失累計額	△ 46,241,868		
機械装置	3,021,678,578		
機械装置	5,098,214,750		
減価償却累計額	△ 2,076,536,172		
車両運搬具	9,219,028		
車両運搬具	72,909,917		
減価償却累計額	△ 63,690,889		
工具器具備品	5,507,799,635		
工具器具備品	18,589,797,738		
減価償却累計額	△ 13,081,998,103		
土地	130,523,844,000		
土地	130,523,844,000		
建設仮勘定	28,378,330,731		
有形固定資産合計	331,114,693,144		
2　無形固定資産			
特許権	4,624,164		
商標権	4,181,774		
ソフトウェア	5,318,776,089		
ソフトウェア仮勘定	1,524,930,552		
その他の無形固定資産	7,693,221		
無形固定資産合計	6,860,205,800		
3　投資その他の資産			
投資有価証券	4,751,479,823		
退職給付引当金見返㈱	3,842,587,558		
その他の投資資産	172,889,947		
投資その他の資産合計	8,766,957,328		
固定資産合計	346,741,856,272		
資産合計	494,927,715,803		

		減損損失相当累計額（△）	△ 170,059,720
		利息費用相当累計額（△）	△ 4,298,712
		除売却差額相当累計額（△）	△ 26,959,488,969
		民間出えん金㈱	4,839,688,707
		資本剰余金合計	△ 71,195,521,729
		Ⅲ　利益剰余金	113,135,926,466
		純資産合計	299,295,317,003
		負債純資産合計	494,927,715,803

㈱は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（法人単位）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務経費	168,326,732,652	
一般管理費	6,035,068,595	
財務費用	210,941,631	
雑損	40,599,213	
臨時損失	29,128,452,434	
損益計算書上の費用合計		203,741,794,525
Ⅱ　その他行政コスト㈱		
減価償却相当額	7,729,488,075	
減損損失相当額	—	
利息費用相当額	79,874	
除売却差額相当額	16	
その他行政コスト合計		7,729,567,965
Ⅲ　行政コスト		211,471,362,490

㈱は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（法人単位）

（単位：円）

科　目	金　額	科　目	金　額
経常費用		経常収益	
業務経費	168,326,732,652	投票勘定収益	
投票勘定業務経費		スポーツ振興投票事業収入	139,216,060,675
地方公共団体等助成事業費	12,082,175,000	災害共済給付勘定収益	
スポーツ団体助成事業費	8,221,440,000	災害共済給付補助金収益㈱	1,667,651,664
その他スポーツ振興事業費	994,301,000	共済掛金収入	15,434,813,836
対象試合開催支援経費	1,490,244,010	寄附金収益㈱	20,000
払戻返還金	69,032,656,100	免責特約勘定収益	
国庫納付金	11,074,488,534	共済掛金収入	227,891,025
情報システム関連費	2,974,358,183	一般勘定収益	
販売払戻手数料	10,606,308,457	運営費交付金収益㈱	17,563,976,969
広告宣伝費	4,920,625,492	施設費収益㈱	370,464,265
減価償却費	1,838,948,082	文化芸術振興費補助金収益㈱	18,882,703
その他	4,289,248,561	受取運営権収益	1,703,225,806
災害共済給付勘定業務経費		国立競技場等運営収入	2,814,384,664
給付金	13,699,319,851	国立スポーツ科学センター運営収入	336,555,074
保守等業務委託費	478,522,092	ナショナルトレーニングセンター運営収入	995,584,202
その他	254,954,517	国立登山研修所運営収入	872,263
免責特約勘定業務経費		スポーツ及び健康教育普及事業収入	19,253,772
保守等業務委託費	29,021,000	利息及び配当金収入	89,316,720
特定業務勘定業務経費		受託事業収入	2,445,155,195
減価償却費	1,142,478,107	寄附金収益㈱	18,240,568
その他	92,631	寄附金収入	100,000
一般勘定業務経費		賞与引当金見返に係る収益㈱	373,370,010
スポーツ団体活動助成事業費	718,501,000	退職給付引当金見返に係る収益㈱	61,101,878
競技強化支援事業費	270,452,000	資産見返負債戻入㈱	1,538,936,911
競技力向上事業費	8,279,391,000	財務収益	861,724,965
組織基盤強化支援事業費	217,396,000	雑益	245,947,074
減価償却費	788,312,386	経常収益合計	186,003,530,239
保守等業務委託費	4,675,271,205	経常利益	11,390,188,148
その他	4,620,450,051	臨時損失	
支払備金繰入	40,014,000	固定資産除却損	54,112,655
給与、賞与及び手当	4,417,486,232	スポーツ振興投票事業準備金繰入㈱	22,171,074,169
賞与引当金繰入	357,781,710	特定業務特別準備金繰入㈱	6,903,265,610
法定福利費	741,085,240	臨時利益	
退職給付費用	71,410,211	固定資産売却益	880,000
一般管理費	6,035,068,595	資産見返運営費交付金戻入㈱	23,565,009
役員報酬	91,651,029		
給与、賞与及び手当	889,170,559		

賞与引当金繰入	85,583,883	スポーツ振興投票事業準備金戻入㈱	21,297,916,000
法定福利費	157,392,580	特定業務特別準備金戻入㈱	5,500,000,000
退職給付費用	16,631,734	当期純利益	9,084,096,723
減価償却費	130,308,708	前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱	6,414,510
保守等業務委託費	309,293,925	目的積立金取崩額㈱	86,952,591
旅費交通費	59,079,492	当期総利益	9,177,463,824
備品消耗品費	30,329,753		
租税公課	4,176,016,293		
その他管理経費	89,610,639		

財務費用	210,941,631		
支払利息	206,644,944		
支払手数料	2,200,000		
為替差損	2,096,687		
雑損	40,599,213		
経常費用合計	174,613,342,091		

㈱は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（法人単位）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金							Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）	純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額				民間出えん金	資本剰余金合計		
				減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	利息費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）				
当期首残高	257,354,912,266	257,354,912,266	27,211,027,583	△ 73,641,593,366	△ 170,059,720	△ 4,410,755	△ 24,375,300,297	4,839,066,540	△ 66,141,270,015	105,038,186,602	296,251,828,853
当期変動額											
Ⅰ　資本金の当期変動額											
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額											
固定資産の取得			1,686,131,675						1,686,131,675		1,686,131,675
固定資産の除売却				410,688,071		191,917	△ 408,674,454		2,205,534		2,205,534
固定資産の権利変換				2,175,514,218			△ 2,175,514,218		—		—
減価償却				△ 7,729,488,075					△ 7,729,488,075		△ 7,729,488,075
固定資産の減損											
時の経過による資産除去債務の増加						△ 79,874			△ 79,874		△ 79,874
出えん金の受入								622,167	622,167		622,167
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額（純額）			986,356,859						986,356,859	8,097,739,864	9,084,096,723
当期変動額合計	—	—	2,672,488,534	△ 5,143,285,786	—	112,043	△ 2,584,188,672	622,167	△ 5,054,251,714	8,097,739,864	3,043,488,150
当期末残高	257,354,912,266	257,354,912,266	29,883,516,117	△ 78,784,879,152	△ 170,059,720	△ 4,298,712	△ 26,959,488,969	4,839,688,707	△ 71,195,521,729	113,135,926,466	299,295,317,003

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（法人単位）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
スポーツ振興投票助成による支出	△	19,481,815,000
払戻返還金による支出	△	66,058,732,558
対象試合開催支援による支出	△	1,622,368,336
給付金支出	△	13,700,154,451
スポーツ振興基金助成による支出	△	912,170,000
競技力向上事業助成による支出	△	8,730,325,000
組織基盤強化支援事業助成による支出	△	333,324,000
基金業務における定期預金の預入れによる支出	△	750,000,000
人件費支出	△	6,999,589,533
科学研究費補助金預り金支出	△	43,106,340
その他の業務支出	△	33,042,952,624
運営費交付金収入		19,043,689,000
スポーツ振興投票事業収入		138,806,432,804
共済掛金収入		15,662,099,788
受託事業収入		2,614,992,288
受取運営権収入		1,805,517,242
国立競技場等の運営による収入		2,900,261,762
国立スポーツ科学センターの運営による収入		323,126,911
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入		964,004,906
国立登山研修所の運営による収入		842,524
スポーツ及び健康教育普及事業による収入		24,313,880
基金業務における利息及び配当金収入		88,109,560
基金業務における定期預金の払戻しによる収入		750,000,000
補助金等収入		1,963,730,106
寄附金収入		12,170,955
科学研究費補助金預り金収入		43,106,340
その他の収入		222,232,911
消費税等の支払額	△	281,920,800
消費税等の還付による収入		50,210,700
小計		33,318,383,035
利息及び配当金の受取額		781,048,194
利息の支払額	△	212,281,711
借入手数料の支払額	△	2,200,000
国庫納付金の支払額	△	10,229,920,026
業務活動によるキャッシュ・フロー		23,655,029,492
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△	342,236,000,000
定期預金の払戻しによる収入		331,121,000,000
有価証券の取得による支出	△	40,800,000,000
有価証券の償還による収入		33,800,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△	3,494,221,885
有形固定資産の売却による収入		880,000
施設費による収入		1,201,856,674
その他の支出	△	11,570
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	20,406,496,781
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△	763,042,270
割賦債務の返済による支出	△	1,731,553,668
短期借入れによる収入		8,328,000,000
短期借入金の返済による支出	△	8,221,000,000
長期借入金の返済による支出	△	5,500,000,000
民間出えん金の受入れによる収入		622,167
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	7,886,973,771
Ⅳ　資金に係る換算差額	△	2,234,098
Ⅴ　資金減少額	△	4,640,675,158
Ⅵ　資金期首残高		45,971,433,901
Ⅶ　資金期末残高		41,330,758,743

注　記　事　項

（法人単位）

Ⅰ　重要な会計方針

１　運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	３～17年
車両運搬具	１～７年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権　　８年

商標権　　10年

また、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（１～５年）に基づいております。

⑶　リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3　支払備金の計上基準

学校の管理下における児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるため、給付見込額を計上しております。

4　賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

なお、役職員への賞与のうち、運営費交付金により財源措置される部分については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

5　貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6　退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生事業年度において一括費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置される部分については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

7　法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

⑴　スポーツ振興投票事業準備金

翌事業年度以降のスポーツ振興投票助成事業費の財源とするため、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第22条第２項に定める基準に基づき計上しております。

⑵　特定業務特別準備金

翌事業年度以降の特定業務の財源とするため、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第８条の３の規定に基づき、スポーツ振興投票券の売上金額の100分の５に相当する金額を計上しております。

8　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法によっております。

9　棚卸資産の評価基準及び評価方法

書籍、貯蔵品

先入先出法による低価法によっております。

10　収益及び費用の計上基準

⑴　スポーツ振興投票事業に係る収益

主にスポーツ振興投票券の販売による収益であり、スポーツ振興投票券の購入者がスポーツ振興投票の結果が確定した後に払戻金等の交付を受けることが可能となることで履行義務が充足されると判断し、スポーツ振興投票の結果の確定の時点で収益を認識しております。

⑵　公共施設等運営権の設定に係る収益

国立競技場に係る公共施設等運営権対価による収益であり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時の経過に応じて履行義務が充足されるため、運営開始日以後事業期間に応じて収益を認識しております。

⑶　国立競技場等運営に係る収益

主に国立代々木競技場及び秩父宮ラグビー場等の利用による収益であり、利用申請に基づく顧客の利用が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

⑷　国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター運営に係る収益

主に国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターの利用、ネーミングライツの導入による収益であり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時の経過に応じて履行義務が充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

⑸　受託事業に係る収益

受託事業に係る収益は、国から支出された委託費であり、委託契約に基づいて、サービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

11　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

12　共通経費の配賦基準について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共通経費の配賦基準を定める規程及び共通経費配賦取扱細則に基づき処理しております。

13　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　重要な債務負担行為

当期中に契約を締結し、翌期以降に支払を予定している債務負担行為額のうち主要なものを記載しております。

6,308,000,000円

Ⅲ　重要な後発事象

該当事項は、ありません。

Ⅳ　固有の表示科目の内容その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

〔貸借対照表関係〕

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　56,484,190,154円

〔行政コスト計算書関係〕

1　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	211,471,362,490円
法令に基づく引当金等への繰入	－29,074,339,779円
自己収入等	－164,432,715,157円
国庫納付額	－11,074,488,534円
機会費用	5,797,437,868円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	12,687,256,888円

2　機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引から生ずる機会費用の計算方法

①　地方公共団体から無償貸付を受けている土地に対し、各地方公共団体における算定方式により得た価額を計上しております。

②　国から無償貸付を受けている事業用器具備品等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当事業年度減価償却費相当額を計上しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑶　国からの出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

〔損益計算書関係〕

ファイナンス・リース取引について、当該取引に係る収益化額と、当該取引により計上された固定資産の減価償却費及びリース債務に係る支払利息額との間に差が生じており、当該差額が当事業年度の損益に影響を与えております。当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は988,634円であり、当該影響額を除いた当期総利益は9,176,475,190円であります。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金勘定	116,380,758,743円
定期預金	－75,050,000,000円
資金期末残高	41,330,758,743円

〔金融商品関係〕

1　金融商品の状況に関する事項

当センターは、独立行政法人通則法第47条に基づき、預金及び有価証券による短期運用並びに投資有価証券による長期運用を行っております。資金調達については、銀行借入による短期借入及び長期借入を行っております。また、必要に応じてリースを利用することとしております。

2　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、有価証券（譲渡性預金）、未収金、未払金、短期借入金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額	備考
長期未払金（＊２）	(6,926,215,452)	(6,549,693,982)	376,521,470	
長期借入金	(27,500,000,000)	(27,424,755,122)	75,244,878	

（＊１）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（＊２）貸借対照表上、「未払金」に計上されているものが含まれております。

（注１）借入金の貸借対照表日後における返済予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
長期借入金	5,500,000,000	22,000,000,000	―	―
計	5,500,000,000	22,000,000,000	―	―

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

〔退職給付関係〕

1　採用している退職給付制度の概要

当センターは、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。企業年金基金制度（積立型制度である。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2　確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表　（単位：円）

期首における退職給付債務	5,685,960,873
勤務費用	275,951,215
利息費用	94,743,568
数理計算上の差異の当期発生額	－197,622,104
退職給付の支払額	－280,345,014
過去勤務費用の当期発生額	―
期末における退職給付債務	5,578,688,538

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表　（単位：円）

期首における年金資産	3,206,261,621
期待運用収益	185,738,736
数理計算上の差異の当期発生額	236,876,709
事業主からの拠出額	114,619,306
退職給付の支払額	－171,115,274
制度加入者からの拠出額	17,870,883
期末における年金資産	3,590,251,981

⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当の調整表

（単位：円）

積立型制度の退職給付債務	2,361,702,455
年金資産	－3,590,251,981
積立型制度の未積立退職給付債務	－1,228,549,526
非積立制度の未積立退職給付債務	3,216,986,083
小計	1,988,436,557
未認識数理計算上の差異	2,204,991,850
未認識過去勤務費用	―
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	4,193,428,407
退職給付引当金	4,193,428,407
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	4,193,428,407

⑷　退職給付に関連する損益　（単位：円）

勤務費用	275,951,215
利息費用	94,743,568
期待運用収益	－185,738,736
数理計算上の差異の費用処理額	－79,043,219
過去勤務費用の当期の費用処理額	―
合計	105,912,828

⑸　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	49％
株式	40％
現金及び預金	2％
その他	9％
合計	100％

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しています。）

割引率	2.2％
長期期待運用収益率	5.79％

〔固定資産の減損損失関係〕

減損の兆候

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の概要

（単位：円）

No.	用　途	場　所	種類	帳簿価額	区　分
①	ラグビー場	東京都港区	構築物	23,856,158	秩父宮ラグビー場／ラグビー場／ラグビー場
②	テニス場	東京都港区	建物	76,297	秩父宮ラグビー場／テニス場／テニス場
			構築物	241,936	
③	テニス場クラブハウス	東京都港区	建物	671,105	秩父宮ラグビー場／テニス場／テニス場クラブハウス
④	艇庫及び宿泊施設	埼玉県戸田市	建物	106,015,849	戸田艇庫／宿泊施設
⑤	南長崎宿舎	東京都豊島区	建物	29,868,985	南長崎宿舎

⑵　認められた減損の兆候の概要

No.	概　要
①～③	神宮外苑地区の再開発事業において、秩父宮ラグビー場の解体を予定しているため、減損の兆候が認められます。
④⑤	当該固定資産の稼働実績が取得時の想定と比べて低下しているため、減損の兆候が認められます。

⑶　複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

No.	概　要　及　び　理　由
①②	当該施設は、複数の建物（建物附属設備を含む）及び建物と補完的な関係を有する複数の構築物からなり、一体としてそのサービスを提供するものであるため、一体として減損の判定を行っています。
③～⑤	当該施設は、複数の建物（建物附属設備を含む)からなり､一体としてそのサービスを提供するものであるため、一体として減損の判定を行っています。

⑷　減損の認識に至らなかった理由

No.	理　　由
①～③	神宮外苑地区の再開発事業における秩父宮ラグビー場解体の詳細な時期が未定であることから、減損を認識しておりません。
④⑤	当該資産は、経常的な保守管理が行われており、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

〔資産除去債務関係〕

1　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　資産除去債務の概要

当センターの所有する各施設における、フロン排出抑制法及び廃棄物処理法に基づく空調・電源・給水設備等の除去費用であります。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から12年～18年と見積もり、割引率０％～1.854％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：円）

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	その他増減額	期末残高
67,037,599	―	119,310	－2,205,550	64,951,359

2　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当センターの国立スポーツ科学センター、国立登山研修所及び国立競技場の一部の土地について、国等と土地賃貸借契約を締結しているため、原状回復に係る義務を有しております。

当センターでは、国立スポーツ科学センター、国立登山研修所及び国立競技場における事業の撤退及び施設の移転は第５期中期目標（令和５年４月から令和10年３月）や第５期中期計画（令和５年４月から令和10年３月）において予定しておりません。

また、将来的に各施設における事業の撤退及び移転が計画されるとしても、当該各施設については､「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書」において、その設置及びスポーツ振興のために利用することが定められており、各施設における事業の撤退及び施設の移転は当該業務方法書の改正を伴うため、当センターの裁量だけでは決定できず、主務省庁を含む各関係団体の総合的な意思決定を考慮して行われることから、原状回復義務の履行の時期を予測することは困難であります。

なお、除去費用については、主務省庁及び地権者と協議の上、原状回復義務を履行することになるため、当センターの負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることも困難であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し、最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上しておりません。

〔収益認識に関する注記〕

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分及び区分における収益は､「附属明細書」の「⑯開示すべきセグメント情報（事業の種類別セグメント情報)」をご参照ください。

2　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、51,742百万円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて、翌年度から2055年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、プロフィットシェアに関する変動対価は上記には含めておりません。プロフィットシェアは、2028年度以降、国立競技場運営事業等公共施設等運営権実施契約書に定める対象期間における運営権者の税引後利益の額（対象期間累計額を指す。)が事業提案書記載の収支計画に定める税引後利益の額に100分の120を乗じた金額を超過するときに、当該超過額に対して50％の割合を乗じた金額を運営権者から収受するものです。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

利益の処分に関する書類

（投票勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		3,238,547,369
当期総利益	3,238,547,369	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	3,238,547,369	3,238,547,369

利益の処分に関する書類

（災害共済給付勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		2,347,691,425
当期総利益	2,347,691,425	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	2,347,691,425	2,347,691,425

利益の処分に関する書類

（免責特約勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		408,746,469
当期総利益	408,746,469	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	408,746,469	408,746,469

利益の処分に関する書類

（特定業務勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		5,075,017,143
当期総利益	5,075,017,143	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	5,075,017,143	5,075,017,143

損失の処理に関する書類

（一般勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		1,892,538,582
当期総損失	1,892,538,582	
Ⅱ　損失処理額		
積立金取崩額	1,040,538,963	1,040,538,963
Ⅲ　次期繰越欠損金		851,999,619

附属明細書、勘定別財務諸表及び事業の種類別セグメント情報については、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページ（https://www.jpnsport.go.jp/）上で、開示しております。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第25号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年10月16日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

東名集中工事（首都圏）に伴う料金調整の実施について

１．東名集中工事に伴う料金調整①

⑴　料金の調整を行う自動車

中央自動車道富士吉田線の高井戸ＩＣから八王子ＩＣまでの各ＩＣ（以下、「高井戸ＩＣ等」という。）を流出又は流入する全自動車。

ただし、中央自動車道富士吉田線の相模湖ＩＣから河口湖ＩＣまでの各ＩＣ、中央自動車道西宮線の勝沼ＩＣから小牧東ＩＣまでの各ＩＣ、中央自動車道長野線の各ＩＣ、第一東海自動車道の東京ＩＣから綾瀬スマートＩＣまでの各ＩＣ、東海北陸自動車道の南砺スマートＩＣから関ＩＣまでの各ＩＣ、中部横断自動車道の六郷ＩＣから白根ＩＣまでの各ＩＣ、北陸自動車道の朝日ＩＣから小松ＩＣまでの各ＩＣ、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の相模原愛川ＩＣから八王子西ＩＣまでの各ＩＣ、一般国道475号（東海環状自動車道）の土岐南多治見ＩＣから本巣ＩＣまでの各ＩＣ並びに東日本高速道路株式会社が管理する高速道路の各ＩＣを流出又は流入する自動車を除く。

⑵　料金調整額等

中央自動車道富士吉田線の高井戸ＩＣ等と各ＩＣ相互間の料金の額は、ＥＴＣ車における中央自動車道富士吉田線の高井戸ＩＣ等と各ＩＣ相互間の料金の額のうち、ＥＴＣ車における第一東海自動車道の東京ＩＣと各ＩＣ相互間の料金の額を超える額を減じた額とする。

⑶　実施する期間

令和８年10月19日から令和８年11月７日まで

⑷　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．東名集中工事に伴う料金調整②

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、小田原厚木道路又は一般道への迂回を目的として、⑷に定めるＡＩＣから流出し、ＢＩＣから再流入して、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が小田原厚木道路又は一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和８年10月19日から令和８年11月７日まで

⑷　対象ＩＣ

上り線

ＡＩＣ	ＢＩＣ
第一東海自動車道の秦野中井ＩＣから御殿場ＩＣまでの各ＩＣ、ただし足柄スマートＩＣを除く 第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場ＩＣ及び長泉沼津ＩＣ	第一東海自動車道の厚木ＩＣ及び秦野中井ＩＣ 第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南ＩＣから新秦野ＩＣまでの各ＩＣ 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木ＩＣと海老名ＩＣ

下り線

ＡＩＣ	ＢＩＣ
第一東海自動車道の厚木ＩＣから大井松田ＩＣまでの各ＩＣ 第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南ＩＣから新秦野ＩＣまでの各ＩＣ 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木ＩＣと海老名ＩＣ	第一東海自動車道の秦野中井ＩＣから御殿場ＩＣまでの各ＩＣ、ただし足柄スマートＩＣを除く 第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場ＩＣ及び長泉沼津ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

３．東名集中工事に伴う料金調整③

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、⑷に定める入口ＩＣ及び出口ＩＣ相互間を利用し、東富士五湖道路及び一般道への迂回を目的として、⑸に定めるＡＩＣから流出し、ＢＩＣから再流入して、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が東富士五湖道路及び一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年10月19日から令和８年11月７日まで。

⑷　対象入口ＩＣ・出口ＩＣ

・上り線

入口ＩＣ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	第一東海自動車道の駒門スマートＩＣから小牧ＩＣまでの各ＩＣ
	第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津ＩＣから東海ＩＣまでの各ＩＣ、清水いはらＩＣ及び浜松いなさＩＣ
	中部横断自動車道の富沢ＩＣ
	一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田松平ＩＣからせと品野ＩＣまで及び大野神戸ＩＣから養老ＩＣまでの各ＩＣ
	一般国道302号（伊勢湾岸道路）の各ＩＣ
	中央自動車道西宮線の小牧ＩＣから八日市ＩＣまでの各ＩＣ
	北陸自動車道の米原ＩＣから敦賀ＩＣまでの各ＩＣ
	東海北陸自動車道の一宮稲沢北ＩＣから岐阜各務原ＩＣまでの各ＩＣ
	近畿自動車道伊勢線の各ＩＣ
	近畿自動車道尾鷲多気線の各ＩＣ
	近畿自動車道名古屋亀山線の各ＩＣ
	近畿自動車道名古屋神戸線の各ＩＣ
	近畿自動車道敦賀線の各ＩＣ
西日本高速道路株式会社が管理する路線	全ＩＣ

出口ＩＣ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	中央自動車道富士吉田線の高井戸ＩＣから八王子ＩＣまでの各ＩＣ
	一般国道468号線（首都圏中央連絡自動車道）の海老名ＩＣから八王子西ＩＣまでの各ＩＣ
東日本高速道路株式会社が管理する路線	関越自動車道上越線の小諸ＩＣから上越高田ＩＣまでの各ＩＣ、中央自動車道長野線の各ＩＣ及び北陸自動車道の親不知ＩＣから西山ＩＣまでの各ＩＣを除く全ＩＣ

・下り線

入口ＩＣ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	中央自動車道富士吉田線の高井戸ＩＣから八王子ＩＣまでの各ＩＣ
	一般国道468号線（首都圏中央連絡自動車道）の海老名ＩＣから八王子西ＩＣまでの各ＩＣ
東日本高速道路株式会社が管理する路線	関越自動車道上越線の小諸ＩＣから上越高田ＩＣまでの各ＩＣ、中央自動車道長野線の各ＩＣ及び北陸自動車道の親不知ＩＣから西山ＩＣまでの各ＩＣを除く全ＩＣ

出口ＩＣ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	第一東海自動車道の駒門スマートＩＣから小牧ＩＣまでの各ＩＣ
	第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津ＩＣから東海ＩＣまでの各ＩＣ、清水いはらＩＣ及び浜松いなさＩＣ
	中部横断自動車道の富沢ＩＣ
	一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田松平ＩＣからせと品野ＩＣまで及び大野神戸ＩＣから養老ＩＣまでの各ＩＣ
	一般国道302号（伊勢湾岸道路）の各ＩＣ
	中央自動車道西宮線の小牧ＩＣから八日市ＩＣまでの各ＩＣ
	北陸自動車道の米原ＩＣから敦賀ＩＣまでの各ＩＣ
	東海北陸自動車道の一宮稲沢北ＩＣから岐阜各務原ＩＣまでの各ＩＣ
	近畿自動車道伊勢線の各ＩＣ
	近畿自動車道尾鷲多気線の各ＩＣ

	近畿自動車道名古屋亀山線の各ＩＣ
	近畿自動車道名古屋神戸線の各ＩＣ
	近畿自動車道敦賀線の各ＩＣ
西日本高速道路株式会社が管理する路線	全ＩＣ

⑸　対象流出・再流入ＩＣ

上り線

ＡＩＣ	ＢＩＣ
第一東海自動車道の御殿場ＩＣ 第二東海自動車道の新御殿場ＩＣ	一般国道138号（東富士五湖道路）の須走ＩＣ

下り線

ＡＩＣ	ＢＩＣ
一般国道138号（東富士五湖道路）の須走ＩＣ	第一東海自動車道の御殿場ＩＣ 第二東海自動車道の新御殿場ＩＣ

⑹　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年10月16日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
近畿自動車道名古屋神戸線	滋賀県甲賀市甲南町杉谷から 滋賀県甲賀市信楽町黄瀬まで	改築工事	令和８年10月19日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和８年阪神高速公告第24号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年10月16日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　上松　英司

記

１．記〔１〕６〔３〕を次のように改める。

〔３〕その他

阪神高速道路のうち下表のＡ路線欄に掲げる路線とＢ路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（Ｃ出入口欄に掲げる出入口を引き続いて通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はＥＴＣシステムに当該通行実績を記録したＥＴＣ車それぞれについて、会社が別に定める期間、これを１回の通行とみなす。（ただし、乗継券の提出による乗継は、Ｃ出入口欄に掲げる入口をＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている入口に変更するときまでとする。）

また、表⑵の備考欄に、「六甲アイランド北入口はＥＴＣ車で通行する場合に限る。」を加える。

２．別添２の大阪府道高速大阪池田線（１号環状線）の表中

「高麗橋」を「高麗橋（ＥＴＣ）」に、

大阪府道高速大阪西宮線・兵庫県道高速大阪西宮線・兵庫県道高速神戸西宮線（３号神戸線）の表中

「柳原」を「柳原（ＥＴＣ）」に改め、

同表の「㈱「湊川（ＥＴＣ）・湊川ＪＣＴ」の「ＥＴＣ」は若宮方向に進行する入口に限る。」の次に「㈱「柳原（ＥＴＣ）」の「ＥＴＣ」は湊川方向へ進行する入口に限る。」を加える。

３．別添２の神戸市道高速道路２号線（31号神戸山手線）の表中

「神戸長田」を「神戸長田（ＥＴＣ）」に改める。

４．別添２の神戸市道高速道路２号線（31号神戸山手線）の表中

「白川南」を「白川南（ＥＴＣ）」に改める。

５．別添２の大阪市道高速道路淀川左岸線・一般国道１号（淀川左岸線延伸部）（２号淀川左岸線）の表中

「正蓮寺川」を「正蓮寺川（ＥＴＣ）」に改める。

６．別添２の大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線・一般国道２号（大阪湾岸道路西伸部）（４号・５号湾岸線）の表中

「六甲アイランド北」を「六甲アイランド北（ＥＴＣ）」に、

「南港北」を「南港北（ＥＴＣ）」に改める。

７．本公告の記２については令和８年10月19日から、記３については同年10月22日から、記４については同年10月30日から、記５については同年11月２日から、記１及び記６については同年11月４日からそれぞれ適用するものとする。

公認会計士等の登録及び登録抹消の公告

令和８年９月中の公認会計士等の登録及び登録抹消者は、次のとおりにつき、公認会計士法第21条の２の規定により公告する。

令和８年10月１日　　日本公認会計士協会

〔開業登録〕

登録番号	氏名	登録番号	氏名
Ⅰ　公認会計士			
９月24日			
48943	孟　　耶	48944	岩谷　怜実
48945	寺田　　圭	48946	大塚　康裕
48947	日高　萌那	48948	佐々木柚葉
48949	川井　京介	48950	加地美衣菜
48951	森　　千洋	48952	有馬　　凜
48953	笛木　一樹	48954	鎌形　瑠加
48955	日野　桃果	48956	長谷川鉱明
48957	亀ヶ谷奈央	48958	常國　裕貴
48959	小須田紘毅	48960	岩井　　響
48961	内坪　駿介	48962	津村　俊介
48963	大野　拓海	48964	篠崎　拓馬
48965	長谷川　誠	48966	柄谷　駿介
48967	萩原　大貴	48968	**廣**澤　太一
48969	吉川　貴明	48970	渡壁有希佳
48971	石橋いづ美	48972	堀口　　拓
48973	大澤　佳太	48974	小賀坂智弘
48975	井口　篤志	48976	北村　夏実
48977	黒岩　楓也	48978	伊藤ももこ
48979	**茂**木　琴音	48980	山口　晃靖
48981	植田　理志	48982	岡本　拓真
48983	森田　　茜	48984	明石　直也
48985	村瀬　弥久	48986	大村　怜泉
48987	山本　真也	48988	相京　　学
48989	門口　礼奈	48990	羽田　　凌
48991	若井　惇一	48992	川畑翔一朗
48993	山本　雄太	48994	二宮　　稜
48995	吉田　幸吉	48996	堀田　博明
48997	茂永　　太	48998	村瀬　飛遊
48999	松山　　航	49000	小島　尚之
49001	池田　孝平	49002	森岡　太一
49003	末松　亨涼	49004	嶋崎　裕基
49005	山田　瑞己	49006	阿部　颯太
49007	加藤　　剛	49008	野村　光洋
49009	阪谷　基希	49010	森谷菜緒子
49011	松岡　智宏	49012	成田　歩生
49013	水口さくら	49014	高橋　知司
49015	中田　有紀	49016	原中　菜帆
49017	寺田　圭佑	49018	境　壮一朗
49019	三木かのん	49020	福井　　拓
49021	藤本　啓太	49022	長嶋　　剛
49023	阿部　真以	49024	望月　彩希
49025	勝沼　　駿	49026	京谷　隆正
49027	内山　麻衣	49028	向井　健人
49029	石橋　哲也	49030	立野　拓也
49031	服部　優吾	49032	野崎　智史
49033	松本　佑真	49034	米丸　雄貴
49035	横溝　宏太	49036	田呂丸彩花
49037	池田　　絢	49038	星野颯一朗
49039	原シェハーン旭昇		
49040	豊田　達也		
49041	中井　映見	49042	篠田　映志
49043	佐藤　晃聖	49044	村岡　孝亮
49045	藤井　真綸	49046	中嶋　凜奈
49047	馬場　裕康	49048	西野　雄大
49049	田中　一輝	49050	小野　敬大
49051	金城　直杜	49052	天羽　祥太
49053	立花　匠朗	49054	宮下　采子
49055	青木　隆浩	49056	東　　美帆
49057	加藤　瑛史	49058	小澤　勇太
49059	齊藤　豊馬	49060	前野　夏鈴
49061	岡本　広輝	49062	山崎桂太郎
49063	菊地隼也人	49064	吉田　行佑
49065	上田　雅人	49066	鈴木　柚恵
49067	池口　拓人	49068	吉富　玲美
49069	土居　洋暉	49070	加藤　豪大
49071	山口　大輝	49072	近藤　裕輝
49073	白川　一輝	49074	田中　里旺
49075	大平　　都	49076	四方　直樹
49077	古市　達宏	49078	横山　　輝
49079	岡本満里絵	49080	御堂島寛之
49081	川邊　智大	49082	馮　　沢家
49083	堀　　貴皓	49084	福島　翔太
49085	毛利　忠春	49086	佐々木泰斗
49087	鑪　　昌樹	49088	宮﨑伸之介
49089	磯部　未有	49090	安永　勇次
49091	木戸　遥貴	49092	新垣　翔太
49093	木下　桜子	49094	藤本　光人
49095	市瀬　裕喜	49096	田口　康太
49097	稲垣　　瑛	49098	辻　　龍太
49099	髙木　暁広	49100	杉田　燈優
49101	上原奈津美	49102	松原　健将
49103	井藤　健介	49104	沖山　大輝
49105	平間　佳音	49106	森　健太郎
49107	内田　信朗	49108	渡部慎太郎

〔登録抹消〕

登録番号	氏名	抹消の理由	抹消の日
Ⅰ　公認会計士			
2654	吉野　英一	死　　亡	8. 5.28
6569	横井　次郎	死　　亡	8. 8. 4
10339	村上　弘之	死　　亡	8. 7. 5
10865	田知本　章	死　　亡	8. 1. 7
16958	岡村　亮介	死　　亡	8. 6.23
29942	水落　智春	死　　亡	8. 7.23
4519	森下　利一	業務廃止	8. 9.24
8214	松原恭司郎	業務廃止	8. 9.24
11513	長信　麻子	業務廃止	8. 9.24
17570	髙橋　孝治	業務廃止	8. 9.24
19137	岩見　武成	業務廃止	8. 9.24
21363	宮本　佳憲	業務廃止	8. 9.24
21470	山下未央子	業務廃止	8. 9.24
26537	佐藤　宏子	業務廃止	8. 9.24
28668	**菱**田　美菜	業務廃止	8. 9.24
47791	風間　亜弓	業務廃止	8. 9.24
48103	吉沢　直也	業務廃止	8. 9.24

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

令和８年10月16日　　熊本県教育委員会

１　取上げた免許状

氏名　石川智香子　本籍地　熊本県

生年月日　昭和57年10月14日

免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者

⑴　中学校教諭一種免許状（国語）、令１中一第16号、令和１年12月15日、熊本県教育委員会

⑵　高等学校教諭一種免許状（国語）、令１高一第29号、令和１年12月15日、熊本県教育委員会

⑶　小学校教諭一種免許状、令２小一第６号、令和２年12月31日　熊本県教育委員会

⑷　特別支援学校教諭一種免許状（知的・肢体・病弱）、令２特支一第５号、令和２年12月31日、熊本県教育委員会

⑸　幼稚園教諭２種免許状、令２幼二種第664号、令和３年３月31日、兵庫県教育委員会

⑹　幼稚園教諭一種免許状、令４幼一第16号　令和４年12月15日、熊本県教育委員会

２　取上げ処分年月日　令和８年９月29日

３　取上げ処分の事由

教育職員免許法第11条第３項

（同法施行規則第74条の２第８号ホ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳位の男性、身長160㎝位、体格中肉

上記の者は令和８年６月10日午前６時34分、岡崎市八帖町字往還通４番地１所在の橋梁下にて、首を吊っている状態で発見されたもの。死亡日時は同日午前４時頃と推定。死体は、当市において火葬に付し遺骨を市内才栗町の岡崎墓園（やすらぎ公園）の無縁者供養塔に納骨していますので、お心当たりの方は、当市福祉部生活福祉課まで申し出てください。

令和８年10月16日

愛知県　　岡崎市長　内田　康宏

行旅死亡人

本籍・氏名不詳、年齢不詳（推定30～50歳）の男性

上記の者は、発見者である付近住民が令和８年６月９日午前10時15分、大阪府阪南市黒田86番地の１司瓦工業から北西図測約50ｍの砂浜をパトロールと称して、歩いていたところ、前記砂浜において、氏名及び年齢不詳の男性の頭部等が白骨化した状態で発見されました。

死亡日時は、令和８年５月初め頃（推定）です。遺体は火葬に付し、遺骨は本市で保管しております。お心当たりの方は、阪南市健康福祉部生活支援課までお申し出ください。

令和８年10月16日

大阪府　　阪南市長　上甲　　誠

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道北見市緑ケ丘二丁目一六番一九号

フジケンホームサービス株式会社

代表清算人　奥澤　英俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道石狩市花川東四七二番地二三九

株式会社中組

代表清算人　中村陸奥夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道石狩市花川東四七二番地二三九

株式会社中組

代表清算人　中村陸奥夫

解散公告

当社は、令和八年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道中川郡池田町字利別東町二〇番地

株式会社十勝精肉加工場

代表清算人　山久保泰広

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

札幌市白石区東札幌二条三丁目七番三一号

株式会社タイアップカンパニー

代表清算人　山科　晴美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道石狩市花川南六条三丁目七九番地

日研コンピュータ株式会社

代表清算人　林　美子

解散公告

当社は、令和八年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道中川郡池田町字利別東町二〇番地

株式会社十勝精肉加工場

代表清算人　山久保泰広

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

札幌市白石区東札幌二条三丁目七番三一号

株式会社タイアップカンパニー

代表清算人　山科　晴美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道石狩市花川南六条三丁目七九番地

日研コンピュータ株式会社

代表清算人　林　美子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道中川郡池田町字利別東町二〇番地

株式会社十勝精肉加工場

代表清算人　山久保泰広

解散公告

当社は、令和八年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道紋別郡遠軽町丸瀬布東町一九四番地

有限会社カワグチ通商

清算人　川口　昇

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

札幌市中央区南二十一条西八丁目一番三三号

株式会社創実

代表清算人　加藤　靖子

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道小樽市長橋二丁目二二番一〇号

合同会社ＳＥＶＡｍｏｍｅｎｔ

清算人　太田　勝敏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

岩手県花巻市大迫町大迫第一四地割二九番地七

有限会社佐々州建築

清算人　佐々木邦彦

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

宮城県大崎市鹿島台広長字杢師前四八番地

特定非営利活動法人ＰＯＮＥＹ，ＳＧａｒｄｅｎ

清算人　渡邊　寛恵

解散公告

当社は、令和八年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

宮城県角田市角田字町七九番地

株式会社笹森林業

代表清算人　笹森　裕市

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

福島県喜多方市熱塩加納町熱塩字熱塩甲八二三番地の一

有限会社マルモ

清算人　鵜名山　智

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

茨城県水戸市見川二丁目一九八番の一八

株式会社アーベルワン

代表清算人　室井　武志

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

茨城県水戸市岩根町一一三番地

株式会社葵エンジニアリング

代表清算人　海野　正行

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

茨城県神栖市息栖字稲荷二八八五番地二四五

有限会社ボヌール洋菓子店

清算人　小林　清

解散公告

当社は、令和八年九月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

栃木県宇都宮市戸祭台四六番九号

オーシアニック株式会社

代表清算人　柳沼　隆

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

栃木県宇都宮市山本二丁目二番七号

株式会社ＣＯＬＬＡＢＯ

代表清算人　芳賀　幸雄

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

群馬県富岡市藤木七〇七番地

吉田商店株式会社

代表清算人　吉田　智彦

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

群馬県佐波郡玉村町一〇五七番地二三

株式会社ＭｕｌｔｉＦｕｌｌ

代表清算人　石井　真菜

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目四三番一五号

株式会社アクションスタイル

代表清算人　岡野　孝一

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

埼玉県さいたま市南区鹿手袋一丁目三番一八号メゾンド中浦和二〇二

株式会社アウター・ガード・システム

代表清算人　宮岡　芳江

解散公告

当社は、令和八年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

埼玉県狭山市大字笹井三三〇七番地

株式会社あい共生

代表清算人　田中　悟

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町三丁目八番二一一二〇四号

株式会社メイテック

代表清算人　西川　晋悟

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

千葉県野田市なみき三丁目三二―六

有限会社アートシバタ

清算人　柴田　洋

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

千葉県野田市堤根一〇五番地の一一

株式会社Ｊ＆Ｊ　Ｂｒｉｄｇｅ

代表清算人　伊藤　久

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

千葉県浦安市富士見三丁目二〇番八号

株式会社ＴＥＣ

代表清算人　萩原　衛

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

千葉県浦安市富士見三丁目二〇番八号

有限会社東設サービス

清算人　萩原　京子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

千葉県山武郡芝山町高田九七八番地三

岩澤建設有限会社

清算人　岩澤　幹夫

解散公告

当社は、令和八年九月十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

千葉県市川市八幡三丁目九―二三ボルカーレⅡ一〇一号室

華彦株式会社

代表清算人　呉　春　燕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

千葉県松戸市常盤平西窪町一番地三―二〇三号

株式会社ＳＨ商事

代表清算人　柿崎　邦彦

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都中央区銀座七丁目一三番二〇号銀座ＴＨビル九階

株式会社ＮＥＷ　ＯＲＤＥＲ

代表清算人　森　昭生

解散公告

当社は、令和八年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都西東京市泉町二丁目八番一号

株式会社フィクション

代表清算人　勢理客　徹

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人

代表清算人　ローズ一般社団法人

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

チューリップ一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ローズ合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ローズ特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　チューリップ特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都渋谷区東三丁目二〇番四号　株式会社ＥＰＳ

代表清算人　長田　正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都江戸川区南小岩二丁目六番一五号　有限会社ホームケア・ナース

清算人　葉山　香里

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都豊島区南大塚二丁目一一番一〇号ミモザビル三階　プロブランク合同会社

清算人　志岐健一郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都文京区小石川一丁目二四番一五―八〇一号　メトラスワークス株式会社

代表清算人　椎橋　忠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都中央区東日本橋二丁目二八番四号日本橋ＣＥＴビル二階　合同会社国際マーケティング

清算人　佐野　達広

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都板橋区大谷口上町四〇番六号　有限会社アリヤマ

清算人　有山　剛

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年十月十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都港区西麻布二丁目二五番二九号　有限会社ドラムカン

清算人　田村　孝司

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都練馬区貫井一丁目三二番三号　合同会社ＮＥＷＴＨＩＮＧ

清算人　末永　昌也

解散公告

当社は、令和八年九月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都豊島区南大塚二丁目一一番一〇号ミモザビル三階　フィリアホールディングス株式会社

代表清算人　市塚　博敏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都江東区千田一八番四号　株式会社大西機械

代表清算人　大西　容子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都渋谷区広尾三丁目九番五号　有限会社こすと研究所

清算人　大草　良胤

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都渋谷区渋谷一丁目一七番二号　一般社団法人日本キャビア協会

代表清算人　平川　昌紀

解散公告

当社は、令和八年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都千代田区神田小川町一―八―三小川町北ビル二Ｆ　有限会社トライネット

清算人　岡村　麻子

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都調布市富士見町一丁目三九番地一〇　ｙ＆ｙ管理合同会社

清算人　小倉　宏正

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都大田区大森西一丁目二番八―四〇三号　一般社団法人ドイツ時計協会

代表清算人　竹林　仁志

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都中央区日本橋箱崎町二〇番三号　一般社団法人木づかいビジネス協会

代表清算人　多田　知子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都港区六本木一丁目三番三八―五〇六号
有限会社Research Japan Office
清算人　クラークグレゴリー

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都港区六本木一丁目三番三八―五〇六号
有限会社房総コンサルタント
清算人　クラークグレゴリー

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ
ＲＥＸＴ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表清算人　粟田　真

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都中央区日本橋小網町一八番二〇号
きさらぎ株式会社
代表清算人　藤谷　誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都台東区浅草橋三丁目一九番三号
株式会社山井商店
代表清算人　林　明彦

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号
Ｄａａｎ　Ｔｅｃｈ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表清算人　フィシェ・アントワン

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都西多摩郡瑞穂町長岡一丁目四番地二六
株式会社宮寺フードサービス
代表清算人　佐藤　洋子

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都新宿区下宮比町一番四号
合同会社ジェイ・イー・ヴイ
一般社団法人ジェイ・エイチ・アール
職務執行者　春日　正雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都荒川区荒川四丁目四〇番一一号
有限会社ナオプランニング
清算人　三浦　直巳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都墨田区石原三丁目八番六号
小山電気工業株式会社
代表清算人　小山　正則

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九
合同会社ＫＡＬＵＰＡＳ
清算人　相川　健太

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都台東区上野三丁目二番一号
イーグルライズエナジー一般社団法人
代表清算人　中垣　光博

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都台東区上野三丁目二番一号
イーグルライズエナジー一般社団法人
代表清算人　中垣　光博

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内
Ｍｉｙａｋｏ　Ｎｅｘｔ一般社団法人
代表清算人　中村　武

解散公告

当法人は、令和八年九月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都台東区浅草橋五―八―一一大富ビル二Ｆ
一般社団法人うみ落語協会
代表清算人　久保　健

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都港区三田三丁目一五番一―二六二一号
合同会社ＤＢ
清算人　出口　裕大

解散公告

当社は、令和八年十月十五日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都港区赤坂五丁目三番一号
株式会社ＳＴＵＮ
代表清算人　田中　充

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都台東区柳橋一丁目二三番三号ＶＯＲＴ浅草橋駅前八階

合同会社モビリティファンド一号

清算人　手塚　誠

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都港区南青山一丁目一番一号

ＩｎｓｕＲＴＡＰ株式会社

代表清算人　松嶋　亮介

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都港区芝公園二丁目六番八号日本女子会館五階

一般社団法人生活ニュースコモンズ

代表清算人　西岡友記子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

アストロ・トゥエンティ合同会社

清算人　壽命　正晃

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

アストロ・ナイン合同会社

清算人　壽命　正晃

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

アストロ・ナインティーン合同会社

清算人　壽命　正晃

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

神奈川県横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘二丁目一二番二四号

株式会社ＦＰ－ｘ

代表清算人　豊崎　昌男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

横浜市港南区野庭町六〇八－七－七四一

株式会社オーランド

代表清算人　諸橋　三彦

解散公告

令和八年九月七日付で当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

川崎市高津区梶ケ谷三丁目三番地五－四〇四号

合同会社フェリチタ

清算人　遠藤恵美子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

神奈川県茅ヶ崎市平太夫新田八七番地

有限会社英高

清算人　平山　公英

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

神奈川県横浜市旭区中希望が丘一四八番地一

ＣｏｍＵ株式会社

代表清算人　滝　和真

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

神奈川県横須賀市二葉一丁目一四番一－一〇一

ワンエクステンド株式会社

代表清算人　中島　伸一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

新潟県五泉市錦町五番二一号

花澤ニット株式会社

代表清算人　花澤　誠

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

富山市婦中町成子一四八番地

株式会社齊藤組

代表清算人　齊藤　明子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

石川県金沢市大手町一五番三二号

株式会社先進医学マネジメント

代表清算人　山崎　正美

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

長野県長野市大字中御所二一六番地一〇

一般社団法人野沢温泉・北信地域振興基金

代表清算人　髙橋　博文

解散公告

当社は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

静岡県熱海市田原本町一番一〇号

有限会社鳥三商事

清算人　日暮　伸子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

静岡県島田市横岡八五九番地の一

有限会社オジマ瓦店

清算人　尾島　重光

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

名古屋市中区栄一丁目二一番一〇号

株式会社リオルサ

代表清算人　天野　清美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

名古屋市中村区名駅三丁目四番一〇号アルティメイト名駅１ｓｔ二階

ＭＴＫコンサルティング合同会社

清算人　松木　祐磨

解散公告

当社は令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

愛知県半田市仲田町一丁目三五番地

有限会社合

代表清算人　松井　敦司

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

愛知県西尾市平坂町中奥一二番地

有限会社中伴木型製作所

清算人　中根　康平

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

京都市南区久世中久世町五丁目三七番地

株式会社シンコー

代表清算人　宮﨑　貢

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

京都府福知山市字堀二六六七番地の一

有限会社福知山家電販売

清算人　太田　博之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

京都府福知山市字上紺屋一七番地

株式会社達脇ベーカリー

代表清算人　達脇　貴志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

京都府長岡京市滝ノ町二丁目一四番一一号

株式会社山口建設

代表清算人　山口　直行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪府堺市堺区甲斐町東六丁一番四―一〇四号

若葉株式会社

代表清算人　ワン・チェンツン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪府堺市堺区柏木町二丁四番一九号

小愛株式会社

代表清算人　董　帥

解散公告

当社は、令和八年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪市東住吉区湯里四丁目九番一二号

株式会社珍宝

代表清算人　平井一太郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪府高槻市高槻町一七番四号

株式会社ダイキョウ

代表清算人　古川　善美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪府八尾市西山本町一丁目一番三〇号

株式会社プロミックス

代表清算人　末弘　吉美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪市生野区中川二丁目一―三―二〇五号

グローバルセレクト合同会社

清算人　趙　允善

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪市西成区北津守四丁目一〇番二九―一〇一

瀛漫株式会社

代表清算人　ウェイ・ヨウレイ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪市北区天神橋六丁目三番二三号

星の夢株式会社

代表清算人　康　守君

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪府東大阪市金岡一丁目七番一二号

株式会社タツミ美容

代表清算人　辰巳　義治

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪府大阪市城東区中浜二丁目一五番一八号

株式会社ゲイエイ

代表清算人　黄　引江

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪市中央区久太郎町二丁目四番二七号

ＡＰＥＴウエスト株式会社

清算人　北川慎一郎

解散公告

当社は令和八年十月十五日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

神戸市中央区港島南町六丁目七番三

神戸Ｍ・Ｉラボ株式会社

代表清算人　高橋　伸明

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

兵庫県姫路市白浜町寺家一丁目二〇八番地

有限会社岡崎電機

清算人　岡崎みどり

解散公告

当社は、令和八年九月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

兵庫県宝塚市山本西三丁目六番二五号

合同会社賀豊技研

清算人　薮内　賀義

解散公告

当社は、令和八年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

神戸市須磨区白川台六丁目一九番地の二〇

有限会社理容トコ

清算人　上床　洋一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

兵庫県西宮市枝川町八番二五―四〇一号

株式会社コア

代表清算人　東田　等

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

兵庫県伊丹市稲野町七丁目四〇番地一

有限会社一冨士荘

清算人　植田　絵美

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

奈良県橿原市石原田町三二八―一〇

株式会社サンワ

代表清算人　服部　昇

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

島根県出雲市斐川町黒目一三七八番地

有限会社山陰精研

清算人　髙橋日出男

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

岡山県倉敷市笹沖二六六―二

有限会社大志不動産事務所

清算人　岡本　順子

解散公告

当社は、令和八年十月十六日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

広島市南区青崎二丁目八番二号

有限会社協和製作所

清算人　岡本　憲良

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

広島市中区舟入幸町一〇番一号

有限会社武藤商店

清算人　武藤　哲康

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

広島市安佐南区長楽寺三丁目三八番一五号

株式会社三陽工芸

代表清算人　新居　靖佳

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

広島市中区光南一丁目一六―一一―一〇一

特定非営利活動法人あおぎり

清算人　玉井　利武

令和八年十月十六日

岡山県高梁市川面町一八一〇番地

株式会社フォレストヒューマン

代表清算人　福本　洋之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

徳島県板野郡北島町中村字寺裏九番地四

有限会社土岐保険事務所

代表清算人　土岐　晶文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

香川県丸亀市飯野町東分二五六九番地七

華通株式会社

代表清算人　坂井　恭一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

福岡県福岡市中央区渡辺通五丁目二番一〇号Ｓビル二階

株式会社太宰府興業

代表清算人　上川　勝也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

福岡県春日市春日原北町三丁目五八番地一

春日原テルミナ二階二〇一号

株式会社占部管財

代表清算人　上川　勝也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

福岡県春日市春日原北町三丁目一〇番地二

十合センター二階

株式会社五大設計

代表清算人　上川　勝也

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

福岡県飯塚市伊岐須字焼筒尾五六三番地の一四

株式会社中村建設

代表清算人　中村　巧

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

福岡県小郡市小郡一五四三番地三

有限会社　ベストフーズ

清算人　平本　雄嗣

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

福岡県福岡市中央区天神二丁目二番一二号

Ｔ＆Ｊビルディング七Ｆ

株式会社ｍｉｎａｒｉｏ

代表清算人　天野　綾美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

福岡県福岡市博多区上川端町一一番二八三号

株式会社のなか

代表清算人　野中　保信

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

熊本県天草市五和町二江一四七七番地

有限会社中村海産

清算人　中村喜代美

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津九六一番地の一

株式会社福本

代表清算人　福本八重子

解散公告

当社は、令和八年七月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

沖縄県中頭郡中城村字南上原一一五一―二ストーンフィールド一〇一

株式会社Ｈ＆Ｎ

代表清算人　高江洲博紀

解散公告

当社は、令和八年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

沖縄県宜野湾市我如古一丁目五六番一号

エスビーエフシー株式会社

代表清算人　川平　朝章

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

富山県高岡市荒見崎一一〇番地

宗教法人龍吟寺

清算人　宮村　朋希

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年八月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

福井県大野市篠座第四五号一一番地

農事組合法人豆の木

清算人　長田　泰子

第81期決算公告

令和８年10月16日

東京都板橋区大山東町９番９号

菊池食品工業株式会社

代表取締役　菊池　幸

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,718,126	流動負債	883,242
固定資産	1,892,833	固定負債	1,922,611
繰延資産	0	**負債合計**	**2,805,853**
		株主資本	1,805,105
		資本金	52,000
		資本剰余金	12,030
		資本準備金	12,030
		利益剰余金	1,766,015
		利益準備金	4,670
		その他利益剰余金	1,761,345
		（うち当期純利益）	（19,973）
		自己株式	△24,940
		純資産合計	**1,805,105**
資産合計	**4,610,959**	**負債・純資産合計**	**4,610,959**

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

兵庫県西宮市与古道町一番三七号

医療法人ほまれ（譽）会（財団）

清算人　櫻井　眞美

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

宮崎県延岡市本町二丁目三番地五

医療法人社団戸島クリニック

清算人　戸島　信夫

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年六月二十八日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪府三島郡島本町山崎三丁目八番一号

大阪染工労働組合清算委員会

清算人　藤井　章統

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年八月十二日札幌地方裁判所岩見沢支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道岩見沢市八条東一丁目一〇番地三

宗教法人神道大和教我路教会

清算人　田村　秀樹

第二期決算公告

令和八年七月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	四〇、八五二
資産の部合計	四〇、八五二
負債及び純資産の部	
流動負債	四、五一一
株主資本	三六、三四〇
資本金	四〇、〇〇〇
利益剰余金	△三、六五九
その他利益剰余金	△三、六五九
（うち当期純損失）	（三一）
負債及び純資産の部合計	四〇、八五二

令和八年十月十六日

東京都渋谷区渋谷三丁目一一番一一号

株式会社創友建設

代表取締役　幸　寿

配当公告

神奈川県横浜市中区弁天通六丁目七四番地六〇七号室

破産者　被相続人亡大村昌慶相続財産

右の者に対する横浜地方裁判所令和七年（フ）第一九八五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八一、一七三、五三八円

一、配当することのできる金額

金四三、一五四、二六一円

令和八年十月十六日

神奈川県横浜市中区日本大通一一番地横浜情報文化センター一一階

破産管財人　弁護士　佐伯　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上川郡和寒町字西町二〇番地、最後の住所北海道上川郡和寒町字東町一〇〇番地

被相続人　亡　道場　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

北海道士別市西三条九丁目六〇五八番地六二　グラティア二〇二号室　弁護士法人木村雅一法律特許事務所士別支部

相続財産清算人　弁護士　野中　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市中尾町一一四八番地、最後の住所群馬県高崎市中尾町一一五一番地三

被相続人　亡　小柴　義通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

群馬県佐波郡玉村町下新田二六三―一

弁護士法人五料法律事務所

相続財産清算人　弁護士　恩田　瞬一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市石原一九九四番地、最後の住所埼玉県熊谷市石原二丁目一六六番地

被相続人　亡　金子　秀道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

事務所　埼玉県熊谷市肥塚一二〇四―四

大地法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉野　大地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県南埼玉郡宮代町本田一丁目六七番地三、最後の住所埼玉県南埼玉郡宮代町本田一丁目八番二三号　被相続人　亡　大森　和浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一―一〇三―一中村ビル三階C号室彩の国法律事務所　相続財産清算人　弁護士　谷脇　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区駒込六丁目三三番、最後の住所東京都豊島区駒込六丁目三三番九号

被相続人　亡　菊池　恒雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階　光和総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中澤　雄仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区要町三丁目二四番地四、最後の住所神奈川県横須賀市若松町三丁目二〇番地アーバンヒルズ横須賀中央六〇三

被相続人　亡　阿部　光規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二サクマ横須賀ビル三階三〇二号室

相続財産清算人　弁護士　餅田　拓也

第19期決算公告　2026年9月15日

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目5番22号

株式会社県民共済住宅

代表取締役　川島　恵介

貸借対照表の要旨（2026年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	10,151,478
	固定資産	1,346,025
	合計	11,497,503
負債及び純資産の部	流動負債	6,245,851
	固定負債	648,448
	負債合計	4,603,204
	資本金	490,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	3,713,204
	その他利益剰余金	3,713,204
	（うち当期純利益）	（609,325）
	純資産合計	11,497,503

第14期決算公告　2026年9月15日

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目5番22号

株式会社県民共済総合サービス

代表取締役　守谷　恭二

貸借対照表の要旨（2026年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	936,439
	固定資産	2,830
	合計	939,269
負債及び純資産の部	流動負債	114,228
	固定負債	131,269
	負債合計	693,772
	資本金	400,000
	利益剰余金	293,772
	その他利益剰余金	293,772
	（うち当期純利益）	（33,628）
	純資産合計	939,269

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市牧田三一〇番地、最後の住所富山市月見町五丁目二番地四一号
被相続人　亡　髙田　久義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
富山市堀端町二番二号
相続財産清算人　弁護士　山本　尚宗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市宮原町五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　會澤　保治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
金沢市上堤町一―一二　金沢南町ビルディング五〇一　さいがわ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高田　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県富士吉田市中曽根三丁目三七二四番地、最後の住所山梨県南都留郡山中湖村平野一五二〇番地の一フラワーパレス山中湖Ａ七〇八
被相続人　亡　日比　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
山梨県都留市中央三丁目一番二五号村松ビル一階つる法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中野　宏典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県郡上市八幡町柳町二〇六番地、最後の住所岐阜県各務原市尾崎西町一丁目三番地　尾崎団地Ｂ四棟四三六
被相続人　亡　藤田　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
岐阜市平和通一丁目三番地キャッスルハイツ長良北町Ⅱ五〇二号室
相続財産清算人　司法書士　梅村　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区千駄ケ谷四丁目一四番地八、最後の住所静岡県沼津市高沢町一番九号メゾン・フィオーレ高沢一〇〇五号
被相続人　亡　辻　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
静岡県沼津市御幸町二五番三三号　Ｍビル一階　はまゆう法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白井　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市本町二丁目一一七番地、最後の住所静岡県焼津市栄町六丁目一五番一〇号
被相続人　亡　田中　裕司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
静岡県藤枝市田沼一丁目一八―二土屋ビル三〇五号藤枝のぞみ法律特許事務所
相続財産清算人　弁護士　増田　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区矢田四丁目四〇四番地、最後の住所名古屋市名東区藤森西町八〇二番地の二　ラフォーレ藤二〇二号
被相続人　亡　二村　好美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
名古屋市中区錦二丁目四番二三号　ＦＩＢＡＲＴ七階　弁護士法人東海総合
相続財産清算人　弁護士　桝村　海士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市丸山町八番、最後の住所愛知県蒲郡市三谷北通二丁目二三七番地プリンスアパート三〇号　被相続人　亡　吉村　幸博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
愛知県豊橋市中岩田一丁目一五番地一九
二階いわた法律事務所
相続財産清算人　弁護士　伊東　正裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県多気郡明和町大字新茶屋一〇三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　北村　裕紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
三重県松阪市中央町三六番地二一
相続財産清算人　弁護士　川端　康成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市峰山町菅二六四番地、最後の住所京都府京丹後市峰山町菅二六四番地
被相続人　亡　武部　英樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
京都府京丹後市峰山町富貴屋三五　サンロードエイト西側二階　弁護士法人たんご法律事務所　峰山事務所
相続財産清算人　弁護士　藤居　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市吉田一丁目八八八番地、最後の住所大阪府東大阪市吉田一丁目七番六号
被相続人　亡　武田　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
大阪市北区西天満二丁目一一番八号アメリカンビル六階
相続財産清算人　弁護士　永榮久仁子

第86期決算公告　令和８年９月24日
群馬県安中市原市432番地
株式会社ボルテックスセイグン
代表取締役　武井　宏
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,456,497
	固定資産	8,014,143
	合計	11,470,640
負純資産の債及び部	流動負債	2,762,752
	固定負債	3,139,790
	株主資本	5,568,098
	資本金	90,000
	資本剰余金	106,500
	資本準備金	106,500
	利益剰余金	5,371,598
	利益準備金	34,875
	その他利益剰余金	5,336,723
	（うち当期純利益）	（295,523）
	合計	11,470,640

第７期決算公告
令和８年10月16日
岩手県北上市川岸一丁目１番20号
さくらＰＯＲＴ・ＴＯＷＮ株式会社
代表取締役社長　髙橋　成見
貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	258,113
	固定資産	4,217,907
	繰延資産	45
	合計	4,476,065
負純資産の債及び部	流動負債	157,450
	固定負債	3,540,566
	株主資本	778,049
	資本金	30,000
	剰余金	970,000
	利益剰余金	△ 221,950
	（うち当期純損失）	（17,483）
	合計	4,476,065

第６期決算公告　令和８年10月16日
東京都渋谷区南平台町16―28
Ｄａｉｗａ渋谷スクエア６Ｆ
株式会社ＸＡＩＯＮ ＤＡＴＡ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	341,630
	固定資産	42,659
	資産合計	384,290
負純資産の債及び部	流動負債	234,099
	固定負債	141,350
	株主資本	8,820
	資本金	100,000
	資本剰余金	255,000
	資本準備金	255,000
	利益剰余金	△346,179
	その他利益剰余金	△346,179
	（うち当期純損失）	（207,973）
	新株予約権	19
	負債・純資産合計	384,290

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市北郷町郷之原乙二六四八番地、最後の住所大阪府東大阪市横小路町五丁目九番六号　被相続人　亡　戸高　良兼

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

大阪市北区西天満二丁目一一番八号アメリカンビル六階

相続財産清算人　弁護士　太田　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県香芝市磯壁一丁目九八七番地二、最後の住所奈良県香芝市磯壁一丁目九八七番地二　被相続人　亡　山川　紳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

奈良県生駒市谷田町八〇八番地ＮＡＫＡＮＯビル五〇四号　生駒いつき法律事務所

相続財産清算人　弁護士　池田　寛樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市三条町六〇六番地七六、最後の住所奈良県奈良市三条町六〇六番地の七六奈良ハイタウン四―一〇一号　被相続人　亡　木谷　文哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

奈良県奈良市西大寺南町八番三三号奈良商工会議所会館一階弁護士法人ナラハ奈良法律事務所　相続財産清算人　市ノ木山朋矩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市津川町今津二六一九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　浅田　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

岡山県岡山市北区蕃山町七番一号二〇一　相続財産清算人　弁護士　小田　弘昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区安佐町大字久地三一四五番地、最後の住所広島市安佐北区可部町大字上町屋一五三九番地　被相続人　亡　尾崎　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十八日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

広島市中区上八丁堀四―二七―七〇三弁護士法人山下江法律事務所　相続財産清算人　弁護士　稲垣　洋之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県綾歌郡綾川町陶五八七三番地一四、最後の住所香川県綾歌郡綾川町畑田七〇四番地八　ハイツかざしが丘二〇一号　被相続人　亡　佐藤　孝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

香川県高松市亀井町五番地一　百十四ビル別館　河村・柳瀬・明石法律事務所　相続財産清算人　弁護士　木下　登裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市田の上一丁目六五九番地最後の住所愛媛県新居浜市田の上一丁目一五番四三号　被相続人　亡　大田　邦廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

愛媛県四国中央市中曽根町四二八番地二　二階　相続財産清算人　弁護士　藤田　浩晃

第37期決算公告

令和８年10月16日

東京都千代田区神田須田町２―６―５ＯＳ’85ビル８階

カーティス・インスツルメンツ・パシフィック株式会社

代表取締役社長　宮内慶一朗

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	413
	固定資産	35
	合計	448
負純資産債及の部	流動負債	188
	固定負債	23
	株主資本	236
	資本金	51
	資本剰余金	26
	利益剰余金	159
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	448

第65期決算公告

2026年10月16日

東京都品川区西五反田七丁目22番17号

旭産業株式会社

代表取締役　大脇　晋

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	121,870
	固定資産	153,209
	合計	275,080
負純資産債及の部	流動負債	246,942
	（うち引当金）	(636)
	固定負債	11,665
	（うち引当金）	(4,581)
	株主資本	16,472
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 3,528
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	△ 7,528
	（うち当期純損失）	(190,348)
	合計	275,080

第20期決算公告

令和８年９月30日

東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

グッドマンジャパンファンズ株式会社

代表取締役　廣畑　実

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,528,723
	固定資産	874,337
	資産合計	6,403,060
負純資産債及の部	流動負債	1,671,137
	固定負債	1,884,145
	株主資本	2,847,778
	資本金	175,000
	資本剰余金	44,000
	資本準備金	44,000
	利益剰余金	2,628,778
	（うち当期純利益）	2,628,778
	負債・純資産合計	(2,628,778)
		6,403,060

第７期決算公告

令和８年５月25日

東京都豊島区池袋二丁目２番１号

株式会社クラシカ

代表取締役　濱口　順次

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	674,491
	固定資産	127,482
	資産合計	801,973
負純資産債及の部	流動負債	539,266
	固定負債	92,639
	株主資本	170,069
	資本金	5,000
	利益剰余金	165,069
	その他利益剰余金	165,069
	（うち当期純利益）	(91,963)
	負債・純資産合計	801,973

第10期決算公告

令和８年10月16日

東京都港区海岸一丁目２番20号

Ericsson Enterprise Wireless Solutions Japan株式会社

代表取締役　エイミー・マッキューン

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	157,335
	資産合計	157,335
負純資産債及の部	流動負債	147,437
	株主資本	9,897
	資本金	10
	利益剰余金	9,887
	その他利益剰余金	9,887
	（うち当期純利益）	(4,469)
	負債・純資産合計	157,335

第18期決算公告

令和８年10月16日

東京都中央区日本橋本町一丁目９番13号日本橋本町１丁目ビル４階

Mott MacDonald Japan株式会社

代表取締役　菊池　達人

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	166,575
	固定資産	897
	資産合計	167,472
負純資産債及の部	流動負債	258,079
	株主資本	△90,606
	資本金	1,600
	利益剰余金	△92,206
	その他利益剰余金	△92,206
	（うち当期純損失）	(1,600)
	負債・純資産合計	167,472

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西彼杵郡長与町高田郷一五四番地
二一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　宮崎　博幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
長崎県長崎市金屋町九番三二号ＫＹ中尾ビル二〇三号
相続財産清算人　司法書士　江崎　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津七番地五、最後の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字宮前八番地三
被相続人　亡　皆田　忠勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日
事務所　鹿児島県奄美市名瀬港町二二番二三号里ビル一階弁護士法人あすなろ奄美支所
奄美あすなろ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　佐用　理紗

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　岐阜県恵那市山岡町原字黒ケ谷四二六番一、同四二七番一、同四二七番二
二　供託所　岐阜地方法務局中津川支局
三　供託番号　令和八年度金第一二九号
四　供託金額　二八二、二四四円
五　裁判所　岐阜地方裁判所多治見支部
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和八年（チ）第二号

令和八年十月十六日
岐阜県多治見市上野町四丁目二九番地　美和勇夫法律事務所
所有者不明土地管理人　弁護士　吉村　光太

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　愛知県春日井市大泉寺町字大池下二五四番三
二　供託所　名古屋法務局春日井支局
三　供託番号　令和八年度金第二四二号
四　供託金額　一、二一〇、三四〇円
五　裁判所　名古屋地方裁判所
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和六年（チ）第八号

令和八年十月十六日
愛知県春日井市鳥居松町四丁目一二二番地王子不動産名古屋ビル四階弁護士法人愛知総合法律事務所春日井事務所
所有者不明土地管理人　弁護士　深尾　至

所有者不明建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第十六項により準用される同条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象建物　所在　川崎市宮前区野川本町二丁目八三五番地三　家屋番号　八三五番三の二
種類　共同住宅　構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建　床面積　一階一〇四・一一平方メートル二階一一二・七八平方メートル
二　供託所　横浜地方法務局川崎支局
三　供託番号　令和八年度金第一八〇七号
四　供託金額　一、二七一、三一二円
五　裁判所　横浜地方裁判所川崎支部
六　事件名　所有者不明建物管理命令申立事件
七　事件番号　令和七年（チ）第一〇号

令和八年十月十六日
川崎市川崎区東田町六番地二㎜ヤダイビル七階ＡＬＩＶＥ法律事務所
所有者不明建物管理人
弁護士　小林　俊介

所有者不明建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第十六項により準用される同条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象建物　石川県輪島市渋田町ケ六九番地
所在　家屋番号六十九番
二　供託所　金沢地方法務局輪島支局
三　供託番号　令和八年度金第三十三号
四　供託金額　四、四九五円
五　裁判所　金沢地方裁判所輪島支部
六　事件名　所有者不明建物管理命令申立事件
七　事件番号　令和八年（チ）第二十九号

令和八年十月十六日
石川県金沢市大手町六番四号山腰法律事務所
所有者不明建物管理人　弁護士　山腰　茂広

四　供託金額　二二二、二〇一円
五　裁判所　京都家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和七年（家）第一四四四号

令和八年十月十六日
京都市中京区御幸町通夷三上る松本町五六九　北大興ビル一階　にしき法律事務所
不在者財産管理人　弁護士　長藤佐和野

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　榊原　敦子
従来の住所　不明
生年月日　大正十一年七月十一日
二　供託所　京都地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第四三四九号

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年10月16日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社フレッシュハウス　②神奈川県知事(4)26880　③代表取締役　原隆　④神奈川県横浜市中区弁天通四丁目57番地　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号（移転前の本店所在地　神奈川県横浜市中区弁天通四丁目57番地）　株式会社フレッシュハウス　代表取締役　原隆

①大末テクノサービス株式会社　②国土交通大臣(2)9250　③代表取締役　林正彦　④大阪府大阪市中央区道修町一丁目５番18号　廃止した従たる事務所　東京都江東区新砂一丁目７番27号大末建設ビル２階　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市中央区道修町一丁目５番18号　大末テクノサービス株式会社　代表取締役　林正彦

①株式会社ナサホーム　②大阪府知事(6)44891　③代表取締役社長　大城茂　④大阪府大阪市北区角田町８番１号大阪梅田ツインタワーズ・ノース17階　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市北区角田町８番１号大阪梅田ツインタワーズ・ノース17階　株式会社ナサホーム　代表取締役社長　大城茂

①株式会社スタン　②徳島県知事(3)第2857号　③代表取締役　近藤紳一郎　④徳島県徳島市川内町平石流通団地21番地　⑤1000万円　⑥徳島県知事　⑦徳島県徳島市川内町平石流通団地21番地　株式会社スタン　代表取締役　近藤紳一郎

第74期決算公告

医療法第51条第２項の規定に基づき次の通り公告します。

令和８年10月16日

福岡県久留米市津福本町1012番地
社会医療法人　聖ルチア会
理事長　大治　太郎

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ　流動資産	**1,691,215**	**Ⅰ　流動負債**	**257,885**
現金及び預金	1,343,502	買掛金	21,018
事業未収金	343,658	未払金	178,556
たな卸資産	2,737	預り金	21,350
短期貸付金	2,089	法人税等充当金	457
その他の流動資産	1,229	賞与引当金	33,032
貸倒引当金	△2,000	未払消費税等	3,471
Ⅱ　固定資産	**5,460,671**	**Ⅱ　固定負債**	**124,687**
1　有形固定資産	4,831,906	退職給付引当金	124,687
建物	3,444,007	**負債合計**	**382,572**
建物付属設備	183,270	**純資産の部**	
構築物	55,883	科目	金額
医療用器械備品	70,014	**Ⅰ　積立金**	**6,769,314**
車輌運搬具	1,255	設立等積立金	4,473,296
その他の器械備品	37,477	繰越利益積立金	2,296,019
土地	1,040,000		
建設仮勘定	—		
2　無形固定資産	17,527		
ソフトウェア	16,988		
その他の無形固定資産	539		
3　その他の資産	611,239		
出資金	1,293		
敷金	660		
長期前払費用	6,549		
減価償却引当特定預金	602,737	**純資産合計**	**6,769,314**
資産合計	**7,151,886**	**負債・純資産合計**	**7,151,886**

損　益　計　算　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ　事業損益		
A　本来業務事業損益		
1　事業収益		**2,274,480**
2　事業費用		
(1)　事業費	**2,110,367**	
(2)　本部費		**2,110,367**
本来業務事業利益		**164,114**
B　附帯業務事業損益		
1　事業収益		**128,812**
2　事業費用		**111,721**
附帯業務事業利益		**17,092**
事業利益		**181,205**
Ⅱ　事業外収益		
受取利息	2,824	
その他の事業外収益	78	2,902
Ⅲ　事業外費用		
支払利息	238	
その他の事業外費用	—	238
経常利益		**183,870**
Ⅳ　特別利益		
固定資産売却益	30	
補助金収益	5,030	
その他の特別利益	—	5,060
Ⅴ　特別損失		
固定資産除却損	106	
固定資産圧縮損	5,030	
その他の特別損失	—	5,136
税引前当期純利益		**183,794**
法人税・住民税及び事業税	457	
法人税等調整額	—	457
当期純利益		**183,337**

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1　継続事業の前提に関する事項

該当なし

2　資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入れ原価法

3　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定額法によっております。(平成19年３月31日以降に取得した建物は旧定率法)

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	６年～47年
構築物	10年～40年
医療用器械備品	４年～８年
その他の器械備品	３年～20年

②　無形固定資産

定額法によっております。

ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

4　引当金の計上基準
　①　貸倒引当金
　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法に規定されている繰入限度額により回収不能見込額を計上しております。
　②　賞与引当金
　　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
　③　退職給付引当金
　　従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を自己都合要支給額に基づき計上するという簡便法により計算し、計上しております。
5　消費税及び地方消費税の会計処理の方法
　税込経理方式によっております。
6　その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項
　補助金等の会計処理の方法
　補助金等については、その交付決定があった会計年度において事業収益に計上しております。
7　重要な会計方針を変更した旨等
　該当なし
8　資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項
　有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除されており、その金額は2,311,200千円です。
9　担保に供されている資産に関する事項
　該当なし
10　法第51条第１項に規定する関係事業者に関する事項
(1)　法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

取引条件及び取引条件の決定方針等

(2)　個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし							

取引条件及び取引条件の決定方針等

11　重要な偶発債務に関する事項
　該当なし
12　重要な後発事象に関する事項
　該当なし
13　その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項
(1)　当期の補助金のうち、主な内容は次の通りである。

補助金等の名称	交付者	金額
令和７年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業補助金	厚生労働省	22,092千円

（仮称）佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価準備書の公告

　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告致します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

　名称　佐世保市鹿町町風力発電合同会社

　代表者　代表社員　コスモエコパワー株式会社

　　職務執行者　久坂　有史

　所在地　東京都品川区大崎一丁目六番一号ＴＯＣ大崎ビルディング

二、対象事業の名称、種類及び規模

　名称　（仮称）佐世保市鹿町町風力発電所設置計画

　種類　風力（陸上）

　規模　三万四千四百キロワット（四千三百キロワット風力発電機　八基）

三、対象事業が実施されるべき区域

　長崎県佐世保市（鹿町町中野、船ノ村、鹿町、小佐々町岳ノ木場及び江迎町乱橋）及び北松浦郡佐々町（大茂免、志方免）

四、関係地域の範囲

　長崎県佐世保市、松浦市、北松浦郡佐々町

五、準備書の縦覧の場所、期間及び時間

　㈠　縦覧の場所

　　佐世保市環境センター（佐世保市稲荷町一番地八）、佐世保市鹿町支所（佐世保市鹿町町下歌ヶ浦八番地三七）、佐々町役場（長崎県北松浦郡佐々町本田原免一六八番地一）、松浦市役所（長崎県松浦市志佐町里免三六五番地）、松浦市御厨支所（長崎県松浦市御厨町里免三八五番地）

　㈡　縦覧の期間

　　令和八年十月十六日（金）から令和八年十一月十六日（月）まで（閉庁日を除く）

　㈢　縦覧の時間

　　午前八時三十分から午後五時十五分まで（閉庁時刻に準ずる）

　㈣　インターネットによる公表

　　準備書及び要約書の電子版は、弊社ホームページからご覧になれます。

　　https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/sasebo.html

六、意見書の提出

　環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に事業名称、住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函いただくか、問い合わせ先へご郵送、又はメールにてご送付願います（令和八年十一月三十日まで。郵送は当日消印有効）。

七、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

　佐々町

　　令和八年十一月六日（金）午後六時〇〇分から午後七時三十分まで

　　佐々町文化会館（長崎県北浦郡佐々町本田原免一四六番地）

　佐世保市

　　令和八年十一月七日（土）午後一時三十分から午後三時〇〇分まで

　　江迎地区文化会館インフィニタス（佐世保市江迎町田ノ元二六五―一）

八、問い合わせ先

　佐世保市鹿町町風力発電合同会社

　代表社員　コスモエコパワー株式会社

　事業開発二部　筑紫

　住所　東京都品川区大崎一―六―一ＴＯＣ大崎ビルディング

　電話　〇三―五四八七―八五六一

　ファックス　〇三―五四八七―八五八八

　メール　jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

　令和八年十月十六日

　東京都品川区大崎一丁目六番一号ＴＯＣ大崎ビルディング

　　佐世保市鹿町町風力発電合同会社

　　代表社員　コスモエコパワー株式会社

　　職務執行者　久坂　有史

第14期決算公告　令和８年10月16日
東京都渋谷区神宮前三丁目21番１号プラフロール神宮前３Ｆ
株式会社クムナムエンターテインメント
代表取締役　大塚　晴義
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	724,898
	固定資産	159,099
	合計	883,998
負純資債及産のび部	流動負債	626,704
	固定負債	13,967
	株主資本	243,326
	資本金	30,000
	利益剰余金	213,326
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	205,826
	（うち当期純損失）	(31,743)
	合計	883,998

第12期決算公告　令和８年10月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番５号
株式会社グッドアンドカンパニー
代表取締役　谷村　江美
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100,611
	固定資産	8,561
	合計	109,173
負純資債及産のび部	流動負債	23,509
	株主資本	85,663
	資本金	30,000
	資本剰余金	7,799
	資本準備金	7,799
	利益剰余金	47,863
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	47,663
	（うち当期純利益）	(21,593)
	合計	109,173

第27期決算公告　令和８年10月16日
東京都港区北青山三丁目５番６号
株式会社ステディスタディ
代表取締役　神出　瑞代
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	492,482
	固定資産	233,031
	合計	725,514
負純資債及産のび部	流動負債	351,166
	固定負債	109,071
	株主資本	265,276
	資本金	10,000
	利益剰余金	255,276
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	252,776
	（うち当期純利益）	(53,907)
	合計	725,514

第７期決算公告　令和８年10月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番５号
株式会社ＴＫＧ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ
代表取締役　劉　　西喬
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,758
	固定資産	25,393
	合計	49,152
負純資債及産のび部	流動負債	1,977
	株主資本	47,174
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△2,825
	その他利益剰余金	△2,825
	（うち当期純利益）	(313)
	合計	49,152

第18期決算公告　令和８年10月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番５号
株式会社フライパン
代表取締役　小久保正人
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	342,703
	固定資産	314,126
	合計	656,829
負純資債及産のび部	流動負債	301,833
	固定負債	224,269
	株主資本	130,726
	資本金	30,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	90,726
	その他利益剰余金	90,726
	（うち当期純利益）	(43,669)
	合計	656,829

第13期決算公告
令和８年10月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番５号
株式会社エアサイド
代表取締役　中居　　進
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	123,004
	固定資産	790
	合計	123,794
負純資債及産のび部	流動負債	11,464
	株主資本	112,330
	資本金	10,000
	利益剰余金	102,330
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	99,830
	（うち当期純利益）	(2,399)
	合計	123,794

第56期決算公告
令和８年10月16日
名古屋市中区錦一丁目20番10号
株式会社ハイウェイ・エンジニアリング
代表取締役社長　平田　雅之
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,888,020
	固定資産	57,995
	合計	1,946,015
負純資債及産のび部	流動負債	202,205
	株主資本	1,743,809
	資本金	21,000
	利益剰余金	2,185,909
	利益準備金	5,038
	その他利益剰余金	2,180,870
	（うち当期純利益）	(397,843)
	自己株式	△463,100
	合計	1,946,015

第24期決算公告
令和８年６月19日
愛知県春日井市下市場町四丁目17番３号
株式会社麻布
代表取締役　池田　大平
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	252,345
	固定資産	29,931
	資産合計	282,277
負純資債及産のび部	流動負債	236,421
	負債合計	236,421
	株主資本	45,856
	資本金	10,000
	利益剰余金	35,856
	その他利益剰余金	35,856
	（うち当期純利益）	(13,354)
	純資産合計	45,856
	負債・純資産合計	282,277

第１期決算公告
令和８年10月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番５号
株式会社ＫＥＩ　ＣＯＮＣＥＰＴ　Ｊａｐａｎ
代表取締役　次原　悦子
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,707
	合計	6,707
負純資債及産のび部	流動負債	424
	株主資本	6,283
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,716
	その他利益剰余金	△3,716
	（うち当期純損失）	(3,716)
	合計	6,707

第29期決算公告
令和８年10月16日
島根県出雲市荻杼町274番地２
株式会社バイタルリード
代表取締役　森山　昌幸
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	216,614
	固定資産	54,444
	資産合計	271,058
負純資債及産のび部	流動負債	177,043
	固定負債	230,884
	株主資本	△136,869
	資本金	45,000
	利益剰余金	△181,869
	その他利益剰余金	△181,869
	（うち当期純損失）	(153,153)
	負債・純資産合計	271,058

第16期決算公告　2026年10月16日
大阪市北区中之島三丁目２番18号
株式会社レスタス
代表取締役　大脇　　晋
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	451,370
	固定資産	593,373
	合計	1,044,743
負純資債及産のび部	流動負債	529,445
	（うち引当金）	(16,772)
	固定負債	482,574
	株主資本	32,724
	資本金	14,966
	資本剰余金	4,966
	資本準備金	4,966
	利益剰余金	12,792
	その他利益剰余金	12,792
	（うち当期純利益）	(279,470)
	合計	1,044,743

第20期決算公告　令和８年10月16日
滋賀県草津市青地町648番地１
株式会社人機一体
代表取締役　金岡　克弥
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	186,445
	固定資産	22,579
	合計	209,025
負純資債及産のび部	流動負債	40,610
	固定負債	234,062
	株主資本	△65,646
	資本金	100,000
	資本剰余金	520,923
	資本準備金	520,923
	利益剰余金	△686,569
	その他利益剰余金	△686,569
	（うち当期純損失）	(134,498)
	合計	209,025

第１期決算公告

令和８年10月16日

北海道室蘭市大沢町一丁目２番８号

室蘭リンクス株式会社

代表取締役　上村　正人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,902
	資産合計	**9,902**
負純資産及び債のび部	流動負債	297
	株主資本	9,605
	資本金	10,000
	利益剰余金	△394
	その他利益剰余金	△394
	（うち当期純損失）	（394）
	負債・純資産合計	**9,902**

第33期決算公告

令和８年９月28日

宮崎県都城市都北町7210―２

株式会社天神製作所

代表取締役　石田　徹

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	391,960
	固定資産	203,009
	資産合計	**594,969**
負純資産及び債のび部	流動負債	126,235
	（うち賞与引当金）	（6,921）
	固定負債	12,220
	株主資本	456,514
	資本金	10,000
	利益剰余金	446,514
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	444,014
	（うち当期純利益）	（57,850）
	負債・純資産合計	**594,969**

第23期決算公告

令和８年10月16日

徳島県板野郡板野町犬伏字瓢谷２番地22

徳島ヴォルティス株式会社

代表取締役社長　岸田　一宏

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,516,195
	固定資産	513,264
	合計	**2,029,459**
負純資産及び債のび部	流動負債	574,699
	固定負債	77,242
	株主資本	1,377,517
	資本金	409,000
	利益剰余金	968,517
	その他利益剰余金	968,517
	（うち当期純利益）	（172,865）
	合計	**2,029,459**

第12期決算公告

令和８年10月16日

東京都中野区中央一丁目38番１号

株式会社ブシロードクリエイティブ

代表取締役　佐藤　允彦

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,137,760
	固定資産	307,049
	資産合計	**3,444,810**
負純資産及び債のび部	流動負債	1,908,720
	賞与引当金	15,514
	株主資本	1,536,089
	資本金	59,500
	資本剰余金	189,500
	資本準備金	169,500
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	1,287,089
	その他利益剰余金	1,287,089
	（うち当期純利益）	（616,845）
	負債・純資産合計	**3,444,810**

第２期決算公告

令和８年９月29日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号

カミオン・アセット・マネジメント株式会社

代表取締役　設樂　英孝

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,113
	固定資産	14
	資産合計	**2,128**
負純資産及び債のび部	流動負債	1,840
	負債合計	**1,840**
	株主資本	287
	資本金	1
	利益剰余金	286
	その他利益剰余金	286
	（うち当期純利益）	（276）
	純資産合計	**287**
	負債・純資産合計	**2,128**

第53期決算公告

令和８年10月16日

千葉県印西市若萩一丁目２番地２

高秀建設株式会社

代表取締役　髙橋　弘樹

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,706
	固定資産	222
	繰延資産	0
	合計	**1,930**
負純資産及び債のび部	流動負債	1,032
	株主資本	897
	資本金	170
	資本剰余金	10
	資本準備金	10
	利益剰余金	717
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	707
	（うち当期純利益）	（24）
	合計	**1,930**

第16期決算公告

令和８年10月16日

東京都中野区中央一丁目38番１号

株式会社ゲームビズ

代表取締役　大貫　佑介

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	69,733
	固定資産	7,944
	資産合計	**77,678**
負純資産及び債のび部	流動負債	34,801
	賞与引当金	219
	株主資本	42,876
	資本金	19,600
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	13,276
	その他利益剰余金	13,276
	（うち当期純利益）	（98）
	負債・純資産合計	**77,678**

第10期決算公告

令和８年10月16日

東京都中野区中央一丁目38番１号

株式会社ブシロードムーブ

代表取締役　大貫　佑介

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,667,318
	固定資産	39,458
	資産合計	**1,706,776**
負純資産及び債のび部	流動負債	976,347
	賞与引当金	7,636
	株主資本	730,429
	資本金	29,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	681,429
	その他利益剰余金	681,429
	（うち当期純利益）	（89,273）
	負債・純資産合計	**1,706,776**

第10期決算公告

令和８年10月16日

東京都中野区中央一丁目38番１号

株式会社スターダム

代表取締役　岡田　太郎

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	693,312
	固定資産	22,549
	資産合計	**715,861**
負純資産及び債のび部	流動負債	285,216
	賞与引当金	2,815
	株主資本	430,644
	資本金	100,000
	資本剰余金	191,000
	資本準備金	191,000
	利益剰余金	139,644
	その他利益剰余金	139,644
	（うち当期純利益）	（139,241）
	負債・純資産合計	**715,861**

第９期決算公告

令和８年10月16日

東京都港区芝五丁目13番15号

ウイルプラスアインス株式会社

代表取締役　成瀬　隆章

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,770,325
	固定資産	788,327
	資産合計	**2,558,652**
負純資産及び債のび部	流動負債	2,007,809
	（賞与引当金）	（3,526）
	固定負債	17,711
	株主資本	533,131
	資本金	10,000
	利益剰余金	523,131
	その他利益剰余金	523,131
	（うち当期純利益）	（134,154）
	負債・純資産合計	**2,558,652**

第25期決算公告

令和８年10月16日

東京都新宿区新宿３―12―９

新宿東栄ビル

株式会社マディックス

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,149,015
	固定資産	6,327
	繰延資産	85
	資産合計	**1,155,427**
負純資産及び債のび部	流動負債	933,760
	保証引当金	12,422
	固定負債	67,271
	株主資本	154,396
	資本金	50,000
	利益剰余金	104,396
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	91,896
	（うち当期純利益）	（33,564）
	負債・純資産合計	**1,155,427**

第11期決算公告

令和８年10月16日

東京都渋谷区渋谷一丁目３番15号

ＢＩＺＣＯＲＥ渋谷５階

×××株式会社

代表取締役　髙田　圭

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,212,209
	固定資産	271,863
	資産合計	**2,484,072**
負純資産及び債のび部	流動負債	534,449
	株主資本	1,949,663
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,899,623
	その他利益剰余金	1,899,623
	（うち当期純利益）	（466,449）
	負債・純資産合計	**2,484,072**

第１期決算公告　令和８年10月16日

東京都港区芝五丁目13番15号

ウイルプラスモトーレン東京株式会社

代表取締役　成瀬　隆章

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,357,508
	固定資産	561,691
	資産合計	2,919,199
負純資債及産のび部	流動負債	2,965,080
	(賞与引当金)	(7,650)
	固定負債	1,820
	株主資本	△47,700
	資本金	10,000
	利益剰余金	△57,700
	その他利益剰余金	△57,700
	(うち当期純損失)	(57,700)
	負債・純資産合計	2,919,199

第19期決算公告　令和８年10月16日

東京都港区芝五丁目13番15号

株式会社ＥＮＧ

代表取締役　成瀬　隆章

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,828,343
	固定資産	150,769
	資産合計	6,979,113
負純資債及産のび部	流動負債	3,991,654
	(賞与引当金)	(2,869)
	固定負債	8,449
	株主資本	2,979,008
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,969,008
	その他利益剰余金	2,969,008
	(うち当期純利益)	(192,589)
	負債・純資産合計	6,979,113

第４期決算公告

令和８年10月16日

東京都港区芝五丁目13番15号

ウイルプラスエンハンス株式会社

代表取締役　成瀬　隆章

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,188,698
	固定資産	1,201,633
	資産合計	5,390,331
負純資債及産のび部	流動負債	4,698,504
	(賞与引当金)	(7,178)
	固定負債	47,396
	株主資本	644,430
	資本金	10,000
	利益剰余金	634,430
	その他利益剰余金	634,430
	(うち当期純利益)	(162,914)
	負債・純資産合計	5,390,331

第21期決算公告　令和８年10月16日

東京都品川区大崎一丁目２番２号

キャリア・デベロプメント・アソシエイツ株式会社

代表取締役　田島　康博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,345
	固定資産	6,192
	資産合計	20,538
負純資債及産のび部	流動負債	25,585
	固定負債	9,805
	株主資本	△14,851
	資本金	19,000
	利益剰余金	△33,851
	その他利益剰余金	△33,851
	(うち当期純損失)	(24,746)
	負債・純資産合計	20,538

第１期決算公告

令和８年10月16日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目８番５号ＯＳＡＷＡビル２Ｆ

株式会社ＨＥＶＮ　ＳＴＡＧＥ

代表取締役　臼木　太一

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	81,790,304
	固定資産	11,141,805
	資産合計	92,932,109
負純資債及産のび部	流動負債	88,444,984
	固定負債	30,000,000
	株主資本	△25,512,875
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△35,512,875
	その他利益剰余金	△35,512,875
	(うち当期純損失)	(35,512,875)
	負債・純資産合計	92,932,109

第２期決算公告　令和８年10月16日

東京都港区芝五丁目13番15号

ウイルプラスリヒト株式会社

代表取締役　成瀬　隆章

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,476
	繰延資産	360
	資産合計	8,837
負純資債及産のび部	流動負債	685
	株主資本	8,152
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,847
	その他利益剰余金	△1,847
	(うち当期純損失)	(1,818)
	負債・純資産合計	8,837

第８期決算公告

令和８年10月16日

札幌市中央区北十一条西二十四丁目１番20号

ブルー・ケア株式会社

代表取締役　塩野　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	400,061
	固定資産	249,261
	合計	649,323
負純資債及産のび部	流動負債	349,549
	賞与引当金	166
	固定負債	543,274
	株主資本	△243,500
	資本金	10,000
	利益剰余金	△253,500
	その他利益剰余金	△253,500
	(うち当期純利益)	(218,407)
	合計	649,323

第３期決算公告　令和８年10月16日

宮崎県日南市南郷町贄波1293番地

イートウェルグローバルジャパン株式会社

代表取締役　ムオドコフスキー　パウェル

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,337,634
	固定資産	8,805,113
	資産合計	14,142,747
負純資債及産のび部	固定負債	9,000,000
	負債合計	9,000,000
	株主資本	5,142,747
	資本金	8,500,000
	資本準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	△5,857,253
	(うち当期純損失)	(3,755,656)
	純資産合計	5,142,747
	負債・純資産合計	14,142,747

第52期決算公告

令和８年10月16日

東京都府中市府中町一丁目10番３号

日本テクノストラクチャア株式会社

代表取締役社長　古市　和也

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,307
	固定資産	1,022
	資産合計	2,329
負純資債及産のび部	流動負債	667
	(賞与引当金)	(77)
	株主資本	1,662
	資本金	100
	利益剰余金	1,562
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	1,537
	(うち当期純利益)	(321)
	負債・純資産合計	2,329

第２期決算公告　令和８年10月16日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号東京倶楽部ビルディング５階

株式会社メディカルプラットフォーム

代表取締役　滝野　昇

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	121,006
	固定資産	4,245
	合計	125,251
負純資債及産のび部	流動負債	107,099
	賞与引当金	2,713
	固定負債	12,736
	退職給付引当金	12,736
	株主資本	5,415
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,584
	その他利益剰余金	△4,584
	(うち当期純損失)	(3,838)
	合計	125,251

第17期決算公告　令和８年10月16日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号東京倶楽部ビルディング５階

株式会社エムズコンサルティング

代表取締役　滝野　昇

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,266
	固定資産	6,508
	合計	27,774
負純資債及産のび部	流動負債	8,589
	賞与引当金	552
	固定負債	442
	退職給付引当金	442
	株主資本	18,742
	資本金	5,000
	利益剰余金	13,742
	その他利益剰余金	13,742
	(うち当期純損失)	(789)
	合計	27,774

第５期決算公告

令和８年10月16日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号東京倶楽部ビルディング５階

株式会社ＢＳプラットフォーム

代表取締役　林　隆祐

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,997
	固定資産	231
	合計	27,229
負純資債及産のび部	流動負債	6,372
	賞与引当金	93
	株主資本	20,856
	資本金	1,000
	利益剰余金	19,856
	その他利益剰余金	19,856
	(うち当期純利益)	(8,280)
	合計	27,229

第１期決算公告　令和８年９月25日
東京都港区芝浦三丁目16番16号
株式会社ＲＩＡＬＴ
代表取締役　内山　智博
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,018
	固定資産	150
	合計	21,169
負純資債及産のび部	流動負債	3,019
	（賞与引当金）	(237)
	株主資本	18,149
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△1,850
	その他利益剰余金	△1,850
	（うち当期純損失）	(1,850)
	合計	21,169

第１期決算公告　令和８年９月25日
東京都港区芝浦三丁目16番16号
株式会社トライアルテクノロジー
代表取締役　石橋　亮太
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4
	固定資産	20
	合計	24
負純資債及産のび部	流動負債	60
	固定負債	4,174
	株主資本	△4,210
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	△4,410
	その他利益剰余金	△4,410
	（うち当期純損失）	(35)
	合計	24

第37期決算公告
令和８年９月26日
東京都東村山市青葉町３丁目32番地22
株式会社ナガオカ
代表取締役　長岡　護
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,054
	固定資産	4,162
	合計	32,216
負純資債及産のび部	流動負債	21,101
	固定負債	1,750
	株主資本	9,365
	資本金	10,000
	利益剰余金	△634
	その他利益剰余金	△634
	（うち当期純利益）	(4,263)
	合計	32,216

第21期決算公告　令和８年10月16日
兵庫県姫路市砥堀341番地の３
株式会社楽山
代表取締役　林　和弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	130
	固定資産	474
	合計	605
負純資債及産のび部	流動負債	24
	固定負債	655
	株主資本	△74
	資本金	20
	利益剰余金	△94
	その他利益剰余金	△94
	（うち当期純損失）	(75)
	合計	605

第26期決算公告　令和８年10月16日
福岡県小郡市小郡1543番地３
株式会社タイラベストビート
代表取締役　平本　光
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	29,548
	固定資産	15,920
	繰延資産	3
	合計	45,473
負純資債及産のび部	流動負債	7,573
	固定負債	373
	株主資本	37,527
	資本金	10
	利益剰余金	37,517
	その他利益剰余金	37,517
	（うち当期純利益）	(1,936)
	自己株式	△0
	合計	45,473

第１期決算公告　令和８年９月25日
東京都港区芝浦三丁目16番16号
株式会社ＴＲＹＵ
代表取締役　藤村　昌平
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	69,765
	固定資産	20,340
	合計	90,106
負純資債及産のび部	流動負債	84,169
	（賞与引当金）	(1,543)
	株主資本	5,936
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,063
	その他利益剰余金	△4,063
	（うち当期純損失）	(4,063)
	合計	90,106

第11期決算公告　令和８年10月16日
神奈川県鎌倉市大町一丁目９番22号
ＶＩＥ株式会社
代表取締役　今村　泰彦
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	260,451,362
	固定資産	18,599,105
	合計	279,050,467
負純資債及産のび部	流動負債	145,283,892
	固定負債	87,102,000
	株主資本	46,664,575
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	334,190,930
	資本準備金	334,190,930
	利益剰余金	△387,526,355
	その他利益剰余金	△387,526,355
	（うち当期純利益）	(3,136,641)
	合計	279,050,467

第４期決算公告
令和８年10月16日
東京都千代田区麹町四丁目８番地１
麹町クリスタルシティ東館２階
株式会社アークウィズコンサルティング
代表取締役　三木　涼賀
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,048,075
	固定資産	63,221
	合計	1,111,297
負純資債及産のび部	流動負債	557,514
	固定負債	196,423
	株主資本	357,359
	資本金	9,000
	利益剰余金	348,359
	その他利益剰余金	348,359
	（うち当期純利益）	(228,208)
	合計	1,111,297

第５期決算公告　2026年10月16日
東京都渋谷区道玄坂１―21―１
株式会社譚仔日本
代表取締役　劉　達民
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	134,771
	固定資産	184,004
	繰延資産	342
	資産合計	319,117
負純資債及産のび部	流動負債	1,723,387
	（賞与引当金）	(11,804)
	固定負債	38,000
	株主資本	△1,442,269
	資本金	1
	利益剰余金	△1,442,270
	その他利益剰余金	△1,442,270
	（うち当期純損失）	(159,773)
	負債・純資産合計	319,117

第４期決算公告
令和８年９月30日
富山県富山市中島４―２―14
オンリーワンライフホールディングス株式会社
代表取締役　奥野　智之
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,587,710
	固定資産	425,500
	合計	2,013,210
負純資債及産のび部	流動負債	8,021
	固定負債	1,000
	株主資本	2,004,188
	資本金	1,000
	利益剰余金	2,003,188
	その他利益剰余金	2,008,188
	（うち当期純利益）	(19,742)
	合計	2,013,210

第４期決算公告
令和８年９月30日
富山県富山市中島４―２―14
一般社団法人恩の集
代表理事　奥野　智之
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,117
	固定資産	1,000
	合計	3,117
負純資債及産のび部	流動負債	81
	固定負債	0
	株主資本	3,036
	資本金	0
	利益剰余金	3,036
	その他利益剰余金	3,036
	（うち当期純利益）	(4,246)
	合計	3,117

第26期決算公告
令和８年10月16日
神奈川県相模原市中央区相模原５丁目２番１号
矢崎シスコムプラス株式会社
代表取締役　森川　大史
貸借対照表の要旨（令和８年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	563,005
	固定資産	150,297
	合計	713,302
負純資債及産のび部	流動負債	234,869
	固定負債	216,303
	株主資本	262,130
	資本金	50,000
	利益剰余金	212,130
	その他利益剰余金	212,130
	（うち当期純利益）	(17,604)
	合計	713,302

第２期決算公告

令和８年９月30日
富山県富山市中島２丁目３番８号
株式会社ＳＯＮＯＨＡＮＡ
代表取締役　奥野　嵩

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	245,657
	固定資産	23,702
	合計	269,360
負債及び純資産の部	流動負債	66,765
	株主資本	202,595
	資本金	5,000
	資本剰余金	52,954
	資本準備金	52,954
	利益剰余金	144,640
	その他利益剰余金	144,640
	（うち当期純利益）	(84,966)
	合計	269,360

第30期決算公告

令和８年９月30日
富山県富山市中島１丁目４番51号
株式会社ＳＰＥＣ
代表取締役　近江　卓朗

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	300,838
	固定資産	173,972
	合計	474,811
負債及び純資産の部	流動負債	42,433
	（退職給与引当金）	(8,179)
	固定負債	0
	株主資本	432,377
	資本金	50,000
	資本剰余金	17,000
	利益剰余金	365,377
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	355,377
	（うち当期純利益）	(86,132)
	合計	474,811

第１期決算公告

令和８年９月30日
富山県富山市中島４－２－14
オンリーワンライフインベストメント株式会社
代表取締役　奥野　智之

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	971
	固定資産	0
	合計	971
負債及び純資産の部	流動負債	67
	固定負債	0
	株主資本	904
	資本金	1,000
	利益剰余金	△95
	その他利益剰余金	△95
	（うち当期純損失）	(95)
	合計	971

第26期決算公告

令和８年９月30日
富山県富山市新根塚町２－９－13
明日ダイニング株式会社
代表取締役　太田　秀和

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	79,142
	固定資産	274,288
	合計	353,430
負債及び純資産の部	流動負債	40,988
	固定負債	332,250
	株主資本	△19,807
	資本金	10,000
	利益剰余金	△29,807
	その他利益剰余金	△29,807
	（うち当期純損失）	(34,705)
	合計	353,430

第４期決算公告

令和８年９月30日
富山県富山市中島１丁目４番51号
株式会社６時のそら
代表取締役　又川　佐知

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	46,870
	固定資産	27,111
	繰延資産	140
	合計	74,122
負債及び純資産の部	流動負債	2,186
	固定負債	110,000
	株主資本	△38,064
	資本金	20,000
	利益剰余金	△58,064
	その他利益剰余金	△58,064
	（うち当期純損失）	(17,325)
	合計	74,122

第19期決算公告

令和８年９月30日
富山県中新川郡上市町放士ケ瀬241番地
株式会社あいのね
代表取締役　田島　哲也

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	46,130
	固定資産	29,030
	合計	75,161
負債及び純資産の部	流動負債	5,101
	固定負債	116
	株主資本	69,943
	資本金	6,000
	利益剰余金	63,943
	その他利益剰余金	63,943
	（うち当期純利益）	(6,811)
	合計	75,161

第１期決算公告

令和８年９月30日
富山県射水市手崎330
株式会社ｆｏｒｋ　ａｎｄ　ｋｉｎｄ
代表取締役　梶　和章

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	712,925
	固定資産	55,642
	合計	768,568
負債及び純資産の部	流動負債	245,603
	固定負債	380,000
	株主資本	142,965
	資本金	5,000
	資本剰余金	127,798
	利益剰余金	10,167
	その他利益剰余金	10,167
	（うち当期純利益）	(10,167)
	合計	768,568

第２期決算公告

令和８年９月30日
富山県高岡市福岡町下蓑新274
株式会社セレハート
代表取締役　宍戸　英樹

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,647
	固定資産	406,108
	繰延資産	9,600
	合計	445,355
負債及び純資産の部	流動負債	7,924
	固定負債	510,000
	株主資本	△72,568
	資本金	3,000
	利益剰余金	△75,568
	その他利益剰余金	△75,568
	（うち当期純損失）	(46,920)
	合計	445,355

第１期決算公告

令和８年９月30日
富山県富山市新根塚町２－９－13
グレイビーダイナー株式会社
代表取締役　清水　裕樹

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,864
	固定資産	70,561
	合計	101,426
負債及び純資産の部	流動負債	17,580
	固定負債	95,829
	株主資本	△11,983
	資本金	5,000
	利益剰余金	△16,983
	その他利益剰余金	△16,983
	（うち当期純損失）	(16,983)
	合計	101,426

第14期決算公告

令和８年10月16日
兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目４－18
富士信ビル５階Ｆ－１
株式会社ホジョセン
代表取締役　髙橋　孝之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	161,603
	固定資産	6,341
	合計	167,945
負債及び純資産の部	流動負債	43,214
	賞与引当金	3,500
	株主資本	124,730
	資本金	3,000
	利益剰余金	121,730
	その他利益剰余金	121,730
	（うち当期純利益）	(36,426)
	合計	167,945

第43期決算公告

令和８年10月16日
大阪府堺市堺区石津町三丁２番１号
ＢＰＯ文書電シカ株式会社
代表取締役　杉山喜久尚

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,359
	固定資産	26,859
	合計	46,219
負債及び純資産の部	流動負債	7,501
	株主資本	38,717
	資本金	10,000
	利益剰余金	28,717
	その他利益剰余金	28,717
	（うち当期純損失）	(5,275)
	合計	46,219

第13期決算公告

2026年10月16日
静岡市駿河区栗原７番４号
ヒイヅル株式会社
代表取締役　名古屋　健

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	144,524
	固定資産	39,642
	合計	184,166
負債及び純資産の部	流動負債	53,544
	固定負債	60,666
	役員退職慰労引当金	30,000
	株主資本	69,956
	資本金	1,000
	利益剰余金	68,956
	その他利益剰余金	68,956
	（うち当期純利益）	(36,769)
	合計	184,166

第１期決算公告　令和８年９月25日
福岡市東区多の津一丁目７番５号
株式会社明治屋
代表取締役　大塚　長務
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	19
	固定資産	8,381
	合計	8,400
負債及び純資産の部	流動負債	44
	（賞与引当金）	(0)
	株主資本	8,356
	資本金	10
	資本剰余金	8,370
	その他資本剰余金	8,370
	利益剰余金	△24
	その他利益剰余金	△24
	（うち当期純損失）	(24)
	合計	8,400

第７期決算公告　令和８年９月25日
福岡県福岡市東区多の津一丁目９番３号
株式会社河村佐藤デザイン
代表取締役　三好　拓郎
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	241,936
	固定資産	6,751
	合計	248,688
負債及び純資産の部	流動負債	70,682
	（賞与引当金）	(3,300)
	株主資本	178,005
	資本金	10,000
	利益剰余金	168,005
	その他利益剰余金	168,005
	（うち当期純利益）	(42,258)
	合計	248,688

第11期決算公告
令和８年10月16日
兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目４－18
富士信ビル５階Ｆ－１
株式会社いつつ
代表取締役　中座　彰子（中倉　彰子）
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,324
	固定資産	1,095
	合計	9,420
負債及び純資産の部	流動負債	857
	株主資本	8,563
	資本金	5,000
	利益剰余金	3,563
	その他利益剰余金	3,563
	（うち当期純利益）	(5,010)
	合計	9,420

第７期決算公告　令和８年９月25日
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号
株式会社トライアルベネフィット
代表取締役　関　杏太郎
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	233,558
	固定資産	121,142
	合計	354,700
負債及び純資産の部	流動負債	127,713
	（賞与引当金）	(1,274)
	固定負債	26,250
	株主資本	200,736
	資本金	10,000
	利益剰余金	190,736
	その他利益剰余金	190,736
	（うち当期純利益）	(65,698)
	合計	354,700

第11期決算公告　令和８年９月25日
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号
株式会社ＳＵ－ＰＡＹ
代表取締役　田中　晃弘
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	25,035
	固定資産	1,825
	合計	26,861
負債及び純資産の部	流動負債	19,690
	（賞与引当金）	(5)
	（ポイント引当金）	(3,346)
	株主資本	7,171
	資本金	101
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	7,020
	その他利益剰余金	7,020
	（うち当期純利益）	(435)
	合計	26,861

第61期決算公告　令和８年９月28日
福岡県田川市大字伊田2412番地９
株式会社ＭＬＳ
代表取締役　山川　秀孝
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,874
	固定資産	1,853
	合計	7,728
負債及び純資産の部	流動負債	2,441
	（賞与引当金）	(93)
	固定負債	16
	株主資本	5,270
	資本金	95
	利益剰余金	5,175
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	5,159
	（うち当期純利益）	(913)
	合計	7,728

第13期決算公告　令和８年９月25日
福岡県福岡市東区多の津一丁目９番３号
株式会社トライアル開発
代表取締役　松永　健治
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,332
	固定資産	241
	合計	1,574
負債及び純資産の部	流動負債	1,189
	（賞与引当金）	(14)
	固定負債	68
	株主資本	316
	資本金	72
	利益剰余金	244
	その他利益剰余金	244
	（うち当期純利益）	(34)
	合計	1,574

第９期決算公告　令和８年９月25日
福岡県福岡市東区多の津一丁目９番３号
株式会社トライアルカーズ
代表取締役　鶴川　伸一
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	744
	固定資産	109
	合計	854
負債及び純資産の部	流動負債	1,104
	（賞与引当金）	(9)
	株主資本	△250
	資本金	10
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	△260
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	△263
	（うち当期純損失）	(270)
	合計	854

第３期決算公告　令和８年９月25日
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号
株式会社トライアルチャレンジド
代表取締役　関　杏太郎
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,614
	固定資産	9,684
	合計	41,298
負債及び純資産の部	流動負債	19,504
	（賞与引当金）	(178)
	固定負債	13,000
	株主資本	8,793
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,206
	その他利益剰余金	△1,206
	（うち当期純利益）	(9,225)
	合計	41,298

第７期決算公告
令和８年10月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番５号
株式会社サニーサイドアップ
代表取締役　劉　西喬
貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,728,347	流動負債	2,959,262
固定資産	431,329	（受注損失引当金）	(4,702)
		株主資本	3,187,684
		資本金	50,000
		資本剰余金	1,081,413
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	1,031,413
		利益剰余金	2,056,271
		その他利益剰余金	2,056,271
		（うち当期純利益）	(904,845)
		評価・換算差額等	12,728
		繰延ヘッジ損益	12,728
資産合計	6,159,676	負債・純資産合計	6,159,676

第６期決算公告
令和８年10月16日　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Sime Darby Elco Power Japan株式会社
代表取締役　ルイ・ラップ・チョン・ビリー
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	269,010	流動負債	176,225
固定資産	12,989	製品保証引当金	422
		賞与引当金	22,741
		固定負債	134,737
		株主資本	△28,963
		資本金	10,000
		利益剰余金	△38,963
		その他利益剰余金	△38,963
		（うち当期純利益）	(39,204)
資産合計	282,000	負債・純資産合計	282,000

第 69 期 決 算 公 告

令和８年10月16日
愛知県東海市南柴田町ホの割213番地の５
名古屋油化株式会社
代表取締役　伊藤　能彦

貸借対照表の要旨（令和８年６月20日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,176	流動負債	279
固定資産	498	固定負債	13
		株主資本	1,382
		資本金	50
		資本剰余金	23
		資本準備金	20
		その他資本剰余金	3
		利益剰余金	1,352
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	1,339
		（うち当期純利益）	（267）
		自己株式	△43
資産合計	1,674	負債・純資産合計	1,674

第 32 期 決 算 公 告

2026年９月24日　静岡市清水区三保2695―１
株式会社エスパルス
代表取締役社長　山室　晋也

貸借対照表の要旨
（2026年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	733	流動負債	1,184
固定資産	761	固定負債	139
有形固定資産	291	負債合計	1,324
無形固定資産	46	株主資本	170
投資その他の資産	422	資本金	90
		利益剰余金	80
		その他利益剰余金	80
		（うち当期純損失）	（52）
		純資産合計	170
資産合計	1,494	負債・純資産合計	1,494

第 56 期 決 算 公 告

令和８年９月25日　三重県松阪市飯南町向粥見159番地の３
株式会社三ツ知製作所
代表取締役　遠藤　信幸

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,163,065	流動負債	303,344
固定資産	1,088,767	固定負債	47,942
		負債合計	351,286
		株主資本	1,895,458
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,885,458
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,882,958
		（うち当期純利益）	（79,627）
		評価・換算差額等	5,087
		その他有価証券評価差額金	5,087
		純資産合計	1,900,546
資産合計	2,251,833	負債・純資産合計	2,251,833

第 43 期 決 算 公 告

令和８年９月25日　愛知県春日井市牛山町1203番地
株式会社三ツ知部品工業
代表取締役　椙山　　晃

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	101,995	流動負債	250,594
固定資産	219,474	固定負債	―
		負債合計	250,594
		株主資本	70,875
		資本金	10,000
		利益剰余金	60,875
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	58,375
		（うち当期純利益）	（34,062）
		純資産合計	70,875
資産合計	321,470	負債・純資産合計	321,470

第 37 期 決 算 公 告

2026年９月25日
福岡県久留米市宮ノ陣町若松１番地６
株式会社創世エンジニアリング
代表取締役　浅野　善正

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	335,260	流動負債	193,910
固定資産	357,476	固定負債	263,181
		負債合計	457,092
		株主資本	235,644
		資本金	10,000
		利益剰余金	225,644
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	223,144
		（うち当期純損失）	（216,722）
		純資産合計	235,644
資産合計	692,737	負債・純資産合計	692,737

第 3 期 決 算 公 告

令和８年10月16日　徳島県徳島市蔵本元町一丁目22
株式会社ａｍｉｄｅｘ
代表取締役　伊原　　晃

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	53,212	流動負債	6,299
固定資産	17,752	固定負債	7,500
繰延資産	812	株主資本	57,978
		資本金	88,800
		資本剰余金	88,800
		資本準備金	88,800
		利益剰余金	△119,621
		その他利益剰余金	△119,621
		（うち当期純損失）	（66,448）
資産合計	71,778	負債・純資産合計	71,778

第 26 期 決 算 公 告

令和８年10月16日
東京都港区東新橋一丁目５番２号汐留シティセンター
レスメド株式会社
代表取締役　坂木　　洋

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,855,707	流動負債	1,040,751
固定資産	217,250	賞与引当金	50,204
		有給休暇引当金	26,451
		固定負債	301,875
		株主資本	730,329
		資本金	50,000
		利益剰余金	680,329
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	667,829
		（うち当期純利益）	（174,262）
合計	2,072,957	合計	2,072,957

第 16 期 決 算 公 告

令和８年９月24日　東京都千代田区内神田一丁目９番13号
株式会社エンファクトリー
代表取締役社長　加藤　健太

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	560,562	流動負債	179,446
固定資産	26,307	（賞与引当金）	（12,057）
		（ポイント引当金）	（4,380）
		株主資本	407,423
		資本金	26,900
		資本剰余金	87,320
		資本準備金	16,900
		その他資本剰余金	70,420
		利益剰余金	293,202
		その他利益剰余金	293,202
		（うち当期純利益）	（73,917）
資産合計	586,870	負債・純資産合計	586,870

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 16 日　東京都中野区中央一丁目38番１号

株式会社ブシロードワークス

代表取締役　新福　恭平

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	565,223	流動負債	306,883
固定資産	55,528	賞与引当金	4,749
		固定負債	220,000
		株主資本	93,869
		資本金	9,000
		資本剰余金	30,806
		資本準備金	9,000
		その他資本剰余金	21,806
		利益剰余金	54,063
		その他利益剰余金	54,063
		（うち当期純利益）	（88,577）
資産合計	620,752	負債・純資産合計	620,752

第 14 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 16 日　東京都中野区中央一丁目38番１号

株式会社ブシロードミュージック

代表取締役　北岡　那之

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,949,154	流動負債	2,211,091
固定資産	1,868,892	賞与引当金	8,890
		固定負債	44,384
		修繕引当金	44,384
		株主資本	3,562,571
		資本金	9,000
		資本剰余金	203,125
		資本準備金	9,000
		その他資本剰余金	194,125
		利益剰余金	3,350,446
		利益準備金	1,649
		その他利益剰余金	3,348,796
		（うち当期純利益）	（924,607）
資産合計	5,818,046	負債・純資産合計	5,818,046

第 17 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 16 日　東京都港区芝五丁目13番15号

ウイルプラスモトーレン株式会社

代表取締役　成瀬　隆章

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,802,942	流動負債	6,203,354
固定資産	3,389,370	（賞与引当金）	（15,462）
		固定負債	107,725
		株主資本	1,881,232
		資本金	50,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	1,811,232
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,798,732
		（うち当期純利益）	（84,743）
資産合計	8,192,313	負債・純資産合計	8,192,313

第 60 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 16 日　東京都中野区中央一丁目38番１号

株式会社劇団飛行船

代表取締役　山本　陽介

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	329,789	流動負債	277,904
固定資産	58,245	固定負債	508,260
		株主資本	△398,131
		資本金	43,789
		資本剰余金	126,410
		資本準備金	100,545
		その他資本剰余金	25,864
		利益剰余金	△568,330
		利益準備金	88,550
		その他利益剰余金	△656,880
		（うち当期純利益）	（102,556）
資産合計	388,034	負債・純資産合計	388,034

第 19 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 16 日　大阪府堺市西区鳳北町十丁１番

ＨＵＧエナジー株式会社

代表取締役　水野裕太郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	458	流動負債	2,107
固定資産	3,292	固定負債	1,465
繰延資産	11	株主資本	190
		資本金	20
		資本剰余金	1
		資本準備金	1
		利益剰余金	169
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	164
		（うち当期純損失）	（4）
資産合計	3,762	負債・純資産合計	3,762

第 12 期 決 算 公 告

令和８年８月 26 日　東京都港区赤坂二丁目２番12号

第一環境アクア株式会社

代表取締役社長　志賀　昭彦

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	781,974	流動負債	158,057
固定資産	86,566	固定負債	40,246
		株主資本	662,852
		資本金	40,000
		資本剰余金	64,527
		その他資本剰余金	64,527
		利益剰余金	558,324
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	548,324
		（うち当期純利益）	（210,184）
		評価・換算差額等	7,385
		その他有価証券評価差額金	7,385
資産合計	868,541	負債・純資産合計	868,541

第 6 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 16 日

札幌市中央区南二条西二十丁目291番地

株式会社リビングプラットフォームケア

代表取締役　塩野　隆

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,230,365	流動負債	2,049,812
固定資産	3,069,454	賞与引当金	98,378
		固定負債	2,502,053
		退職給付引当金	240,807
		株主資本	747,953
		資本金	10,000
		資本剰余金	101,000
		その他資本剰余金	101,000
		利益剰余金	636,953
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	634,453
		（うち当期純利益）	（287,144）
資産合計	5,299,819	負債・純資産合計	5,299,819

第 68 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 16 日　札幌市豊平区福住三条三丁目41番地

株式会社シルバーハイツ札幌

代表取締役　塩野　隆

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	828,766	流動負債	383,389
固定資産	673,640	賞与引当金	5,194
		固定負債	639,067
		退職給付引当金	34,686
		株主資本	470,355
		資本金	50,000
		利益剰余金	420,355
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	407,855
		（うち当期純利益）	（10,844）
		評価・換算差額等	9,595
		その他有価証券評価差額金	9,595
資産合計	1,502,406	負債・純資産合計	1,502,406

第３期決算公告

令和８年10月16日

愛知県名古屋市守山区花咲台二丁目401番地
ＮＳホールディングス株式会社
代表取締役　水野　英市

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	79,952	流動負債	403,806
固定資産	7,754,154	固定負債	6,156,000
		負債合計	**6,559,806**
		株主資本	1,274,300
		資本金	90,000
		資本剰余金	1,655,050
		資本準備金	22,500
		その他資本剰余金	1,632,550
		利益剰余金	△470,749
		その他利益剰余金	△470,749
		（うち当期純損失）	（115,697）
		純資産合計	**1,274,300**
資産合計	**7,834,106**	**負債・純資産合計**	**7,834,106**

第11期決算公告

令和８年10月16日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング５階
株式会社ＯＳプラットフォーム
代表取締役　林　　隆祐

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	523,103	流動負債	752,910
固定資産	3,203,656	賞与引当金	10,663
		固定負債	2,746,628
		退職給付引当金	24,298
		株主資本	227,222
		資本金	1,000
		利益剰余金	226,222
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	225,972
		（うち当期純利益）	（55,890）
資産合計	**3,726,760**	**負債・純資産合計**	**3,726,760**

第４期決算公告

令和８年９月25日
福岡県宮若市乙野1121番地
株式会社ティージーアール阿蘇
代表取締役　中山　悦良

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	297
	固定資産	484
	合計	**782**
負債及び純資産の部	流動負債	69
	（賞与引当金）	（1）
	固定負債	129
	株主資本	583
	資本金	10
	資本剰余金	1,649
	その他資本剰余金	1,649
	利益剰余金	△1,076
	その他利益剰余金	△1,076
	（うち当期純利益）	（57）
	合計	**782**

第３期決算公告

令和８年10月16日

東京都港区元赤坂一丁目１番７―807号
特定目的会社コンバース
取締役　菊地　耕平

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	1,138	流動負債	50
流動資産	1,138	固定負債	659
その他の資産	1,423	**負債合計**	**709**
流動資産	1,413	**純資産の部**	
繰延資産	10	社員資本	1,852
		特定資本金	0
		優先資本金	1,429
		剰余金	423
		当期未処分利益	423
		純資産合計	**1,852**
資産合計	**2,561**	**負債・純資産合計**	**2,561**

損益計算書の要旨
（自　令和８年４月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,152
営業費用	2,831
営業利益	321
営業外収益	102
営業外費用	—
経常利益	423
税引前当期純利益	423
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	423
前期繰越利益	12
優先出資配当額	12
当期未処分利益	423

第４期決算公告

令和８年９月25日
福岡県宮若市乙野1121番地
株式会社ティージーアール大分
代表取締役　中山　悦良

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	357
	固定資産	342
	合計	**700**
負債及び純資産の部	流動負債	124
	（賞与引当金）	（1）
	固定負債	298
	株主資本	276
	資本金	10
	資本剰余金	2,775
	その他資本剰余金	2,775
	利益剰余金	△2,509
	その他利益剰余金	△2,509
	（うち当期純利益）	（22）
	合計	**700**

第22期決算公告

令和８年10月16日

東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ
ｉＴｕｎｅｓ株式会社
代表取締役　秋間　　亮

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	515,048	流動負債	484,854
固定資産	20,719	（うち賞与引当金）	（133）
		固定負債	18,840
		負債合計	**503,695**
		株主資本	32,073
		資本金	100
		利益剰余金	31,973
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	31,948
		純資産合計	**32,073**
資産合計	**535,768**	**負債・純資産合計**	**535,768**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	683,041
売上原価	548,719
売上総利益	134,321
販売費及び一般管理費	89,141
営業利益	45,180
営業外収益	710
営業外費用	674
経常利益	45,215
税引前当期純利益	45,215
法人税、住民税及び事業税	18,325
法人税等調整額	△5,058
当期純利益	31,948

第７期決算公告

令和８年９月25日
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号
株式会社トライアル・
インシュアランス・サービス
代表取締役　岩見　和幸

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	87,006
	固定資産	793
	合計	**87,800**
負債及び純資産の部	流動負債	16,553
	株主資本	71,247
	資本金	10,000
	利益剰余金	61,247
	その他利益剰余金	61,247
	（うち当期純利益）	（24,267）
	合計	**87,800**

第34期決算公告

令和８年10月16日

千葉県船橋市高根台１―３―21―711
株式会社もんぜん
代表取締役　柴田　義和

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,166
	固定資産	7,238
	繰延資産	2,500
	資産合計	**33,905**
負債及び純資産の部	流動負債	42,772
	株主資本	△8,867
	資本金	3,000
	利益剰余金	△11,867
	その他利益剰余金	△11,867
	（うち当期純利益）	（4,220）
	負債・純資産合計	**33,905**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日

千葉県船橋市高根台一―三―二一―七
一一　（甲）株式会社もんぜん
代表取締役　柴田　義和
千葉県船橋市高根台一―三―二一―七
一一　（乙）合同会社作真
代表社員　柴田　義和

第21期決算公告　令和８年10月16日

東京都渋谷区円山町23番７号

株式会社不動産ＢＡＮＫ

代表取締役　大竹　和之

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	571,797
	固定資産	2,820,384
	資産合計	3,392,181
負債及び純資産の部	流動負債	8,077,612
	株主資本	△4,685,431
	資本金	16,000,000
	利益剰余金	△20,685,431
	その他利益剰余金	△20,685,431
	（うち当期純利益）	(11,925,154)
	負債・純資産合計	3,392,181

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を六百万円減少し一千万円とすることに致しました。この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十六日

東京都渋谷区円山町二三番七号

株式会社不動産ＢＡＮＫ

代表取締役　大竹　和之

第２期決算公告　令和８年９月25日

福岡県福岡市東区多の津一丁目７番５号

株式会社トライアルフードパーク

代表取締役　永田　洋幸

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	88,386
	固定資産	40,894
	合計	129,281
負債及び純資産の部	流動負債	316,372
	（賞与引当金）	(3,522)
	株主資本	△187,090
	資本金	10,000
	資本剰余金	49,299
	その他資本剰余金	49,299
	利益剰余金	△246,390
	その他利益剰余金	△246,390
	（うち当期純損失）	(145,582)
	合計	129,281

第30期決算公告

令和８年10月16日

富山県富山市総曲輪一丁目６番21

エルメッド株式会社

代表取締役　三原　修

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,700,260
	固定資産	8,554
	合計	13,708,814
負債及び純資産の部	流動負債	92,034
	株主資本	13,616,779
	資本金	150,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	13,166,779
	その他利益剰余金	13,166,779
	（うち当期純利益）	(94,339)
	合計	13,708,814

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年十一月二十五日であり、株主総会の決議は令和八年十月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日

富山県富山市総曲輪一丁目六番二一

エルメッド株式会社

代表取締役　三原　修

第２期決算公告　令和８年９月25日

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号

株式会社トライアルＧＯ

代表取締役　廣石　財

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,969
	固定資産	5,298
	合計	43,268
負債及び純資産の部	流動負債	157,337
	（賞与引当金）	(6,739)
	株主資本	△114,069
	資本金	10,000
	利益剰余金	△124,069
	その他利益剰余金	△124,069
	（うち当期純損失）	(51,520)
	合計	43,268

第37期決算公告

令和８年10月16日

大阪市此花区常吉二丁目５番14号

田村運送株式会社

代表取締役　森山　健一

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,316
	固定資産	40,954
	合計	48,270
負債及び純資産の部	流動負債	7,590
	固定負債	50,206
	株主資本	△ 9,526
	資本金	13,000
	利益剰余金	△ 22,526
	その他利益剰余金	△ 22,526
	（うち当期純損失）	(1,517)
	合計	48,270

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年九月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日

大阪市此花区常吉二丁目五番一四号

田村運送株式会社

代表取締役　森山　健一

第２期決算公告　令和８年９月25日

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号

株式会社魚寅

代表取締役　山谷　政弘

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,255
	固定資産	101
	合計	5,356
負債及び純資産の部	流動負債	3,882
	（賞与引当金）	(48)
	株主資本	1,474
	資本金	10
	利益剰余金	1,464
	その他利益剰余金	1,464
	（うち当期純利益）	(947)
	合計	5,356

第75期決算公告　令和８年10月16日

山口県熊毛郡田布施町下田布施930番地の1

原田商事株式会社

代表取締役　原田　英明

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	10,303,364
	固定資産	806,809
	有形固定資産	806,809
	資産合計	11,110,173
負債及び純資産の部	流動負債	25,472,359
	株主資本	△14,362,186
	資本金	15,000,000
	資本剰余金	4,000,000
	資本準備金	4,000,000
	利益剰余金	△33,362,186
	その他利益剰余金	△33,362,186
	（うち当期純損失）	(794,594)
	負債・純資産合計	11,110,173

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年九月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日

山口県熊毛郡田布施町下田布施九三〇番地の一

原田商事株式会社

代表取締役　原田　英明

第５期決算公告　令和８年９月25日

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号

株式会社Ｆｉｅｌｄｍａｎ

代表取締役　永田　洋幸

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	63,147
	固定資産	97,282
	合計	160,429
負債及び純資産の部	流動負債	102,003
	株主資本	63,239
	資本金	10,000
	利益剰余金	53,239
	その他利益剰余金	53,239
	（うち当期純利益）	(8,706)
	評価・換算差額等	△4,813
	合計	160,429

第１期決算公告　令和８年９月25日
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号
株式会社トライアルスーパーセンター
代表取締役　相澤　完洋

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,444
	固定資産	2,052
	合計	28,497
負債及び純資産の部	流動負債	27,533
	（賞与引当金）	(2,239)
	株主資本	963
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△19,036
	その他利益剰余金	△19,036
	（うち当期純損失）	(19,036)
	合計	28,497

第16期決算公告

令和８年10月16日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
株式会社クールトラスト
代表取締役　山名　正英

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,468	流動負債	9,654
固定資産	24,856	固定負債	14,960
		株主資本	4,832
		資本金	10
		資本剰余金	94
		その他資本剰余金	94
		利益剰余金	4,728
		その他利益剰余金	4,728
		評価・換算差額等	△122
		その他有価証券評価差額金	△122
資産合計	29,325	負債・純資産合計	29,325

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,223
売上原価	1,002
売上総利益	2,220
販売費及び一般管理費	1,971
営業利益	248
営業外収益	189
営業外費用	344
経常利益	93
特別利益	303
特別損失	999
税引前当期純損失	603
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	47
当期純損失	654

第１期決算公告　令和８年９月25日
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号
株式会社トライアルツアーズ
代表取締役　金堀　宏宣

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	100,059
	固定資産	14,208
	合計	114,267
負債及び純資産の部	流動負債	96,975
	株主資本	17,292
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△2,707
	その他利益剰余金	△2,707
	（うち当期純損失）	(2,707)
	合計	114,267

決算公告

令和８年10月16日
東京都千代田区神田神保町一丁目23番地
神田近江屋ビル５階
株式会社ＣＭＴ日本
代表取締役　ホン・ハワード・ツーハウ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	226,129
	固定資産	5,490
	合計	231,620
負債及び純資産の部	流動負債	301,936
	（賞与引当金）	(1,500)
	株主資本	△70,315
	資本金	50,000
	利益剰余金	△120,315
	その他利益剰余金	△120,315
	（うち当期純利益）	(6,522)
	合計	231,620

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日
東京都千代田区神田神保町一丁目二三番地神田近江屋ビル五階
株式会社ＣＭＴ日本
代表取締役　ホン・ハワード・ツーハウ

第７期決算公告

令和８年10月16日

東京都豊島区高田３丁目28番８号
宝印刷株式会社
代表取締役　白井　恒太

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,370,417
	固定資産	2,783,274
	資産合計	16,153,692
負債及び純資産の部	流動負債	5,828,810
	役員賞与引当金	15,092
	その他	5,813,718
	固定負債	8,407
	その他	8,407
	負債合計	5,837,217
	株主資本	10,316,474
	資本金	200,000
	資本剰余金	4,435,245
	その他資本剰余金	4,435,245
	利益剰余金	5,681,229
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	5,656,229
	（うち当期純利益）	(2,414,462)
	純資産合計	10,316,474
	負債・純資産合計	16,153,692

第56期決算公告

令和８年９月30日　富山県富山市中島４丁目２番14号
オークス株式会社
代表取締役　奥野　智之

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,077	流動負債	2,707
固定資産	24,629	（賞与引当金）	(160)
有形固定資産	17,510	（前受金復活損失引当金）	(1)
無形固定資産	94	固定負債	27,535
投資その他の資産	7,024	（退職給付引当金）	(74)
		株主資本	3,481
		資本金	50
		利益剰余金	3,431
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	3,418
		評価・換算差額等	△14
		その他有価証券評価差額金	△14
資産合計	33,709	負債・純資産合計	33,709

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	9,579
売上原価	3,688
売上総利益	5,891
販売費及び一般管理費	5,295
営業利益	596
営業外収益	501
営業外費用	217
経常利益	879
特別利益	1
特別損失	657
税引前当期純利益	223
法人税、住民税及び事業税	156
法人税等調整額	56
当期純利益	11

第12期決算公告

令和８年９月25日
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号
株式会社トライアルストアーズ
代表取締役　栖木野仁司

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	131,441	流動負債	93,620
固定資産	1,441	（賞与引当金）	(423)
		固定負債	96
		負債合計	93,717
		株主資本	39,165
		資本金	50
		資本剰余金	62
		資本準備金	50
		その他資本剰余金	12
		利益剰余金	39,053
		その他利益剰余金	39,053
		純資産合計	39,165
資産合計	132,883	負債・純資産合計	132,883

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	774,153
売上原価	610,750
売上総利益	163,402
その他営業収入	6,822
営業総利益	170,225
販売費及び一般管理費	141,577
営業利益	28,648
営業外収益	770
営業外費用	84
経常利益	29,334
税引前当期純利益	29,334
法人税、住民税及び事業税	10,191
法人税等調整額	△703
当期純利益	19,847

第５期決算公告

令和８年10月16日

東京都北区田端一丁目21番８号
ＮＳＫビル８階
Ａｄｌｅｒ　Ｏｒｔｈｏ株式会社
代表取締役　中村　悌二

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	762,489
	固定資産	173,171
	合計	935,661
負純資産及び部	流動負債	890,575
	株主資本	45,085
	資本金	5,000
	利益剰余金	40,085
	その他利益剰余金	40,085
	（うち当期純利益）	（20,526）
	合計	935,661

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千五百万円、資本準備金の額を二億三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日
東京都北区田端一丁目二一番八号ＮＳＫビル八階
Ａｄｌｅｒ　Ｏｒｔｈｏ株式会社
代表取締役　中村　悌二

第１期決算公告

令和８年９月25日

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号
株式会社トライアルヒューマンベース
代表取締役　伊崎　新悟

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	9,996
	固定資産	297
	合計	10,294
負純資産及び部	流動負債	309
	株主資本	9,984
	資本金	10,000
	利益剰余金	△15
	その他利益剰余金	△15
	（うち当期純損失）	（15）
	合計	10,294

第12期決算公告

令和８年10月16日

横浜市栄区桂台西一丁目10番13号
ＳＫＹパートナーズ株式会社
代表取締役　加藤　由紀

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	38,360
	固定資産	2,738
	合計	41,098
負純資産及び部	流動負債	1,021
	株主資本	40,077
	資本金	1,000
	利益剰余金	39,077
	その他利益剰余金	39,077
	（うち当期純利益）	（8,796）
	合計	41,098

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月十六日
横浜市栄区桂台西一丁目一〇番一三号
（甲）ＳＫＹパートナーズ株式会社
代表取締役　加藤　由紀
横浜市栄区桂台西一丁目一〇番一三号
（乙）株式会社ＪＩＬ
代表取締役　加藤　秀人

第７期決算公告

令和８年10月16日
札幌市北区北23条西５丁目２―39
株式会社Ｍ２Ｍクラフト
代表取締役　和田　学

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	83,823
	固定資産	9,391
	合計	93,214
負純資産及び部	流動負債	60,355
	固定負債	31,922
	株主資本	936
	資本金	11,000
	資本剰余金	8
	資本準備金	8
	利益剰余金	△10,071
	利益準備金	410
	その他利益剰余金	△10,481
	（うち当期純損失）	（28,136）
	合計	93,214

決　算　公　告

令和８年10月16日

三重県桑名市大字江場787番地
ゴトーケミカル株式会社
代表取締役　後藤　弘樹

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	200,400
	固定資産	136,467
	繰延資産	1,175
	合計	338,042
負純資産及び部	流動負債	108,655
	固定負債	110,548
	株主資本	118,839
	資本金	10,000
	利益剰余金	108,839
	（うち当期純利益）	（27,700）
	合計	338,042

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十六日
三重県桑名市大字江場七八七番地
（甲）ゴトーケミカル株式会社
代表取締役　後藤　弘樹
三重県桑名市大字江場字内中野七八七番地
（乙）有限会社後藤化成工業所
取締役　後藤　弘樹

第７期決算公告

令和８年10月16日
大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目７―20
AOI Biosciences株式会社
代表取締役　末田　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	184,025
	固定資産	1,968
	合計	185,993
負純資産及び部	流動負債	68,230
	固定負債	35,805
	株主資本	81,957
	資本金	90,000
	資本剰余金	545,919
	資本準備金	316,959
	その他資本剰余金	228,959
	利益剰余金	△ 553,961
	その他利益剰余金	△ 553,961
	（うち当期純損失）	（188,912）
	合計	185,993

第31期決算公告

令和８年10月16日

茨城県ひたちなか市馬渡西谷津3846番地
株式会社ノザワワールド
代表取締役　野澤　康博

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,529	流動負債	730
固定資産	9,459	固定負債	5,199
繰延資産	2	株主資本	5,061
		資本金	10
		資本剰余金	23
		資本準備金	10
		その他資本剰余金	13
		利益剰余金	5,028
		その他利益剰余金	5,028
		（うち当期純利益）	（629）
資産合計	10,990	負債・純資産合計	10,990

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日
茨城県ひたちなか市馬渡西谷津三八四六番地
（甲）株式会社ノザワワールド
代表取締役　野澤　康博
茨城県ひたちなか市馬渡西谷津三八四六番地
（乙）合同会社ＮＷ函館
代表社員　株式会社ノザワワールド
職務執行者　野澤　敏伸

「官報の発行に関する法律」の施行により
令和７年４月１日から
「官　報」は電子化されました。
内閣府

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日

宮城県大崎市古川飯川字十文字三三番地

（甲）株式会社ケーエス

代表取締役　佐藤　浩一

青森県北津軽郡板柳町大字大俵字富永三二番二

（乙）アグロ・青森株式会社

代表取締役　佐藤　浩一

第13期決算公告

令和８年10月16日

青森県北津軽郡板柳町大字大俵字富永32番２

アグロ・青森株式会社

代表取締役　佐藤　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	223,565
	固定資産	24,480
	資産合計	248,045
負債及び純資産の部	流動負債	195,356
	固定負債	10,830
	株主資本	41,859
	資本金	9,000
	利益剰余金	34,859
	その他利益剰余金	34,859
	（うち当期純利益）	(15,847)
	自己株式	△2,000
	負債・純資産合計	248,045

第59期決算公告　令和８年10月16日

宮城県大崎市古川飯川字十文字33番地

株式会社ケーエス

代表取締役　佐藤　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,874,479
	固定資産	1,984,780
	資産合計	8,859,259
負債及び純資産の部	流動負債	4,222,729
	固定負債	1,235,637
	株主資本	3,400,892
	資本金	80,000
	資本剰余金	60,000
	資本準備金	60,000
	利益剰余金	3,260,892
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	3,240,892
	（うち当期純利益）	(622,745)
	負債・純資産合計	8,859,259

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を一億五千八百万円減少し三十五億一千二百万円とし、発行済優先出資総口数七万三千四百口のうち三千一百六十口を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を一億五千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＩＳ鳥栖開発１号特定目的会社

取締役　鮎川　良子

第７期決算公告

令和８年10月16日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

ＩＳ鳥栖開発１号特定目的会社

取締役　鮎川　良子

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,740,401	流動負債	43,071
その他資産	756,291	固定負債	5,738,099
流動資産	746,672	負債合計	5,781,170
繰延資産	9,619	社員資本	3,715,522
		特定資本金	100
		優先資本金	3,670,000
		剰余金	45,422
		当期未処分利益	45,422
		純資産合計	3,715,522
資産合計	9,496,692	負債・純資産合計	9,496,692

損益計算書の要旨

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	444,451
営業費用	265,237
営業利益	179,214
営業外収益	1,701
営業外費用	0
経常利益	180,915
税引前当期純利益	180,915
法人税、住民税及び事業税	3,137
当期純利益	177,777
前期繰越損失	132,355
当期未処分利益	45,422

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日

東京都北区西ケ原三丁目二番一号

（甲）三四千代田コンサルタンツ株式会社

代表取締役　杉崎　智介

東京都北区浮間三丁目一〇番六号

（乙）株式会社縄文塾

代表取締役　杉崎　智介

第６期決算公告

令和８年10月16日

東京都北区浮間三丁目10番６号

株式会社縄文塾

代表取締役　杉崎　智介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,747
	固定資産	1,065
	資産合計	3,812
負債及び純資産の部	流動負債	8,982
	固定負債	5,000
	株主資本	△10,170
	資本金	1,000
	利益剰余金	△11,170
	その他利益剰余金	△11,170
	（うち当期純損失）	(4,987)
	負債・純資産合計	3,812

第12期決算公告

令和８年10月16日

東京都北区西ケ原三丁目２番１号

三四千代田コンサルタンツ株式会社

代表取締役　杉崎　智介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,030
	固定資産	213,055
	資産合計	234,085
負債及び純資産の部	流動負債	73,245
	固定負債	148,952
	株主資本	11,888
	資本金	15,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△8,112
	その他利益剰余金	△8,112
	（うち当期純利益）	(9,445)
	負債・純資産合計	234,085

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日

大阪市浪速区稲荷二丁目七番八号

（甲）関西金網株式会社

代表取締役　別府　敬治

大阪府大阪市浪速区稲荷二丁目七番八号

（乙）ＮＫ工業株式会社

代表取締役　別府　敬治

第12期決算公告　令和８年10月16日

大阪府大阪市浪速区稲荷二丁目７番８号

ＮＫ工業株式会社

代表取締役　別府　敬治

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	100,908
	固定資産	8,825
	合計	109,733
負債及び純資産の部	流動負債	16,877
	固定負債	0
	株主資本	92,856
	資本金	30,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	62,856
	その他利益剰余金	62,856
	（うち当期純利益）	(4,874)
	合計	109,733

第79期決算公告　令和８年10月16日

大阪市浪速区稲荷二丁目７番８号

関西金網株式会社

代表取締役　別府　敬治

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,316,878
	固定資産	6,127,024
	合計	11,443,902
負債及び純資産の部	流動負債	3,947,635
	固定負債	1,030,438
	株主資本	6,465,830
	資本金	80,000
	資本剰余金	75
	その他資本剰余金	75
	利益剰余金	6,385,755
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	6,335,755
	（うち当期純利益）	(484,356)
	合計	11,443,902

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年十月五日に、乙の株主総会の承認決議は令和八年九月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　二三一頁（号外第一四三号）

（乙）左記のとおりです。
令和八年十月十六日
名古屋市名東区勢子坊二丁目四〇二番地
（甲）株式会社ホンダ販売名東
代表取締役　木村　文夫
名古屋市東区大幸四丁目一九番一八号
（乙）株式会社ホンダ東販売
代表取締役　豊田洋一郎

決　算　公　告

令和８年10月16日
名古屋市東区大幸四丁目19番18号
株式会社ホンダ東販売
代表取締役　豊田洋一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	330,475
	固定資産	784,187
	合計	1,114,663
負債及び純資産の部	流動負債	255,173
	固定負債	766,576
	株主資本	92,913
	資本金	10,000
	利益剰余金	82,913
	その他利益剰余金	82,913
	（うち当期純利益）	(13,990)
	合計	1,114,663

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千六百四十三万七千五百七十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十六日
大阪府枚方市津田西町三丁目一八―八
香住ビル津田三階
株式会社ガードプラス
代表取締役　永田　義雄

第10期決算公告

令和８年10月16日　大阪府枚方市津田西町三丁目18―８
香住ビル津田３階
株式会社ガードプラス
代表取締役　永田　義雄

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,907	流動負債	39,723
固定資産	4,523	固定負債	18,745
繰延資産	479	株主資本	△55,558
		資本金	66,438
		資本剰余金	56,437
		資本準備金	56,437
		利益剰余金	△178,434
		その他利益剰余金	△178,434
		（うち当期純損失）	(12,105)
		新株予約権	32,000
資産合計	34,910	負債・純資産合計	34,910

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百万円、資本準備金の額を七千六百万円減少し、それぞれ三千七百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年十一月二十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日
大阪府岸和田市地蔵浜町七番地の一一
ビーエスティ・エルトロマット・ジャパン株式会社
代表取締役　五十嵐信也

第37期決算公告

令和８年10月16日　大阪府岸和田市地蔵浜町７番地の11
ビーエスティ・エルトロマット・ジャパン株式会社
代表取締役　五十嵐信也

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	332,623	流動負債	415,375
固定資産	38,163	有給休暇引当金	271
		固定負債	41,056
		退職給付引当金	926
		株主資本	△85,645
		資本金	25,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	△125,645
		利益準備金	1,300
		その他利益剰余金	△126,945
		（うち当期純利益）	(3,548)
資産合計	370,786	負債・純資産合計	370,786

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千五百万円減少しその資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日
兵庫県三田市学園上ヶ原一番
ＱｕｒｅＤＡ　Ｒｅｓｅａｒｃｈ株式会社
代表取締役　生田　雅史

第４期決算公告

令和８年10月16日
兵庫県三田市学園上ヶ原１番
ＱｕｒｅＤＡ　Ｒｅｓｅａｒｃｈ株式会社
代表取締役　生田　雅史

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	313,624	流動負債	200,634
固定資産	499,390	賞与引当金	19,000
繰延資産	1,798	固定負債	581,828
		株主資本	32,350
		資本金	490,000
		資本剰余金	660,000
		資本準備金	660,000
		利益剰余金	△1,117,649
		その他利益剰余金	△1,117,649
		（うち当期純損失）	(341,867)
合計	814,813	合計	814,813

第 29 期 決 算 公 告

令和８年10月16日　兵庫県姫路市夢前町山之内乙460

株式会社ビーワン

代表取締役　佐藤日出夫

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	906,033	流動負債	42,285
固定資産	578,527	固定負債	5,734
有形固定資産	458,083	**負債合計**	**48,019**
無形固定資産	308	株主資本	1,437,091
投資その他の資産	120,136	資本金	30,000
繰延資産	550	利益剰余金	1,412,091
		利益準備金	3,888
		その他利益剰余金	1,408,203
		（うち当期純損失）	（23,905）
		自己株式	△5,000
		純資産合計	**1,437,091**
資産合計	**1,485,110**	**負債・純資産合計**	**1,485,110**

第 62 期 決 算 公 告

令和８年10月16日

愛知県名古屋市守山区花咲台二丁目401番地

日進機工株式会社

代表取締役社長　水野　英市

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,434,432	流動負債	2,221,169
固定資産	6,367,080	（賞与引当金）	（609,384）
		固定負債	634,106
		（退職給与引当金）	（560,964）
		負債合計	**2,855,275**
		株主資本	7,946,238
		資本金	97,500
		利益剰余金	7,848,738
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	7,823,738
		（うち当期純利益）	（994,318）
		純資産合計	**7,946,238**
資産合計	**10,801,513**	**負債・純資産合計**	**10,801,513**

第 9 期 決 算 公 告

令和８年９月25日　福岡市東区多の津一丁目12番２号

株式会社トライアルゴルフ＆リゾート

代表取締役　中山　悦良

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,541	流動負債	1,081
固定資産	3,461	（賞与引当金）	（9）
		固定負債	3,454
		株主資本	467
		資本金	5
		資本剰余金	1,028
		資本準備金	5
		その他資本剰余金	1,023
		利益剰余金	△566
		その他利益剰余金	△566
		（うち当期純利益）	（19）
合計	**5,002**	**合計**	**5,002**

第 44 期 決 算 公 告

令和８年９月28日　岡山県倉敷市阿知一丁目15番３号

ピープルソフトウェア株式会社

代表取締役　横道　彰

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	601,303	流動負債	174,103
固定資産	162,346	固定負債	341,893
繰延資産	1,687	**負債合計**	**515,996**
		株主資本	249,341
		資本金	48,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	181,340
		利益準備金	6,667
		その他利益剰余金	174,673
		（うち当期純利益）	（4,852）
		純資産合計	**249,341**
資産合計	**765,336**	**負債・純資産合計**	**765,336**

第 7 期 決 算 公 告

令和８年９月25日

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番２号

株式会社トライアルリアルエステート

代表取締役　矢野　定利

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,458	流動負債	4,692
固定資産	7,544	（賞与引当金）	（11）
		固定負債	2,318
		株主資本	1,991
		資本金	100
		資本剰余金	335
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	235
		利益剰余金	1,556
		その他利益剰余金	1,556
		（うち当期純利益）	（507）
合計	**9,002**	**合計**	**9,002**

第 18 期 決 算 公 告

令和８年９月25日

福岡県福岡市東区多の津一丁目７番５号

株式会社こはく本舗

代表取締役　北川　雅章

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,256	流動負債	6,991
固定資産	267	（賞与引当金）	（83）
		固定負債	47
		株主資本	10,484
		資本金	10
		資本剰余金	91
		資本準備金	17
		その他資本剰余金	74
		利益剰余金	10,382
		その他利益剰余金	10,382
		（うち当期純利益）	（3,085）
合計	**17,524**	**合計**	**17,524**

第 117 期 決 算 公 告

令和８年10月16日　横浜市中区尾上町六丁目81番地

株式会社日新アセットマネジメント

代表取締役社長　筒井　昌隆

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	25,820	流動負債	25,217
固定資産	79,000	賞与引当金	2,058
		固定負債	36,656
		退職給付引当金	1,937
		負債合計	**61,874**
		株主資本	39,390
		資本金	6,097
		資本剰余金	4,366
		資本準備金	4,366
		利益剰余金	28,926
		利益準備金	1,524
		その他利益剰余金	27,402
		評価・換算差額等	3,555
		その他有価証券評価差額金	3,555
		純資産合計	**42,946**
資産合計	**104,820**	**負債・純資産合計**	**104,820**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	103,931	経常利益	8,784
売上原価	90,249	特別利益	203
売上総利益	13,681	特別損失	2,047
販売費及び一般管理費	7,764	税引前当期純利益	6,941
営業利益	5,916	法人税、住民税及び事業税	497
営業外収益	3,411	法人税等調整額	1,021
営業外費用	543	当期純利益	5,423

第63期決算公告

令和８年10月16日

愛知県豊橋市三ツ相町401番地

大場産業株式会社

代表取締役　大場　健生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,309
	固定資産	541
	合計	15,850
負債及び純資産の部	流動負債	328
	固定負債	29,235
	株主資本	△13,713
	資本金	12,500
	利益剰余金	△26,213
	利益準備金	3,125
	その他利益剰余金	△29,338
	（うち当期純利益）	(923)
	合計	15,850

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百五十万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日

愛知県豊橋市三ツ相町四〇一番地

大場産業株式会社

代表取締役　大場　健生

第69期決算公告

令和８年10月16日

鹿児島市中町７番13号

株式会社二見屋

代表取締役　山﨑　真

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,065
	固定資産	15,316
	合計	25,381
負債及び純資産の部	流動負債	4,496
	固定負債	87,798
	株主資本	△66,913
	資本金	21,500
	利益剰余金	△88,413
	利益準備金	1,300
	その他利益剰余金	△89,713
	（うち当期純損失）	(1,869)
	合計	25,381

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五十万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十六日

鹿児島市中町七番一三号

株式会社二見屋

代表取締役　山﨑　真

第95期決算公告

令和８年10月16日

大阪市中央区備後町二丁目６番８号
サンライズビル12階

株式会社Ｐａｒｋｅｒ　ＴＡＩＹＯ

代表取締役社長　ジェ・フン・リー

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,114
	固定資産	5,039
	有形固定資産	4,113
	無形固定資産	17
	投資その他の資産	908
	資産合計	18,153
負債及び純資産の部	流動負債	5,179
	（うち賞与引当金）	(35)
	（うちインセンティブ引当金）	(115)
	（うち受注損失引当金）	(0)
	固定負債	64
	（うち製品保証引当金）	(8)
	負債合計	5,243
	株主資本	12,910
	資本金	490
	資本剰余金	2,852
	資本準備金	2,728
	その他資本剰余金	124
	利益剰余金	10,104
	利益準備金	375
	その他利益剰余金	9,728
	（うち当期純利益）	(3,517)
	自己株式	△ 536
	純資産合計	12,910
	負債・純資産合計	18,153

第12期決算公告

令和８年10月16日

広島市安佐南区伴中央五丁目16番７号―203号

株式会社コトバンク

代表取締役　東矢　剛

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	599
	固定資産	100
	合計	699
負債及び純資産の部	流動負債	71
	固定負債	4,720
	株主資本	△ 4,091
	資本金	300
	利益剰余金	△ 4,391
	その他利益剰余金	△ 4,391
	（うち当期純利益）	(1,556)
	合計	699

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十六日

（甲）株式会社コトバンク

広島市安佐南区伴中央五丁目一六番七号―二〇三号

代表取締役　東矢　剛

（乙）株式会社アロードネットワーク

広島市安佐南区伴中央五丁目一六番七号―二〇二号

代表取締役　東矢　剛

（丙）株式会社アロード物流東広島

広島市安佐南区伴中央五丁目一六番七号―二〇四号

代表取締役　東矢　剛

第12期決算公告

令和８年10月16日

広島市安佐南区伴中央五丁目16番７号―204号

株式会社アロードネットワーク

代表取締役　東矢　剛

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	―
	固定資産	―
	合計	―
負債及び純資産の部	流動負債	―
	固定負債	2,684
	株主資本	△ 2,684
	資本金	300
	利益剰余金	△ 2,984
	その他利益剰余金	△ 2,984
	（うち当期純利益）	(―)
	合計	―

第12期決算公告

令和８年10月16日

広島市安佐南区伴中央五丁目16番７号―202号

株式会社アロード物流東広島

代表取締役　東矢　剛

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	559
	固定資産	―
	合計	559
負債及び純資産の部	流動負債	71
	固定負債	13,550
	株主資本	△ 13,061
	資本金	300
	利益剰余金	△ 13,361
	その他利益剰余金	△ 13,361
	（うち当期純損失）	(115)
	合計	559

第46期決算公告

令和８年10月16日

東京都港区芝浦四丁目９番25号

芝浦スクエアビル16階

創研情報株式会社

代表取締役　信永　和浩

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	390,178,757
	固定資産	80,998,641
	資産合計	471,177,398
負債及び純資産の部	流動負債	126,852,255
	賞与引当金	10,809,250
	固定負債	224,763,925
	退職給付引当金	60,455,900
	負債合計	351,616,180
	株主資本	119,060,208
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	104,060,208
	利益準備金	3,750,000
	その他利益剰余金	100,310,208
	（うち当期純損失）	(54,936,808)
	評価・換算差額等	501,010
	その他有価証券評価差額金	501,010
	純資産合計	119,561,218
	負債・純資産合計	471,177,398

第11期決算公告

令和８年10月16日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号

東京倶楽部ビルディング５階

株式会社ナーサリープラットフォーム

代表取締役　土屋はるか

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	410,670
	固定資産	832,005
	合計	1,242,675
負債及び純資産の部	流動負債	286,030
	賞与引当金	67,315
	固定負債	373,462
	退職給付引当金	50,337
	引当金	902
	その他引当金	902
	株主資本	582,280
	資本金	58,500
	資本剰余金	40,297
	資本準備金	40,297
	利益剰余金	483,483
	その他利益剰余金	483,483
	（うち当期純利益）	(75,344)
	合計	1,242,675

第40期決算公告

令和８年10月16日

福岡県飯塚市若菜256番地の105

株式会社シモカワ通信

代表取締役　下川　康弘

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	253,027
	固定資産	203,742
	合計	456,769
負債及び純資産の部	流動負債	27,608
	固定負債	10,073
	株主資本	419,088
	資本金	10,000
	利益剰余金	409,088
	利益準備金	690
	その他利益剰余金	408,398
	（うち当期純利益）	(17,039)
	自己株式	0
	合計	456,769

合併公告

全部左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十二月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十六日

福岡県飯塚市若菜二五六番地の一〇五　株式会社シモカワ通信　代表取締役　下川　康弘（甲）

福岡県飯塚市若菜二五九番地　株式会社ピッポッパ　代表取締役　下川　康弘（乙）

福岡県飯塚市若菜二五六番地一〇五　シモカワソリューションシステムズ株式会社　代表取締役　下川　康弘（丙）

第4期決算公告

令和８年10月16日

福岡県飯塚市若菜256番地105

シモカワソリューションシステムズ株式会社

代表取締役　下川　康弘

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4
	固定資産	10
	合計	14
負債及び純資産の部	流動負債	140
	固定負債	4,520
	株主資本	△4,646
	資本金	3,000
	利益剰余金	△7,646
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△7,646
	（うち当期純損失）	(401)
	自己株式	0
	合計	14

第18期決算公告

令和８年10月16日

福岡県飯塚市若菜259番地９

株式会社ピッポッパ

代表取締役　下川　康弘

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	118,785
	固定資産	48,884
	合計	167,669
負債及び純資産の部	流動負債	7,453
	固定負債	69,576
	株主資本	90,640
	資本金	3,000
	利益剰余金	87,740
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	87,740
	（うち当期純利益）	(5,702)
	自己株式	△100
	合計	167,669

第73期決算公告

令和８年10月16日

兵庫県尼崎市昭和南通三丁目26番地

福栄肥料株式会社

代表取締役　溝口　達也

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,260,755
	固定資産	2,025,939
	合計	5,286,694
負債及び純資産の部	流動負債	2,332,710
	賞与引当金	10,000
	固定負債	1,234,743
	退職給付引当金	108,639
	株主資本	1,719,241
	資本金	100,000
	資本剰余金	42,700
	資本準備金	24,700
	その他資本剰余金	18,000
	利益剰余金	1,684,394
	利益準備金	31,000
	その他利益剰余金	1,653,394
	（うち当期純利益）	(210,723)
	自己株式	△107,853
	合計	5,286,694

第55期決算公告

令和８年10月16日

京都市中京区麩屋町通錦小路下る桝屋町521番地

株式会社権太呂

代表取締役　藤本　和洋

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	206,143
	固定資産	635,124
	合計	841,267
負債及び純資産の部	流動負債	22,015
	固定負債	11,600
	株主資本	807,652
	資本金	10,000
	利益剰余金	797,652
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	795,152
	（うち当期純利益）	(34,378)
	合計	841,267

合併公告

全部左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十二月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十六日

京都市中京区麩屋町通錦小路下る桝屋町　株式会社権太呂　代表取締役　藤本　和洋（甲）

京都市北区平野宮敷町二六番地　株式会社権太呂金閣寺店　代表取締役　藤本　和洋（乙）

京都市中京区麩屋町通錦小路下る桝屋町　株式会社権太呂四条本店　代表取締役　藤本　和洋（丙）

第16期決算公告

令和８年10月16日

京都市北区平野宮敷町26番地

株式会社権太呂金閣寺店

代表取締役　藤本　和洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	69,592
	固定資産	2,414
	合計	72,007
負債及び純資産の部	流動負債	9,623
	株主資本	62,383
	資本金	3,000
	利益剰余金	59,383
	その他利益剰余金	59,383
	（うち当期純利益）	(1,436)
	合計	72,007

第16期決算公告

令和８年10月16日

京都市中京区麩屋町通錦小路下る桝屋町521番地

株式会社権太呂四条本店

代表取締役　藤本　和洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	90,435
	固定資産	7,381
	合計	97,816
負債及び純資産の部	流動負債	12,785
	株主資本	85,031
	資本金	3,000
	利益剰余金	82,031
	その他利益剰余金	82,031
	（うち当期純利益）	(8,590)
	合計	97,816

決　算　公　告

令和８年10月16日
大阪市北区梅田三丁目４番５号毎日新聞ビル２階
株式会社Ｓｔａｒｓ
代表取締役　水谷　治朗

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	481,190	流動負債	151,011
固定資産	52,183	（うち賞与引当金）	(7,584)
		固定負債	331,666
		株主資本	50,695
		資本金	22,792
		資本剰余金	13,792
		資本準備金	12,792
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	14,110
		その他利益剰余金	14,110
		（うち当期純損失）	(32,025)
資産合計	533,374	負債・純資産合計	533,374

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十二月二十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十月十六日
大阪府東大阪市柏田西三丁目六番一号
（甲）木村ニット株式会社
代表取締役　木村　裕太
大阪府東大阪市柏田西三丁目六番一号
（乙）株式会社文殊
代表取締役　木村　裕太

第56期決算公告

令和８年10月16日　大阪府東大阪市柏田西三丁目６番１号
木村ニット株式会社
代表取締役　木村　裕太

貸借対照表の要旨　（令和７年12月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	486,351	流動負債	20,031
固定資産	952,123	固定負債	9,580
		退職給付引当金	9,580
		株主資本	1,408,864
		資本金	82,500
		資本剰余金	192,829
		資本準備金	12,500
		その他資本剰余金	180,329
		利益剰余金	1,299,492
		利益準備金	21,400
		その他利益剰余金	1,278,092
		（うち当期純損失）	(447,078)
		自己株式	△165,957
資産合計	1,438,475	負債・純資産合計	1,438,475

第41期決算公告

令和８年10月16日　大阪府東大阪市柏田西三丁目６番１号
株式会社文殊
代表取締役　木村　裕太

貸借対照表の要旨　（令和８年４月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	861,749	流動負債	121,348
固定資産	138,514	固定負債	14,699
		退職給付引当金	14,699
		株主資本	858,864
		資本金	53,600
		資本剰余金	14,400
		資本準備金	14,400
		利益剰余金	790,864
		利益準備金	10,300
		その他利益剰余金	780,564
		（うち当期純利益）	(175,352)
		評価・換算差額等	5,351
		繰延ヘッジ損益	5,351
資産合計	1,000,263	負債・純資産合計	1,000,263

第１期決算公告

2026年９月30日　　東京都江東区東砂２丁目14番５号
パラマウントベッドホールディングス株式会社
代表取締役社長　木村　友彦

貸借対照表の要旨
（2026年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,441	流動負債	9,115
固定資産	153,393	賞与引当金	4
		その他	9,110
		固定負債	128,881
		退職給付引当金	160
		その他	128,721
		負債合計	137,996
		株主資本	24,824
		資本金	100
		資本剰余金	29,805
		資本準備金	2,100
		その他資本剰余金	27,705
		利益剰余金	△ 5,081
		その他利益剰余金	△ 5,081
		評価・換算差額等	14
		その他有価証券評価差額金	14
		純資産合計	24,838
資産合計	162,834	負債・純資産合計	162,834

損益計算書の要旨
（自　2025年８月29日　至　2026年６月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業利益	1,601	特別利益	391
販売費及び一般管理費	2,546	特別損失	24
営業損失	945	税引前当期純損失	5,158
営業外収益	409	法人税、住民税及び事業税	△ 4
営業外費用	4,989	法人税等調整額	△ 72
経常損失	5,525	当期純損失	5,081

第18期決算公告

令和８年９月28日　東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号
株式会社ＤＧベンチャーズ
代表取締役会長兼社長　林　　郁

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20,101,397	流動負債	20,191,396
固定資産	8,282,748	（賞与引当金）	(12,501)
		固定負債	2,363,555
		株主資本	2,885,062
		資本金	300,000
		資本剰余金	391,579
		資本準備金	94,888
		その他資本剰余金	296,690
		利益剰余金	2,193,483
		その他利益剰余金	2,193,483
		評価・換算差額等	2,944,133
		その他有価証券評価差額金	2,944,133
合計	28,384,145	合計	28,384,145

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	2,177,696	営業外費用	387,434
売上原価	1,927,116	経常損失	339,792
売上総利益	250,580	特別損失	1,975,052
販売費及び一般管理費	416,171	税引前当期純損失	2,314,843
営業損失	165,592	法人税、住民税及び事業税	△92,828
営業外収益	213,234	当期純損失	2,222,016